

第1節 災害対策本部の組織・運営計画

【災害対策本部担当部】 小千谷市災害対策本部

1 計画の方針

災害発生時における円滑な初動体制の確立、災害の拡大防止及び被害の軽減を図り、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するための組織、任務及び職員の配備について定める。

災害対策基本法に基づく、「災害対策本部」は、体系的かつ効果的な対策を図るよう努める。

また、風水害等発生後の各段階において優先的に実行又は着手すべき主な事業を時系列的に示し、自主防災組織等の地域防災力と連携した活動を実施する。

2 出動体制

風水害等の発生が予測され又は発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、職員の出動体制を次のとおり定める。

(1) 風水害時

出動体制		参集職員	主な出動基準
警戒体制		<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理課、建設課、農林課の課長があらかじめ指定した職員 	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象庁から各種警報が発表されたとき 2 軽微な災害の発生が見込まれるとき
必要に応じ災害警戒本部を設置	第1次出動体制	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒体制職員 ・危機管理課 ・建設課、農林課、ガス水道局等の各課長等があらかじめ指定した職員 	<ol style="list-style-type: none"> 1 新潟県から土砂災害前ぶれ注意情報が発表されたとき 2 各河川が異常な水位に達したとき 3 信濃川の上流域等で水防警報が発表されたとき 4 軽微な災害が発生したとき
	第2次出動体制	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次配備体制職員 ・各課長等 ・各課長補佐等 ・各課の係長 ・その他の職員は待機 	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象庁・新潟県から土砂災害警戒情報が発表されたとき 2 今後、各河川の水位の上昇が更に見込まれるとき 3 重大な災害の発生が見込まれるとき、または発生したとき
第3次出動体制 (災害対策本部を設置)		<ul style="list-style-type: none"> ・全職員 ※状況に応じて招集する 	<ol style="list-style-type: none"> 1 甚大な災害の発生が見込まれるとき、または発生したとき 2 その他市長が特に必要と認めたとき

(2) 雪害時

出動体制	参集職員	主な出動基準
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理課 ・建設課、農林課等の各課長があらかじめ指定した職員 	<ol style="list-style-type: none"> 1 大雪警報等が発表され、雪崩等の発生が見込まれるとき 2 連続的な降雪で市民に影響を及ぼす場合 3 軽微な災害の発生が見込まれるとき、または発生したとき
雪害警戒本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒体制職員 ・各課長等 ・各課長補佐等 ・各課の係長 ・その他の職員は待機 	<p>重大な災害の発生が見込まれるとき、または発生したとき</p>
災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員 ※状況に応じて招集する 	<ol style="list-style-type: none"> 1 甚大な災害の発生が見込まれるとき、または発生したとき 2 小千谷市災害救助条例あるいは新潟県災害救助条例、災害救助法が適用されたとき 3 その他市長が特に必要と認めたとき

3 職員の配備

(1) 勤務時間内の配備

勤務時間内に災害が予測され又は発生した場合、災害対策本部の指令の下、各部は直ちに応急対策の実施に入る。

この場合、学校、保育園及び出先機関等においては、児童、生徒、市民等の安全確保及び施設の管理等を要するため、これら出先機関等の職員の出動体制については別に定める。

(2) 勤務時間外の出動・配備

勤務時間外に災害が予測され又は発生した場合、災害対策本部は災害情報の連絡(夜間・休日)に基づき、関係課と連絡するとともに、電話連絡、携帯メール等により職員に出動指令をかけ応急対策を実施する。なお、各課は連絡体制の整備を行い、連絡名簿を総務課に提出する。

ア 出動手段

出動時の交通手段は原則自転車、バイク又は徒歩とする。

イ 出動途上の措置

職員は、出動途上において可能な限り被害状況を調査し、所属する長に報告する。

また、要救助者を発見したときは救護措置にあたった後、速やかに出動する。

(3) 勤務時間外の出動・配備

災害対策本部部長は、職員の配備状況及び活動状況を把握し、所属職員のみでは災

害対応が困難な場合は、災害対策本部総務部長に応援を求める。

災害対策本部総務部長は、災害の状況及び職員の動員状況等を掌握し、職員の適正配備を行う。

4 災害警戒本部の設置

(1) 設置

梅雨前線の活性化や台風の接近などにより、風水害等が発生し、又は発生する恐れがあり、災害への対応が必要になると予想される場合、必要に応じ災害警戒本部を設置して気象や被害情報などの収集を行う。

警戒本部を設置又は廃止した場合は、直ちに関係方面に周知する。

(2) 設置基準

ア 災害対策本部あるいは現地災害対策本部の設置を検討するとき

イ 小規模な被害が発生しているが、災害対策本部の設置には至らないとき

ウ 現在は少雨で河川水位が低くても、今後、大雨が予想され、河川水位の急激な上昇、被害発生のおそれがあるとき

5 雪害警戒本部の設置

(1) 設置

寒冷前線の活発化や積雪期の降雨などにより、雪害、雪崩、融雪災害等が発生し、又は発生する恐れがあり、災害への対応が必要になると予想される場合、必要に応じ雪害警戒本部を設置する。

警戒本部を設置又は廃止した場合は、直ちに関係方面に周知する。

(2) 設置基準

ア 災害対策本部あるいは現地災害対策本部の設置を検討するとき

イ 小規模な被害が発生しているが、災害対策本部の設置には至らないとき

ウ 今後、豪雪による被害、雪崩、融雪災害等の発生のおそれがあるとき

6 災害（雪害）対策本部及び現地災害（雪害）対策本部の設置・廃止基準

(1) 設置基準

市長は、次に掲げる場合は直ちに災害対策基本法第23条の2に基づく災害（又は雪害）対策本部を設置する。災害現場に必要な場合は、現地災害（又は雪害）対策本部も併せて設置する。

ア 市域において風水害の発生する恐れがある場合で、高齢者等避難、避難指示等を発表・発令すると見込まれる場合

イ 市域において雪害等により大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、必要があると認めた場合

ウ 災害応急対策を実施するため、特に災害（又は雪害）対策本部の設置を必要とするとき

(2) 設置場所

災害対策本部は、原則として市役所大会議室に設置し、各部の対策は、各部長の所属課等で実施する。ただし、市役所庁舎に甚大な被害が生じ対策本部としての機能が

果たせない場合は、消防本部とする。

(3) 廃止基準

市長は、災害復旧対策が概ね完了したと認められた場合は、災害（又は雪害）対策本部、現地災害対策本部を解散する。

(4) 設置及び廃止の通知

市長は、災害（又は雪害）対策本部、現地災害対策本部を設置し又は廃止したときは、県知事、防災会議構成機関及びその他関係機関にその旨を通知する。

7 避難情報の基準

市は、水害・土砂災害への早めの備えとして高齢者等避難を発表する。高齢者等避難、避難指示等の発表・発令基準は別に定める。

8 避難所の開設

市長は、高齢者等避難を発表する際、あるいは災害の発生状況に応じて、施設管理者、住民等と協働で避難所の開設を行う。避難所に配備する職員は、本部長があらかじめ指示する職員とし、避難者の受入れ、負傷者の救護、避難所の開設、運営及び地区の被害状況の調査を行う。

9 災害対策本部及び現地災害対策本部の体制

災害対策本部及び現地災害対策本部の体制は、小千谷市災害対策本部条例及び小千谷市災害対策本部規程に定める「本部の組織及び事務分掌」とする。

(1) 災害対策本部（本庁に設置）

市長は、市域において災害対策本部及び現地災害対策本部の設置基準に達した場合、本庁に災害対策本部を設置する。市長を災害対策本部長とし、本部長は全市の統括及び全職員を指揮監督する。

本部長は、本部会議、本部事務局及び各部を設置する。

ア 本部事務局

災害対策本部の運営、本部長の命令・指示伝達を行う本部事務局を設置する。

イ 各部

構成及び事務分掌は、小千谷市災害対策本部規程に定める「本部の組織及び事務分掌」のとおりとする。

(2) 現地災害対策本部

市長は、災害現場の情報収集伝達等に必要な場合は、災害現場に災害対策本部事務を行う現地災害対策本部を設置する。現地本部長は、本部の副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する。現地本部員は、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する。

10 指揮命令の順位

(1) 災害対策本部

災害対策を実施する上で、指揮命令権者（本部長：市長）が不在の場合は、次の順位により指揮命令を確立する。

- 第1順位：副市長
- 第2順位：教育長
- 第3順位：総務課長
- 第4順位：総務課長以外の課（局）長（注）

（注）小千谷市長の職務代理に関する規則に定める順序とする。

(2) 緊急時の措置

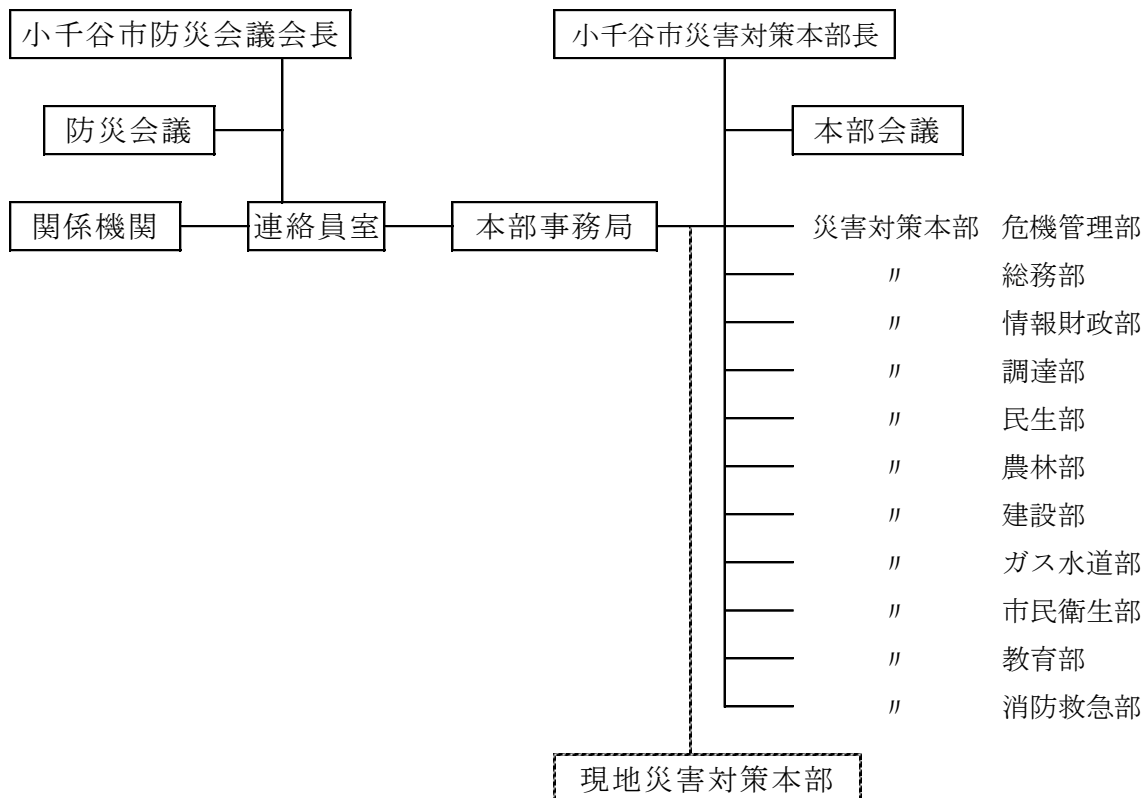
緊急に災害対策を実施しなければならない場合において、指揮命令権者の指示を受けることができないとき、又はそのいとまがないときは、当該現場における最上席の職員の判断により実施し、事後、指揮命令権者に報告するものとする。

11 小千谷市防災会議連絡員室の設置

市が災害対策本部を設置したときは、小千谷市防災会議は市役所本庁に連絡員室を設置し、関係機関相互の情報伝達を行う。

小千谷市防災会議連絡員室が設置されたときは、関係委員は、その所属機関から職員を派遣し、必要に応じて連絡員室に常駐させる。

（災害対策本部組織系統図）



12 風水害発生前後の対応スケジュール

(1) 豪雨・暴風等により災害発生が予測される段階

- 気象警報の伝達
- 水防警報の伝達、河川等の警戒監視強化、土砂災害パトロール

- 関係職員の緊急参集
- 災害警戒本部の設置、防災関係機関の指揮体制確立
- 住民避難情報の収集
- ア 高齢者等避難の発表
 - ・避難所の開設準備（施設の安全確認、管理・運営職員の派遣）
 - ・要配慮者の所在確認、避難所等への移動
 - ・一般住民への避難情報
 - ・児童・生徒の安全確保
- イ 避難の指示
 - ・一般住民の移動避難
 - ・避難所備蓄物資による対応
 - ・避難者の状況把握
 - ・残留住民の移動避難、建物上層階等での籠城避難
- (2) 豪雨・暴風等による災害の発生中（破堤氾濫、浸水等）
 - 災害対策本部の設置
 - 被害情報の収集
 - 市長・知事の緊急アピール
 - 水防活動等被害拡大防止活動の実施
 - 自衛隊等の派遣要請、広域応援の要請
 - 公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送
 - 交通規制の実施
 - 県ボランティア本部・市ボランティアセンターの設置
 - 避難所への避難者の概数及び食料等必要量の把握
 - 避難所等への食料・生活必需品の輸送
 - 避難所等への仮設トイレの設置
 - 医療救護本部の開設
 - 救護所の設置
 - 避難所での要配慮者支援対策の実施
- (3) 避難指示の解除から24時間以内
 - 災害救助法の適用
 - 通信途絶地域への仮設通信設備設置
 - 市の被害状況の把握
 - 被災地外からの医療救護班の受入れ
 - 避難所外避難者の状況の把握
 - ボランティアの受付開始
 - 義援金の受付
- (4) 避難指示等の解除から3日以内
 - ライフライン、公共土木施設等の被災状況調査と応急措置
 - 健康相談の実施
 - 浸水地域の消毒・感染症予防対策の実施
 - 断水地域への給水車による給水

○ボランティアの作業開始

13 災害時の市役所庁舎における庁舎管理上の対応

(1) 電力の確保

停電発生時に円滑な災害対策を行うことができるように、発電機等の出力の増強及び設置を行い、予備発電の確保を行う。

(2) 燃料の確保

予備電源装置の燃料確保に努める。

(3) 宿直者の対応

休日・夜間に大規模な地震が発生した場合は、身の安全を確保した上で、庁舎の被害状況を確認するとともに、出入口及び通路の確保を行い、迅速な災害対策が行えるようにする。

14 積雪期の対応

積雪期にあつては、雪崩による交通途絶、二次災害の危険性が予想される。職員は本部に参集する場合、雪崩危険箇所等にあつては、特に注意するものとする。

雪崩等により道路等が寸断された場合は、復旧するまでの間、地域の自主防災組織等の活動に参加し、地域の被害状況を収集するとともに、本部への情報伝達にあたる。また、道路等が寸断され、かつ、通信手段が確保できない場合は、地域の被害状況の収集等に当たり、二次災害の危険性が低くなったときに、各自の勤務する施設に参集する。

災害対策本部各部の分掌事務

部の名称	担当事務
危機管理部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部に関すること。 ・ 災害救助法適用に関すること。 ・ 防災会議及びその他関係防災機関との連絡調整に関すること。 ・ 避難の指示又は解除に関すること。 ・ 情報伝達手段に関すること。 ・ 自衛隊出動要請及び宿舎の設置に関すること。 ・ 緊急消防援助隊の出動要請に関すること。 ・ 被害調査に関すること。 ・ 水防に関すること。 ・ 原子力災害に関すること。 ・ 他班に属さないこと。
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災者の避難に関すること。 ・ 避難所運営の調整に関すること。 ・ 緊急輸送の総合調整及び車両等の確保に関すること。 ・ 職員の動員に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理に関すること。 ・派遣職員の受入に関すること。 ・市有財産の災害予防及び被害調査に関すること。 ・危機管理班の応援 ・被害認定調査及びり災証明に関すること。 ・市税の臨時措置に関すること。 ・議員との連絡調整に関すること。
情報財政部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の情報収集、整理及び報告に関すること。 ・予算措置に関すること。 ・災害情報の広報活動に関すること。 ・被害写真に関すること。 ・危機管理班の応援
調達部	<ul style="list-style-type: none"> ・食料及び生活必需品等の調達に関すること。 ・雇用対策及び融資に関すること。 ・商工業者の被害調査に関すること。 ・義援金の出納に関すること。 ・義援物資の受入れに関すること。
民生部	<ul style="list-style-type: none"> ・り災者の救出及び避難に関すること。 ・ボランティアに関すること。 ・避難所の管理運営に関すること。 ・義援金の受入、配分管理に関すること。 ・要配慮者の救出及び避難に関すること。 ・社会福祉施設の災害予防、被害調査及び応急復旧に関すること。 ・救護本部及び救護所の設置に関すること。 ・感染症(伝染病)の予防に関すること。
農林部	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、生活必需品等の運搬に関すること。 ・義援物資の保管及び配送に関すること。 ・農林水産施設の災害予防、被害調査及び対策に関すること。 ・農業者等への融資に関すること。 ・避難所の管理運営に関すること。
建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・土木建築関係施設の災害予防、被害調査及び応急復旧に関すること。 ・交通規制等に関すること。 ・緊急輸送路に関すること。 ・障害物の除去に関すること。 ・都市計画施設の災害予防、被害調査及び応急復旧に関すること。 ・仮設住宅の設置及び住宅応急修理に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援金に関する事。 ・ヘリポートの設置に関する事。
ガス水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・水道、ガス施設の災害予防、被害調査及び応急復旧に関する事。 ・応急給水に関する事。 ・下水道施設の災害予防、被害調査及び応急復旧に関する事。
市民衛生部	<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出しに関する事。 ・埋葬及び火葬に関する事。 ・し尿及びごみ処理に関する事。 ・防疫に関する事。 ・仮設トイレに関する事。 ・愛玩動物に関する事。
教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・教育施設の災害予防、被害調査及び応急復旧に関する事。 ・被災学校の運営に関する事。 ・給食センターでの炊き出しに関する事。 ・避難所の管理運営に関する事。 ・文化財の被害調査に関する事。 ・社会教育、社会体育施設の災害予防、被害調査及び応急復旧に関する事。
消防救急部	<ul style="list-style-type: none"> ・消防に関する事。 ・救急に関する事。 ・新潟県消防相互応援協定による応援要請に関する事。

第2節 防災関係機関の相互協力体制

【災害対策本部担当部】 小千谷市災害対策本部

1 計画の方針

○ 基本方針

大規模な災害が発生し、本市単独では応急対策が困難なときは、県、他市町村、民間、自衛隊及び防災関係機関等の協力を得て応急対策を行い、災害の拡大を抑止する。

なお、市は事前に県内市町村、県外自治体等と相互応援協定を締結し、災害時の応援協力体制を構築する。

(1) 各主体の責務

ア 市

(ア) 市は、被災したときは、被害状況等を迅速に把握し、災害応急対策を行うため必要があると認めた場合は速やかに応援又は職員派遣の要請を行うとともに、受入体制を確立する。

(イ) 被災市町村から応援を求められたときは、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

(ウ) 他市町村が被災したときは、市は、被災地の被害状況等に関する情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整備する。

(エ) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。また、市町村間等の災害時相互応援協定の締結の促進等を通じて体制整備に努める。なお、その際、大規模災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

(オ) 被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

(カ) 災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国や他の地方公共団体等から応援を受けることができるよう、あらかじめ市内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。さらに、円滑な応援受け入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要な事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。

(キ) 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者などと情報共有するなど連携に努める。

イ 県

(ア) 県は、国、公共機関、被災市町村と連絡を密にし、災害事態に対する認識を一致させて必要な災害応急対策を迅速に実施するとともに、県単独では十分な災害応急対策が実施できない場合には、速やかに他の都道府県等の関係機関に応援又は職員の派遣の要請を行う。また、必要に応じて、専門家に助言・支援の要請を行う。

(イ) 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求める。

(ウ) 県は、災害の規模等に照らし、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が被災都道府県又は被災市町村を応援することを求めるよう、要求する。

(エ) 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、道路の啓開や応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

(オ) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、近隣県をはじめ、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努め、相互応援体制の強化を図る。

(カ) 災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国や他の地方公共団体等から応援を受けることができるよう、あらかじめ庁内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。さらに、円滑な応援受け入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要な事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。

(キ) 市が災害対応能力を喪失等したときは、その機能を迅速かつ適切に支援する。なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。また、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。

(ク) 県は、市と調整の上、市の相互応援が円滑に進むよう、他の都道府県の相互応援に関する情報収集にあたりるとともに、平常時から連絡体制等の構築、

応援職員の活用方法の習熟及び発災時における円滑な活用促進に努める。

- (ケ) 連絡不通時の市への県職員の派遣、大規模災害時における県による自主的応援を含めた支援を行う。
- (コ) 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者などと情報共有し、災害時の連携体制の確認等を行うなど、相互協力体制を構築しておくよう努める。
- (カ) 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努める。
- (シ) 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。
- (ス) 県は、国が情報共有を目的に行う連絡会議等において、県の対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を国等と共有し、必要な調整を行うよう努める。

ウ その他の防災関係機関の責務

- (ア) その他の各防災機関は、その所掌する災害応急措置を速やかに実施するとともに、必要があると認める場合は、他の防災関係機関に対し必要な応援等の要請を行う。
- (イ) 国は、被災により、市及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。
- (ウ) ライフライン事業者は、必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。
- (エ) 災害規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関等から応援を受けることができるよう、防災業務計画に応援計画や受援計画を位置付けるよう努めるとともに、応援又は受援に必要な準備を整える。
- (オ) 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者間で情報共有するなど連携に努める。

(2) 達成目標

災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するため、次の事項を実施し、災害時の応援又は応援の受入れのための体制を確立する。

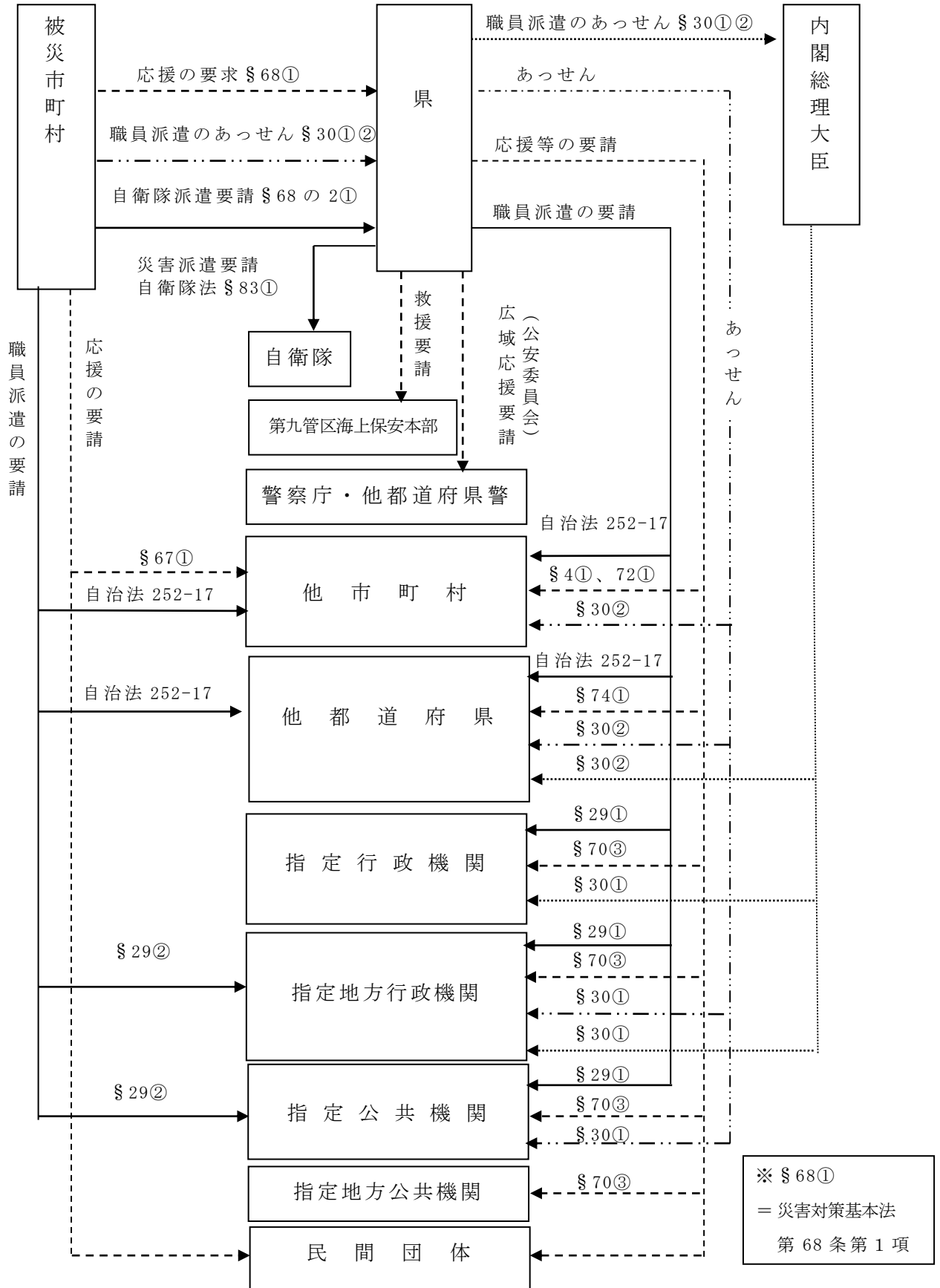
- ア 災害時相互応援に関する協定の締結
- イ 災害時の情報収集及び連絡体制の確立
- ウ 受援計画の整備など応援受入体制の確立
- エ 応援計画の整備など応援体制の確立

(3) 積雪期の対策

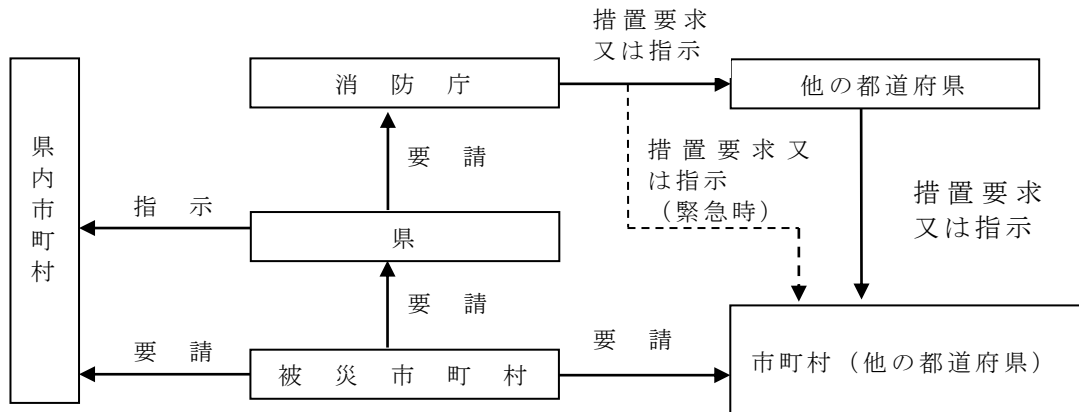
市は、積雪期において災害が発生し応援の要請を行う場合、応援隊の受入れ、活動が円滑に実施されるよう、速やかに除雪等を行い関係する施設及び用地の確保に努める。

2 情報の流れ

【災害対策基本法等に基づく応援要請等】



【消防組織法に基づく応援要請等】



3 業務の内容

(1) 時系列区分による応援要請

第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 人命の救護に必要な応援要請 災害の拡大防止に必要な応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ア. 救出・搬送用人員、資機材 イ. 医療に関する応援 ウ. 火災の鎮圧及び救助・救急に関する応援 エ. その他状況に応じた応援
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策に必要な応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ア. 必要物資の供給 イ. 給水等ライフライン応急対策に対する応援 ウ. 遺体保護・防疫などに関する応援 エ. ごみ、し尿処理に関する応援 オ. その他状況に応じた応援
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 復旧対策に必要な応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ア. 復旧対策に関する応援 イ. その他状況に応じた応援

(2) 市が実施する行政機関に対する主な応援要請の種別

指定地方行政機関の長	当該指定地方行政機関職員の派遣要請	災害対策基本法第29条
県知事	<ol style="list-style-type: none"> 指定地方行政機関職員の派遣 他の地方公共団体職員の派遣あっせん要請 応援の要求及び応急措置の実施要請 職員の派遣要請 自衛隊への派遣要請 消防庁への派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法30条第1項 災害対策基本法30条第2項 災害対策基本法68条 地方自治法第252条の17 消防組織法第24条の3
他の市町村長等	<ol style="list-style-type: none"> 応援の要求 職員の派遣要請 災害応援に関する協定に基づく要請 	<ul style="list-style-type: none"> ア. 復旧対策に関する応援 イ. その他状況に応じた応援

(3) 市の行う応援要請

ア 指定地方行政機関に対する要請

(ア) 市長は、応急対策に関する応援等を要請し、応急対策又は災害復旧のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

(イ) 指定地方行政機関の長は、職員の派遣要請を受けたときは、その所掌事務に支障のない限り適任と認められる職員を派遣する。

(ウ) 北陸地方整備局

市長は、応急対策又は災害復旧のため、災害対策用機械等が必要と認めるときは、北陸地方整備局に対し、災害対策用機械等の支援を要請する。県を通じてのあっせん要請のほか、直接出先機関に要請することもできる。

〈使用要請事項〉

・使用を要請する理由	・その他必要事項
・使用を必要とする期間	

イ 知事への要請

市長は、応急対策を実施するため必要と認めるときは、知事に対し次により応援（あっせんを含む。）を求め、又は県が実施すべき応急対策の実施を要請する。

(ア) 連絡先及び方法

県危機対策課へ防災行政無線、電話、FAXで行う。なお、防災行政無線、電話で要請した場合は、後にFAXで処理する。

(イ) 知事は、市長から応援要請を受けたときは、県の応急対策との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限の協力を行う。

ウ 他の市町村に対する要請

(ア) 市長は、応急対策を実施するため必要と認めるときは、知事に対し次により応援（あっせんを含む。）を求め、又は県が実施すべき応急対策の実施を要請する。

(イ) 市長は、応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法等の規定に基づき他の市町村長に対し応援を要請する。

（○防災協定締結一覧表・・・資料編参照）

エ 「中越大震災ネットワークおぢや」の活用

新潟県中越大震災における災害対応を契機として平成17年に設立した「中越大震災ネットワークおぢや」（事務局：小千谷市・常葉大学）により、災害発生時における被災市町村の災害対応業務支援のための情報提供と、経験職員等派遣の調整を行う。

（○ネットワークおぢや会員名簿・・・資料編参照）

(4) 県の実行する応援要請

県は、市からの応援要請があったとき、又は必要と認めるときは、県地域防災計画の定めに基づき必要な措置を行う。

ア 他の市町村への応援の指示又は調整

イ 他の都道府県への応援の要請

ウ 全国知事会を通じた応援の要請

- エ 指定行政機関等への応急対策実施要領
 - オ 第九管区海上保安本部への支援要請
 - カ 民間団体への応援要請
 - キ 自衛隊に対する災害派遣要請
 - ク 警察本部の応援要請（公安委員会）
 - ケ 消防の広域応援
- (5) 指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示
- ア 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、所掌する応急対策の実施に関し必要があると認めるときは、知事、市長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急対策の実施を要請し、又は指示することができる。
 - イ 知事、市長及び指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、要請があったとき、所掌する応急対策との調整を図りながら、必要と認められる事項について応急対策を実施する。
- (6) 指定公共機関及び指定地方公共機関
- ア 指定公共機関又は指定地方公共機関は、所掌する応急対策の実施に関し必要があると認めるときは、指定行政機関の長に対し、応援を求めることができる。
 - イ 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事若しくは市長は、指定公共機関又は指定地方公共機関から応援を求められたときは、所掌する応急対策との調整を図り、可能な限りこれに応じる。
- (7) 消防機関に対する応援要請
- 市の消防力で対処することが困難と予測される救助・救急事故及び火災が発生したとき、消防組織法第21条及び第24条の3に基づく応援要請を行い、人命の救護及び火災の鎮圧に万全を期する。応援要請の手順は次のとおりとする。
- ア 救助・救急及び火災等の応援要請

要請順位	応援協定名称等	要請種別	要請先	応援出動消防機関
第一順位	新潟県広域消防相互応援協定	第一要請	○長岡市消防本部 TEL0258-36-0119 FAX0258-36-8320	中越地域の消防本部
		第二要請	○長岡市消防本部 ○新潟市消防局 TEL025-223-3191 FAX025-223-3174 ○上越地域消防局 TEL025-525-1199 FAX025-523-8225	中越地域の消防本部、上越又は下越地域の消防本部
		第三要請	○長岡市消防本部 ○新潟市消防局 ○上越地域消防局 ○佐渡市消防本部 TEL0259-52-3941 FAX0259-52-5651	県下全域の消防本部

第二順位	緊急消防援助 隊要綱	消防庁長官 (県危機対策課) TEL025-285-5511 TEL(夜)025-280-5511(警備室) FAX025-281-2979	消防庁に登録、 又は報告してあ る全国の救助、 救急及び消防部 隊等
------	---------------	--	--

イ 消防防災ヘリコプターの応援要請

応援協定名称 等	要請種別	要請先	応援出動消防機 関
新潟県消防防 災ヘリコプタ ー応援協定	(1)調査 情報収集等	県消防防災航空隊 TEL025-270-0263、0395 FAX025-270-0265	
広域航空消防 応援実施要綱	(2)火災(消火) (3)救助 (4)救急 (5)救援物資、人 員等の搬送	消防庁長官(県危機対策課) TEL025-280-5511 TEL(夜)025-280-5511(警備 室) FAX025-281-2979	消防防災航空隊 を有する県及び 政令指定都市の 消防機関等

(8) 受入体制

市は、応援要請により災害派遣される人員、車両、物資等の受入れ及びそれらの部隊が滞在し災害活動を実施するために必要な物資の供給体制等について事前に定めておくとともに、応援要請を行うと同時に関連施設等の確保を行う。

ア 情報の収集・伝達・交換

応援要請等の必要が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び関係都道府県、市に通報するほか、必要な情報交換を行う。

イ 受入体制の確立

国、関係都道府県、市との連絡を速やかに行うための連絡窓口を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設の指定など受入体制を確立する。

ウ 応援隊事務室の設置

市は、応援隊との指揮命令システムの確保及び連絡調整等を円滑に行い災害対策を迅速に実施するため、次により事務室を設置する。

応援部隊		事務室設置場所
市		災害対策本部
消防機関		消防本部
自衛隊	統括本部	災害対策本部
	前線本部	災害対策本部

エ 宿泊場所の確保

(7) 避難所として指定されていない公共施設

(イ) 自衛隊については宿営を原則とし、宿营地は白山運動公園及び市役所周辺の市管理用地とする。また、必要に応じ宿泊施設を確保する。

(ウ) 被災状況、応援隊の規模等により市で確保することができない場合は、近隣

市町に依頼し確保する。

オ 車両集結場所

(ア) 宿泊場所に隣接したグラウンド、空地及び駐車場とする。

(イ) 不足の場合は状況に応じ、直近の公共用地、民間の駐車場の借り上げにより確保する。

カ 燃料確保及び供給

(ア) 災害応援車両への燃料の供給は、原則として新潟県石油商業協同組合の協力を得て給油場所を指定し供給する。

(イ) 被災状況等により、確保、供給することができない場合は、タンクローリー、ドラム缶等による供給を県に要請し確保する。

キ 食料の供給及び炊事施設の確保

(ア) 自衛隊及び緊急消防援助隊は、災害派遣期間中の食料の確保及び炊事については、原則として自己において完結する。

(イ) 他市町村、消防機関等（緊急消防援助隊を除く。）の災害応援隊に対する食料の供給及び炊事施設の確保は、原則として市で行うが、災害の規模及び被災の状況等により応援隊への食料の供給及び炊事施設の確保が困難であると判断された場合は、相当日数の食料及び炊事用具の携行を要請する。

第3節 気象情報等伝達計画

【災害対策本部担当部】 ○情報財政部、危機管理部、消防救急部

1 計画の方針

風水害等は気象・水象情報の分析により、災害発生危険性のある程度予測し、事前対策を講じることが可能なことから、関係機関及び住民に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に役立てるものとする。

○ 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 市民・企業等

市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元町内会や近隣住民とも連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

(イ) 市

市は、気象等の特別警報・警報・注意報について、県、消防庁・N T Tから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、必要に応じて自主防災組織等の関係団体へ通報するとともに住民へ周知する。特に、特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに緊急告知ラジオ等により市民へ周知する。

(ウ) 県

県は、新潟地方気象台から災害に関する予報又は警報の通報を受けたとき、直ちに市に通知するよう努める。

特に、気象等の特別警報の通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに通知された事項を市に通知しなければならない。

(エ) 国

新潟地方気象台は、気象等の警報等を発表したときは、直ちにその警報事項を関係機関に通知しなければならない。

イ 達成目標

気象等の災害関係予報、警報及び災害関係情報を関係機関及び住民に対し迅速かつ的確に伝達し、災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に役立てる。

2 業務の体系

気象業務法に定める特別警報・警報・注意報等	特別警報・警報・注意報の種類と概要
	特別警報・警報・注意報の概要
消防法に定める火災気象通報及び火災警報	火災気象通報
	火災警報

3 業務の内容

【気象業務法に定める特別警報・警報・注意報等】

新潟地方気象台は、気象業務法第13条、14条、14条の2及び第15条の2に基づき、一般の利用、航空機・船舶の利用及び水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。また、電気・鉄道その他特殊な事業の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

(1) 特別警報・警報・注意報及び気象情報等の種類と概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こる恐れが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

ア 一般の利用及び水防活動の利用に適合する予報及び警報

本県においては、新潟地方気象台が小千谷市を対象に、次表の基準により気象警報・注意報等を発表する。

なお、大雨・洪水の発表基準については、過去災害の発生履歴等に関連性が高い指数値を用いて設定されている（令和元年5月29日運用開始）。本指数値は、新潟地方気象台が災害事例等の蓄積により毎年見直しを行っている。

(ア) 特別警報

種 類	発 表 基 準
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。

(イ) 警報

種 類	発 表 基 準
暴風警報	平均風速が 20m/s を超えると予想される場合。
暴風雪警報	平均風速が 20m/s を超え、かつ雪を伴うと予想される場合。
大雨警報 (浸水害) 又は (土砂災害)	(浸水害) : 表面雨量指数基準 10 (土砂災害) : 土壌雨量指数基準 116 を超える降雨があると予想される場合

洪水警報	<p>流域雨量指数基準 須川流域：6.9、朝日川流域：7.7、野辺川流域：6.2、茶郷川流域：10 複合基準 茶郷川流域：表面雨量指数基準5、流域雨量指数基準9 を超えると予想される場合</p>
大雪警報	<p>平地6時間降雪の深さ35cm 山沿い12時間降雪の深さ55cm いずれかを超えると予想される場合</p>
はん濫警戒情報	<p>1 基準地点(小千谷市元町地先)の水位が、避難判断水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想される場合。 2 基準地点(小千谷市元町地先)の水位が、はん濫危険水位に到達することが予想される場合</p>

(ウ)注意報

種類	発表基準
風雪注意報	平均風速が4月～9月：12m/s、10月～3月：15m/s、かつ雪を伴うと予想される場合
強風注意報	平均風速が4月～9月：12m/s、10月～3月：15m/sと予想される場合
大雨注意報	表面雨量指数基準5 土壌雨量指数基準77 を超える降雨があると予想される場合
洪水注意報	<p>流域雨量指数基準 須川流域：5.5、朝日川流域：6.1、野辺川流域：4.9、茶郷川流域：8 複合基準 野辺川流域：表面雨量指数基準5、流域雨量指数基準4.9 茶郷川流域：表面雨量指数基準5、流域雨量指数基準9 を超えると予想される場合</p>
大雪注意報	<p>平地6時間降雪の深さ15cm 山沿い12時間降雪の深さ30cm いずれかを超えると予想される場合</p>
濃霧注意報	視程が100m以下になると予想される場合
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
乾燥注意報	実効湿度が65%以下、最小湿度が40%以下になると予想される場合
なだれ注意報	<p>1 24時間降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きいと予想される場合 2 積雪が50cm以上で最高気温が8℃以上になるか、24時間20mm以上の降雨があると予想される場合</p>

着氷・着雪 注意報	1 著しい着氷が予想される場合 2 気温0℃付近で、並以上の雪が数時間以上続くと予想される場合
霜注意報	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下
低温注意報	5月～9月：日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上継続すると予想される場合 11月～4月：平野部で最低気温が-7℃以下、山沿いで-10℃以下となることが予想される場合
融雪注意報	1 積雪地域の日平均気温が10℃以上と予想される場合 2 積雪地域の日平均気温が7℃以上と予想され、かつ日平均風速5m/s以上か日降水量20mm以上が予想される場合
はん濫注意情報	基準地点(小千谷市元町地先)の水位が、はん濫注意水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想される場合

(エ)その他の情報

記録的短時間大雨情報	1時間雨量で100mm以上の降雨が予想される場合
------------	--------------------------

(オ)水防活動の利用に適合するもの

種 類		発 表 基 準	
注 意 報	水防活動用 気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ
	水防活動用 はん濫注意情報	はん濫注意情報	〃 はん濫注意情報と同じ
	指定河川 はん濫注意情報	信濃川中流 はん濫注意情報	洪水予報基準地点の水位がはん濫注意水位を超えるおそれがある場合
警 報	水防活動用 気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ
	水防活動用 はん濫警戒情報	はん濫警戒情報	〃 はん濫警戒情報と同じ
	指定河川 はん濫警戒情報	信濃川中流 はん濫警戒情報	洪水予報基準地点の水位がはん濫危険水位もしくははん濫危険水位を超える洪水となることが予想される場合

- (注) 1 表基準欄に記載した数値は、新潟県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安である。
- 2 水防活動の利用に適合する注意報・警報は、一般の注意報・警報のうち水防に関するものを用いて行い、「水防活動用」の用語は用いない。又、指定河川を対象とする洪水予報(信濃川中流はん濫注意情報及びはん濫警戒情報)は北陸地方整備局(信濃川河川事務所)と新潟地方気象台が共同で発表

する。

- 3 同時に2つ以上の注意報又は警報を行う場合は、標題にそれらの注意報又は警報の種類を併記した1つの注意報文又は警報文を作成する。
- 4 1つ又は2つ以上の注意報又は警報が発表された後において、1つ又は2つ以上の注意報又は警報を行った場合は、前に発表された注意報又は警報は後で発表された注意報又は警報に切り換えられたものとし、注意報又は警報の必要がなくなった場合はこれを解除する。

イ 気象情報等

(7) 全般気象情報、北陸地方気象情報、新潟県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

(イ) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表される。なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(ウ) 記録的短時間大雨情報

新潟県内で大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

(エ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、府県予報区（上越、中越、下越、佐渡）単位で発表される。なお、実際に危険度高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(オ) 信濃川中流洪水予報、魚野川洪水予報

河川の増水やはん濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。洪水予報の標題（種類）は気象庁ホームページ

ジを参照のこと。

ウ その他の予報及び警報

(ア) 船舶の利用に適合する予報及び警報（新潟地方気象台発表）

(イ) 航空機の利用に適合する警報（新潟航空測候所発表）

(ウ) 鉄道・電気事業の利用に適合する予報及び警報（新潟地方気象台発表）

(2) 特別警報・警報・注意報の伝達

ア 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報等の伝達

(ア) 新潟地方気象台は、気象警報等（航空機、鉄道、電気事業等に適合するための警報を除く）を発表、切替え、解除したときは、次頁の表により、関係機関へ速やかに専用通信施設又は公衆通信施設により伝達する。通知を受けた関係機関は、更に傘下の関係機関及び一般住民等に速やかに伝達・周知する。

市は、警報・特別警報を受領した場合は、状況に応じて市民に対して広報車の巡回、電話及び消防団員による町内巡回等により周知する。

東日本電信電話(株)は、新潟地方気象台から警報・特別警報の伝達を受けたときは、一般通信に優先し、電話回線（FAX）により市へ伝達する。

(イ) 放送機関は、ラジオにあつては番組間を利用し、又は緊急の場合は番組を中断し、テレビにあつては字幕により放送し、公衆に周知する。なお、災害対策基本法第57条に基づいて、市長から災害による避難指示等の放送要請があつたときは、緊急警報放送を実施する。

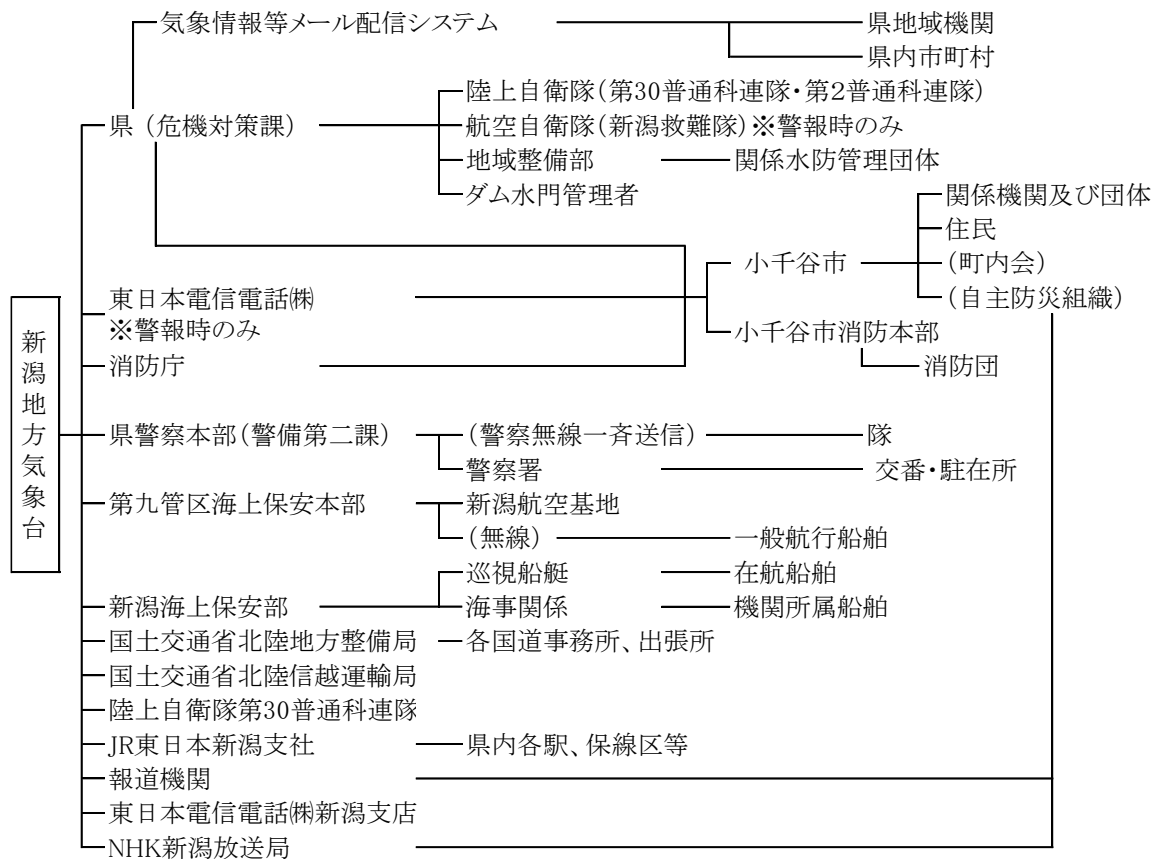
イ 水防活動の利用に適合する注意報及び警報の伝達

信濃川の水防警報については、国土交通省（信濃川河川事務所）が行うが、国土交通省、県が水防警報を発しない中小河川の水防予知については市長が行うものとし、必要ある場合は警報に準じて措置する。

ウ その他の予報及び警報の伝達等

船舶の利用に適合する予報及び警報、航空機の利用に適合する警報、鉄道電気事業の利用に適合する予報及び警報については、新潟地方気象台又は新潟航空測候所が関係機関に伝達又は通報する。

(平成29年4月1日現在)



新潟地方気象台から各機関への通報は「予警報一斉伝達装置」及び「防災情報提供装置」による。これらが使用できないときは、一般加入FAX、一般加入電話、防災行政無線電話等により伝達する。

【消防法に定める火災気象通報及び火災警報】

(1) 火災気象通報

ア 火災気象通報の概要

本県においては、新潟地方気象台が火災気象通報を行う。通報は、県消防課を通じて本市に伝達される。

通報を行う基準は、当日の気象状態が次のいずれかの条件を満たしたときとする。

- (ア) 実効湿度が65%以下になる見込みのとき
- (イ) 平均風速15m/s以上の風が1時間以上続いて吹く見込みのとき（降雨、降雪中は通報しないこともある）
- (ウ) 出火危険度5以上になる見込みのとき

注：「出火危険度」とは、その日の最小湿度及び最大風速から計算される指数

イ 火災気象通報の伝達

新潟地方気象台は、火災気象通報を発表するときは、県消防課に対し、専用FAXで通報する。県消防課は、一般の気象注意報・警報の伝達に準じて、新潟県情報通信ネットワークの一斉FAXで本市に伝達する。

(2) 火災警報

ア 火災警報の概要

市長は、県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法22条第3項の定めにより、「火災警報」を発することができる。

「火災警報」が発せられたときは、市の区域にある者は、小千谷市火災予防条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

イ 火災警報の伝達

市は、火災警報を発し、又は解除したときは、状況に応じて広報車・消防団員による町内巡回等による呼びかけ等により公衆及び所在の官公署・事業所等に周知するとともに、県消防課に通報する。

県は、放送機関に放送を依頼する。

第4節 洪水予報・水防警報伝達計画

【災害対策本部担当部】 ○情報財政部、危機管理部、消防救急部

1 計画の方針

水害は気象・防災情報の分析により、災害発生危険性のある程度予測し、事前対策を講じることが可能なことから、水防関係機関及び住民に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に役立てるものとする。

○ 基本方針

(1) 各主体の責務

ア 市民

「自らの命は自らが守る」という意識のもと市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元町内会や近隣住民とも連携を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加するなど防災に寄与するよう努める。

イ 市

信濃川の状況については、住民が主体的かつ適切な避難行動がとれるように国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報や現地の状況を総合的に判断し、住民への避難指示等発令の時機を捉え、迅速かつ的確に伝達する。

また、市内の中小河川については、水位状況等の監視体制を強化し、洪水のおそれがあるときは、直ちに上記と同様な措置を講じる。

市長は、水防上必要があるときは消防機関(消防本部、消防団)を出動させ、又は出動の準備をさせる。

ウ 国、県

(ア) 洪水予報河川

流域面積の大きい河川で洪水により相当な損害が予想されるものについては国、県が洪水予報河川に指定し、気象庁と共同して、洪水のおそれがあるときは河川の水位又は流量を市町村に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(イ) 水位周知河川

上記洪水予報河川以外で、洪水により相当な損害が予想されるものについては国、県が水位周知河川に指定し、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を定め、河川の水位がこれに達したときは水位又は流量を市町村に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(ウ) 水防警報河川

洪水により相当な損害が予想されるものについては国、県が水防警報河川に指定し、これにより水防警報をしたとき又はその通知を得たときは、直ちにその警報事項を市町村、その他水防関係機関に通知する。

(エ) 水位の通知及び公表

量水標管理者として、洪水のおそれがあり、量水標の水位が水防団待機水位を超えるとときは、その水位の状況を水防計画で定める関係者に通報する。

また、量水標の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるとときは、その水位の状況を水防計画で定めるところにより公表する。

(2) 達成目標

洪水予報、水防警報及び水位周知を行う河川を拡充し、水防活動及び住民の避難行動を支援する防災情報を迅速かつ的確に伝達する。

(3) 要配慮者に対する配慮策

市は、国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、高齢者等避難に時間を要する方への高齢者等避難情報（警戒レベル3）等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

(4) 積雪期の対応

積雪期と出水期が重ならないため、特段の対応は不要であるが、積雪期・融雪期に発生する河道閉塞等への対応は、本計画に準じて行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
市	関係行政機関	河川の水位の状況
県（地域機関）	関係行政機関	〃
国（河川事務所）	関係行政機関	〃

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
市	住民、水防従事者	避難情報
県（地域機関）	市、住民、報道機関	河川の水位または流量
国（河川事務所）	〃	〃

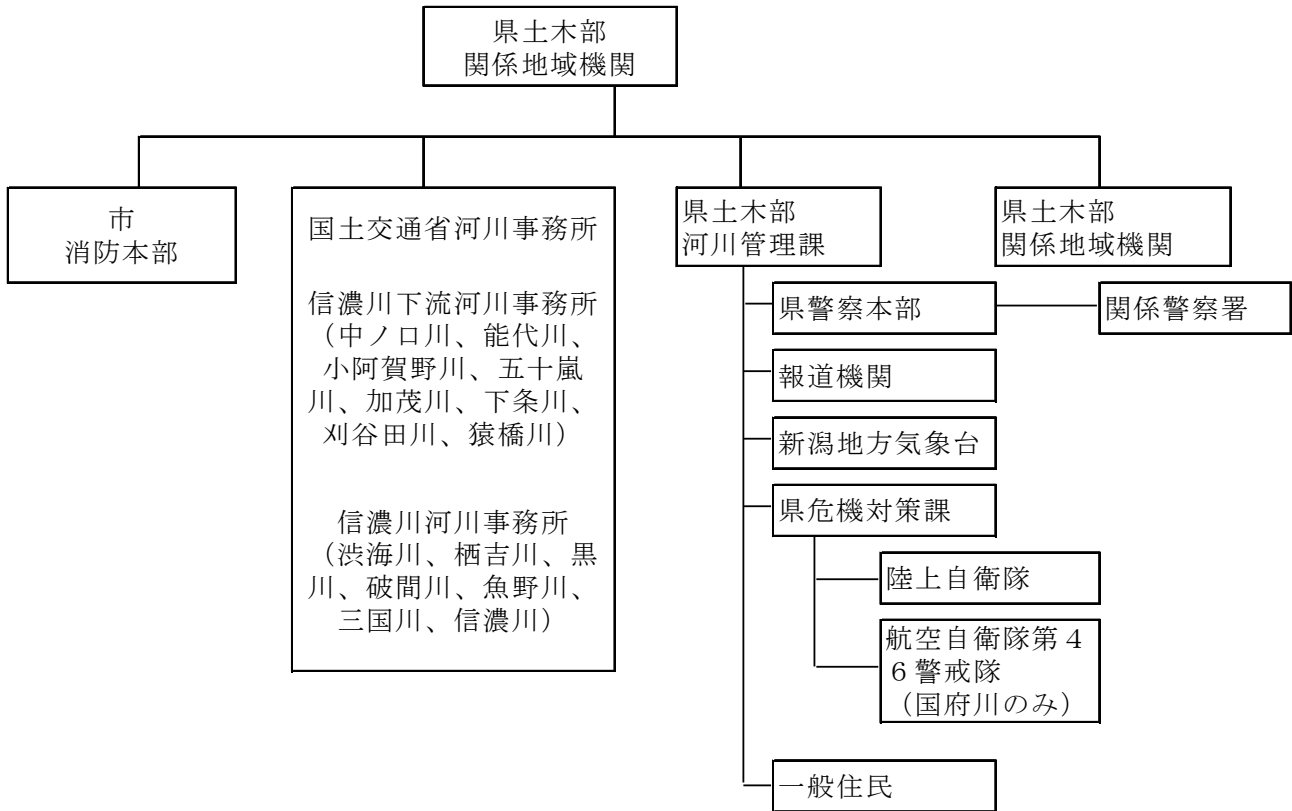
3 設定水位の種類

- ・ 水防団待機水位：通常の水位から上昇し、水防団の出動準備の目安となる水位
↓
- ・ 氾濫注意水位：水防団の出動の目安となる水位
（警戒水位）
↓
- ・ 避難判断水位：市長の高齢者等避難情報発表の判断目安避難に時間を要する人は避難開始する参考となる水位
↓
- ・ 氾濫危険水位：市長の避難指示発令の判断目安
（洪水特別警戒水位）通常の避難行動が出来る方が避難を開始する参考となる水位

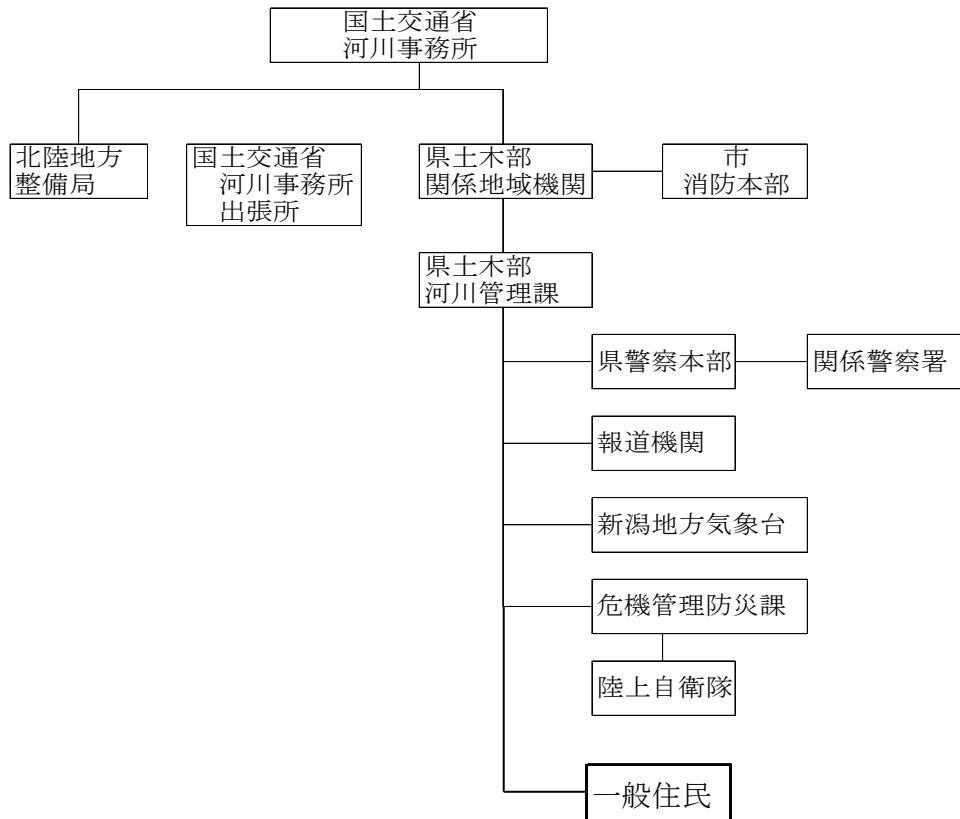
4 業務の体系

量水標管理者からの伝達フロー図

(1) 量水標管理者→「県の地域機関」からの場合



(2) 量水標管理者→「国の河川事務所」からの場合



5 業務の内容

実施主体	対 策	協力依頼先
国又は県	洪水予報河川、水防警報河川及び水位周知河川の指定	新潟地方気象台
国又は県	水位又は流量の通知、公表	市、報道機関
国又は県	河川防災情報の一般への提供	県民一般
市	消防機関の準備・出動	消防本部、消防団
市	避難情報の発令	住民、報道機関

(1) 国の業務

ア 洪水予報河川

(ア) 流域面積の大きい直轄河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川を洪水予報河川に指定する。

(イ) 洪水の恐れがあるときは、気象庁と共同して、河川の水位又は流量を、氾濫した後においてはそれらに加え浸水の区域及びその水深を示して県に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

イ 水防警報河川

(ア) 洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川を水防警報河川に指定する。

(イ) これにより水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を県に通知する。

ウ 水位の通報及び公表

(ア) 量水標管理者として、洪水のおそれがあり、量水標の水位が通報水位を超えるときは、その水位の状況を示して水防計画で定める関係者に通報する。

(イ) また、量水標の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を示して水防計画で定めるところにより公表する。

エ 国所管の洪水予報・水防警報指定区間の一覧

(ア) 洪水予報指定区間（令和2年6月1日現在）

河川名	洪水予報基準点	所管事務所	関係市町村
信濃川中流	十日町(姿) 小千谷 長岡 大河津	信濃川下流河川事務所	長岡市、小千谷市、十日町市、燕市、弥彦村
魚野川	六日町 小出 堀之内	信濃川河川事務所	長岡市、魚沼市、南魚沼市、小千谷市

(イ) 水防警報指定区間（令和2年6月1日現在）

河川名	水防警報基準点	所管事務所	関係市町村
信濃川	十日町(姿) 小千谷 長岡 大河津	信濃川河川事務所	長岡市、小千谷市、十日町市、燕市、弥彦村
魚野川	六日町 小出 堀之内		長岡市、魚沼市、南魚沼市、小千谷市

(2) 県の業務

ア 洪水予報河川

(ア) 国の洪水予報河川について水位又は流量、氾濫後においては加えて浸水の区域及びその水深について通知を受けたときは、直ちにこれを市町村に通知する。

(イ) 国が洪水予報河川に指定した以外の流域面積が大きい河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を洪水予報河川に指定する。

(ウ) 洪水の恐れがあるときは、気象庁と共同して、河川の水位又は流量を示して市町村に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

イ 水位周知河川

(ア) 国の水位周知河川について水位情報の通知を受けたときは、直ちにこれを市町村に通知する。

(イ) 上記洪水予報河川以外の河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を水位周知河川に指定する。

(ウ) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、水位がこれに達したときは河川の水位又は流量を示して市町村に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

ウ 水防警報河川

- (ア) 国の水防警報河川について警報事項の通知を受けたときは、直ちにこれを市町村に通知する。
- (イ) 洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を水防警報河川に指定する。
- (ウ) これにより水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を市町村、その他水防関係機関に通知する。

エ 水位の通報及び公表

- (ア) 量水標管理者として、洪水のおそれがあり、量水標の水位が水防団待機水位を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定める関係者に通報する。
- (イ) また、量水標の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定めるところにより公表する。

オ 河川防災情報システムによる情報提供

- (ア) 河川に関する雨量・水位・ダム放流量・画像等をリアルタイムで情報処理する河川防災情報システムを更新・整備する。
- (イ) 上記について広く一般に情報提供するため、インターネットにより配信する。
- (ウ) 雨量の度合いや水位の状態（水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位）を各段階に応じて色分け表示し、これを地図上に示すなどして、わかりやすい防災情報の提供を行う。

カ 県所管の洪水予報・水位周知・水防情報提供河川の一覧

(ア) 水位情報周知河川（令和2年6月1日現在） *中越地域の河川のみ掲載

河川名	指定水位局	所管地域機関	関係市町村
五十嵐川	荒 沢 滝 谷	三条地域振興局	三条市
刈谷田川	栃 尾 本 明 大 堰	長岡地域振興局	長岡市、見附市、三条市
浜海川	飯 塚	長岡地域振興局	長岡市
信濃川(県)	割 野	十日町地域振興局	長岡市、十日町市、津南町、小千谷市
魚野川(県)	中之島	南魚沼地域振興局	長岡市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町
鯖石川	加 納	柏崎地域振興局	柏崎市

(県) : 直轄管理区間に対する県管理区間のこと

(イ) 水防警報河川（令和2年6月1日現在） *中越地域の河川のみ掲載

河川名	指定水位局	所管地域機関	関係市町村
五十嵐川	荒 沢 滝 谷	三条地域振興局	三条市
刈谷田川	栃 尾 本 明 大 堰	長岡地域振興局	長岡市、見附市、三条市
浜海川	飯 塚	長岡地域振興局	長岡市
信濃川(県)	割 野	十日町地域振興局	十日町、津南町、小千谷市、長岡市
魚野川(県)	中之島	南魚沼地域振興局	長岡市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町

鯖石川	加 納	柏崎地域振興局	柏崎市
-----	-----	---------	-----

(県) : 直轄管理区間に対する県管理区間のこと

(3) 市の業務

ア 市の水防責任

水防管理団体として、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

イ 避難情報の発令

信濃川の状況については、国、県が伝達する氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）等の水位情報やダム放流量等の防災情報、新潟地方気象台が発表する気象情報等や現地の状況を総合的に判断し、住民に対する避難指示発令の時機を捉え、迅速かつ的確に発令し伝達する。

市内の中小河川については、水位状況等の監視体制を強化し、洪水のおそれがあるときは、直ちに上記と同様な措置を講じる。

ウ 水位の通報及び公表

洪水のおそれがある国又は県から河川の水位が通報水位を超える旨の通知を受けたときは、その水位の状況を、市の水防計画に定めるところにより、関係者に通報する。

エ 消防機関の出動

水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときその他水防上必要があると認めるときは、市の水防計画に定めるところにより、消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせる。

(4) 新潟地方気象台の業務

気象等の状況により洪水の恐れがあるときは、その状況を国及び県に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求めて一般に周知する。

第4節の2 土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画

【災害対策本部担当部】 ○情報財政部、危機管理部、消防救急部

1 計画の方針

土砂災害については、気象・防災情報等により、災害発生の危険性をある程度予測し、事前対策を講じることが可能なことから、関係機関及び住民に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に役立てるものとする。

○ 基本方針

(1) 各主体の責務

ア 市民

市民は、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、市が伝達する避難情報や他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、自主防災組織等や近隣住民とも連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

イ 市

市は、国、県、新潟地方気象台からの土砂災害緊急情報及び土砂災害警戒情報等に基づき、住民への避難指示等を迅速かつ的確に発令するとともに、災害が発生した場合、災害発生情報を可能な範囲で発令する。また、これらの情報に対応する警戒レベルを明確にするなど、対応したとるべき避難行動がわかるように伝達するとともに、適切な避難誘導を実施する。

避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

ウ 国、県

県は、土砂災害に関する情報を確実に伝達し、住民の確実な避難行動につなげるよう、人間の特性や住民の属性などを踏まえた上ですべての人がイメージし易いようにするなど、住民目線に立った情報伝達を行う。

(ア) 土砂災害緊急情報

重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施した場合、得られた結果を、避難のための立ち退きの指示の判断に資するため土砂災害緊急情報を市に通知する。

(イ) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（聖籠町を除く）を特定して警戒を呼びかける情報で、県と新潟地方気象台から共同で発表し、市町村長等に通知及び一般へ周知する。

なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信	情報受信者	主な情報内容
市	関係行政機関	被害情報、危険個所の情報
県	関係行政機関	被害情報、危険個所の情報

(2) 被災地へ

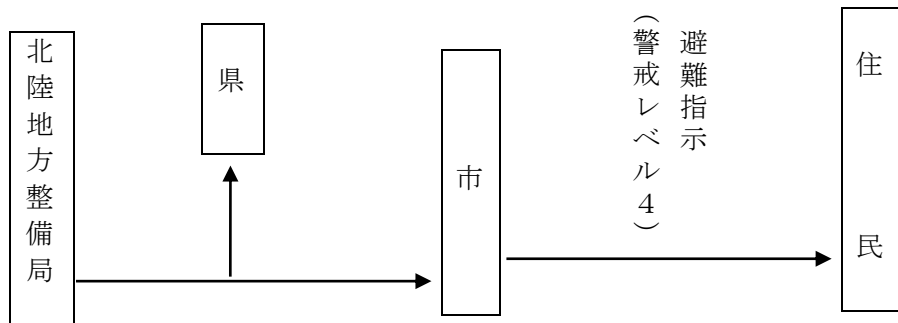
情報発信	情報受信者	主な情報内容
市	市民	避難情報
県（地域機関）	市	土砂災害緊急情報
国	市、県	土砂災害緊急情報
新潟地方気象台 （県と共同発表）	関係行政機関、県、 報道機関	土砂災害緊急情報

3 業務の体系

(1) 土砂災害緊急措置の伝達フロー図

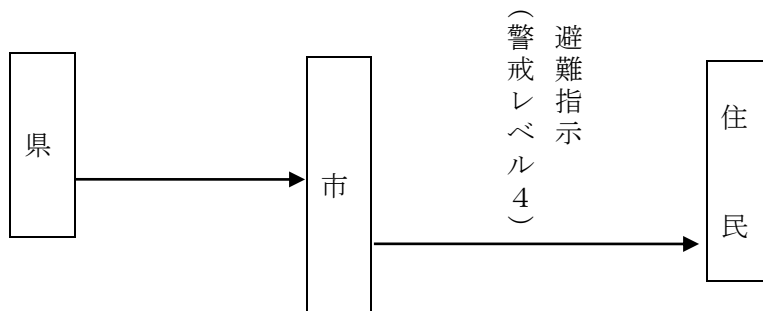
ア 国が緊急調査を行う場合

河道閉塞を原因とする土石流及び湛水の場合、国が行う。



イ 県が緊急調査を行う場合

地すべりの場合、県が行う。



(2) 土砂災害警戒情報の伝達フロー図

土砂災害警戒情報を発表した際には、新潟地方気象台は、県及び関係機関へ伝達し、県は市へ伝達する。伝達経路は、第3章第4節の気象警報等の伝達経路図に準ずる。

4 業務の内容

実施主体	対 策	協力依頼先
国又は県	土砂災害緊急情報の通知等	市
県・新潟地方 気象台	土砂災害警戒情報の発表	
市	避難情報の発令	住民

(1) 国の業務

ア 河道閉塞を原因とする土石流や湛水によって重大な土砂災害が発生するおそれがある場合に実施した緊急調査の結果を県、市に通知する。

イ 土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときについても、この結果を県、市に通知する。

(2) 県の業務

ア 地すべりによって重大な土砂災害が発生するおそれがある場合に実施した緊急調査の結果を市に通知する。

イ 土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときについても、この結果を市に通知する。

ウ 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨によって土砂災害発生危険度が高まったとき、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、新潟地方気象台と共同で、土砂災害警戒情報を発表し、市町村長等に通知及び一般へ周知する。

なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

第5節 災害時の通信確保

【災害対策本部担当部】 ○情報財政部、危機管理部、総務部、消防救急部

1 計画の方針

○ 基本方針

災害発生時における被害状況の把握や被災者救助活動などの応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集手段の確保が重要である。防災関係各機関は、全国瞬時警報システム（J－ALERT）など各種の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努める。また、被災箇所での緊急対策実施のために臨時の通信手段が必要となる場合、関係機関の協力を得てこれを確保する。

(1) 各主体の責務

ア 市民・企業等

風水害発生直後において、情報が錯綜することから自分の置かれた状況を冷静に判断するために、避難に当たっては、緊急告知ラジオ、緊急情報メール等の情報を確認するとともに、非常用持出袋などを準備する。

イ 市

(ア) 公衆回線等の不通箇所を把握し、早期復旧に努めるとともに、代替通信手段を確保する。

(イ) 自力で通信手段を確保できない場合は、県及び防災関係機関、通信事業者等に支援を要請する。

ウ 県

(ア) 公衆回線、防災行政無線の不通箇所を把握し、早期復旧に努めるとともに、公衆回線に係る通信事業者の早期復旧を支援し、代替通信手段を確保する。

(イ) 防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、市で利用する通信手段の確保を支援する。

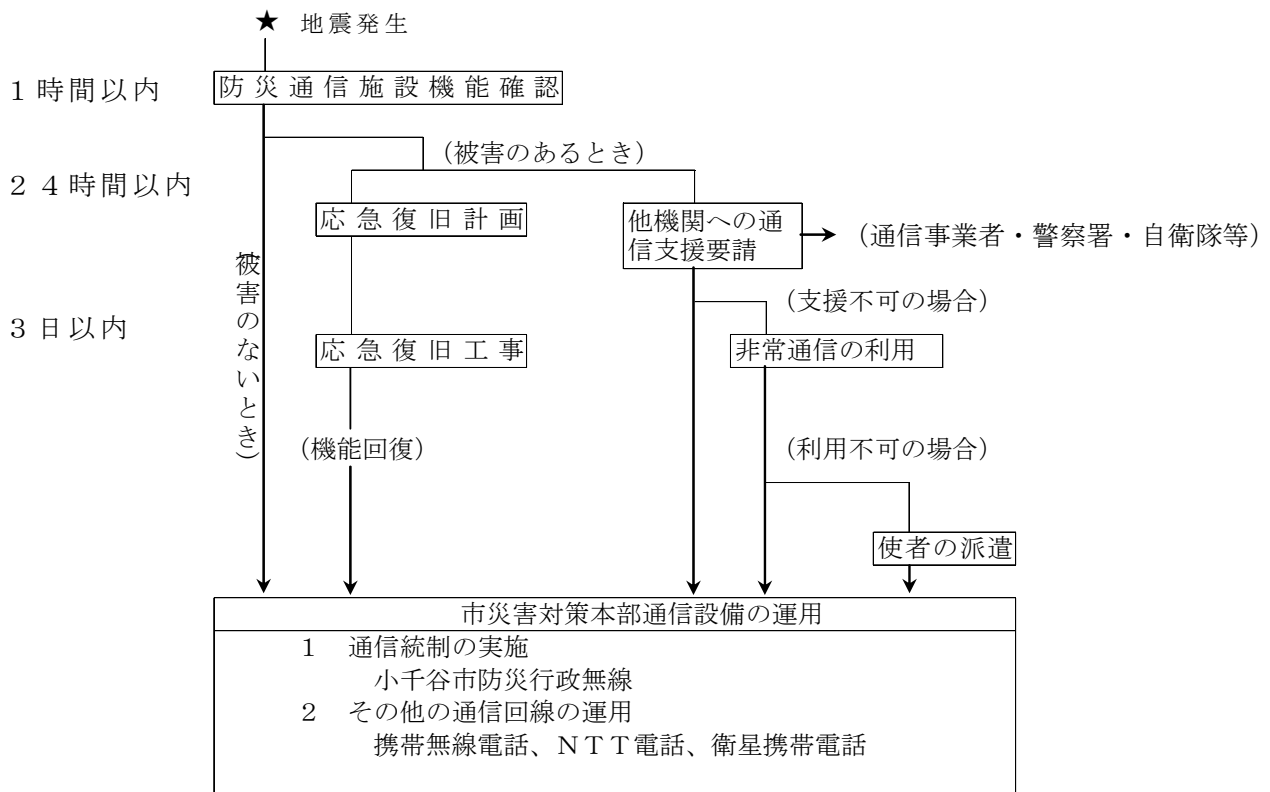
(ウ) 防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段を確保する。

エ 防災関係機関、通信事業者等の責務

県、市から要請があった場合は、通信の確保に協力する。

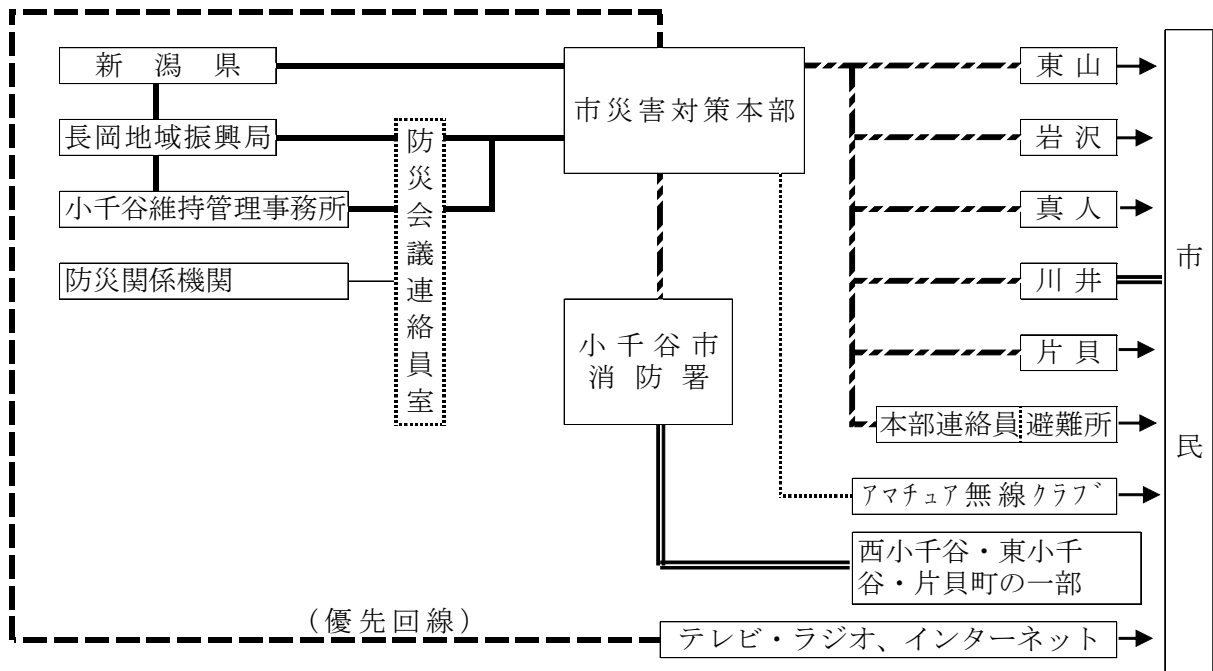
通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

2 防災通信施設応急対策フロー図



3 通信体系

有線電話施設が、使用不能及び著しく使用が困難な場合における、通信施設の運用については次のとおりとする。



—— 県情報通信ネットワーク / - - - - 市行政無線・衛星携帯電話 (片貝支所は除く。)

..... アマチュア無線 = = = 同報有線施設 ——— その他

4 災害時の通信連絡

県、市及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として小千谷市防災行政無線、県防災行政無線又は公衆回線（加入電話）で行うものとする。加入電話は、局地的あるいは全面的に途絶する場合は想定されるため、あらかじめNTT東日本へ申し入れ、承諾を得ている災害時優先電話を利用する。

（○災害時優先電話一覧表・・・・・・・・・・資料編参照）

（○新潟県防災行政無線・・・・・・・・・・資料編参照）

5 小千谷市防災行政無線

(1) 通信統制

災害時等において情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、小千谷市防災行政無線の通信回線を確保する必要があるときは、危機管理課長（通信管理者）は、次により通信統制を実施する。

ア 回線統制

全回線又は任意の回線について発着信を統制し、一斉通報を行う。

イ 通話統制

任意の通話中回線に緊急割込み分割通話を行うほか、その回線の強制切断を行う。なお、運用上の細部については、「小千谷市防災行政無線運用管理規程」の定めるところによる。

（○小千谷市防災行政無線運用管理規程・・・・・・・・・・資料編参照）

(2) 移動系無線の利用

小千谷市防災行政無線の陸上移動局（携帯型・車載型）及び消防車載無線電話は、災害現場の情報収集を行うとともに、基地局（固定系）に機能障害が生じた場合は、応急対策用無線機として利用する。

6 他機関の通信設備の優先利用等

災害に関する通知、要請、伝達及び災害が発生した場合の応急措置に必要な通信のため、緊急を要する場合において特別の必要があると認めるときは、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第8条第2項により市は、有線電気通信法に掲げるものが設置する有線電気通信設備又は無線設備を使用することができるものとする。

使用することができる主な通信設備

・警察通信設備　・電力通信設備　・消防通信設備

7 非常通信の利用

県、市及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が使用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに災害応急対策等のため必要と認めるときは、非常通信を利用する。

なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を

実施すべきか否かを判断の上行う。

(○非常通信を依頼できる無線局一覧表・・・資料編参照)

8 その他の通信の利用

(1) 防災相互通信用無線の利用

災害が発生した場合に防災活動にあたる防災関係機関が、防災活動を円滑に進めるため全国共通の150MHz帯及び400MHz帯の専用波を用いて被害や活動の状況を相互に通信するために、防災関係機関、地方公共団体、地域防災関係機関に設置されている。

なお、運用上の細部については、「新潟県内防災相互通信用無線局運営要領」の定めるところによる。

(○防災相互通信用無線・・・資料編参照)

(2) 移動式通信設備の使用

災害時において、携帯電話、衛星携帯電話、業務用無線(MCA)、PHS等の移動式通信設備を使用し、緊急時や災害復旧活動における通信手段として有効に活用する。

(3) アマチュア無線の活用

災害時においては、ボランティアのアマチュア無線により、安否情報、救援物資の輸送情報、生活情報等の収集・伝達など、被災地及び避難所等における身近な連絡手段として有効に活用する。

(○小千谷アマチュア無線クラブ会員名簿・・・資料編参照)

(○アマチュア無線による災害情報の提供に関する協定・・・資料編参照)

(4) 消防団無線の活用

市内各地域の消防団車両に配備されている無線を、非常用の連絡手段として活用する。

9 放送施設の活用

有線電話の有効活用が図られない場合、市は速やかに県を通じ、テレビ、ラジオの放送機関に、災害に関する情報、応急対策上必要な伝達事項等の放送を依頼する。

10 すべての通信が途絶した場合

すべての有線及び無線電話が途絶した場合は、使者を派遣して行う。

11 小千谷市防災行政無線の応急復旧体制

通信施設が被災した場合は、被災状況を直ちに把握し、障害の早期復旧に努め、的確な臨機の措置を行い、防災関係機関・施設相互の通信回路の確保にあたる。

(1) 通信設備の機能確認

通信設備の疎通状況及び機能確認を行う。

(2) 災害時の組織体制

応急復旧業務を行うため、夜間休日等の非常通信体制をあらかじめ定めておく。

(3) 設備復旧体制の確立

応急復旧措置について、保守点検業者とあらかじめ定めておく。

第6節 被災状況等収集伝達計画

【災害対策本部担当部】 ○情報財政部、危機管理部、総務部、消防救急部

1 計画の方針

○ 基本方針

災害情報の収集・伝達・共有は災害対応の要であることから、市及び関係機関は、災害発生後速やかに被災情報の収集活動を開始する。市は、関係機関と密接な連携のもと、収集した情報を集約し、的確な応急対策活動を開始するとともに、防災関係機関及び被災地住民等に、情報を伝達する。

防災関係機関及び被災地内外の住民は、市の伝達する情報や地理情報システム（GIS）などを活用して被災情報を的確に把握し、避難又は応急対策活動の実施に努める。

(1) 各主体の役割

ア 市民・企業等

災害発生前後において、情報が錯綜することから自らの置かれた状況を冷静に判断するために、避難に当たっては、緊急告知ラジオ、緊急情報メール等の情報を確認するとともに、非常用持出袋などを準備する。

イ 市、消防機関

災害発生前後の概括的被害情報を収集し、被害規模を推定するための関連情報を収集する。情報収集に当たっては、消防団、自主防災組織、地区振興会、町内会等、防災関係機関等から情報収集できる体制をあらかじめ確立する。

なお、その災害により被害が発生した場合、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等速報基準」により、消防庁及び県防災局へ報告する。

ウ 県

(ア) 県は、小千谷市消防本部、県地域機関及び警察本部等を通じ被害情報を収集するとともに、市、防災関係機関と相互に情報交換する。また、必要に応じて職員を市に派遣する。

(イ) 被害が発生した場合、天候状況等を勘案しながら、消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及び画像撮影（ヘリコプターによる画像伝送を含む。）等により被災地情報を収集する。

また、必要に応じて自衛隊、国土交通省北陸地方整備局、JAXA等に対してヘリコプター、人工衛星等による情報収集を依頼する。

(ウ) 県は、北陸信越運輸局、鉄道事業者、東日本高速道路株式会社等を通じ、避難道路等に係る被災状況の情報を収集し、市に提供する。

(エ) 危機管理センターを上記の情報収集・提供を行う拠点とし、情報収集伝達体制を確立する。

(オ) 県は、収集した情報を集約し、被害の概括を掌握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、国、各防災機関及び被災地内外の住民に地理情報システム（GIS）

の活用など各種手段を使って「情報の共有化」を図る。

(カ) 被災市町村から県への被害状況の報告ができない場合、県は、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的な活用等により、積極的に情報収集を行う。また、あらかじめ情報収集要領の整備に努める。

(キ) 人的被害の数については、県が一元的に集約、調整を行う。県は市町村、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集する。

エ 警察本部

(ア) 風水害発生時には、通信指令課を中心に駐在所、パトカー、白バイ、ヘリコプター等により直ちに情報収集に当たり、通信指令課による一元的な情報収集体制を確立する。

(イ) ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等の画像情報を活用し、被災地域の情報を収集するとともに、必要に応じ交通機動隊のトライアル班を編成し、被災地の情報を収集する。

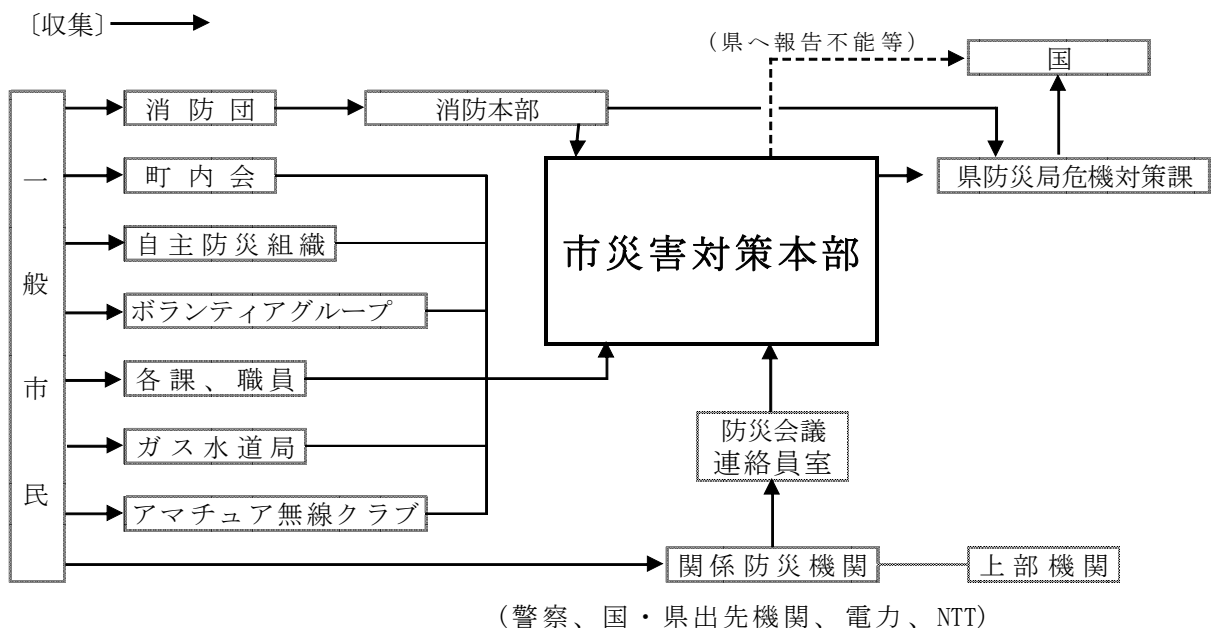
オ 関係機関の役割

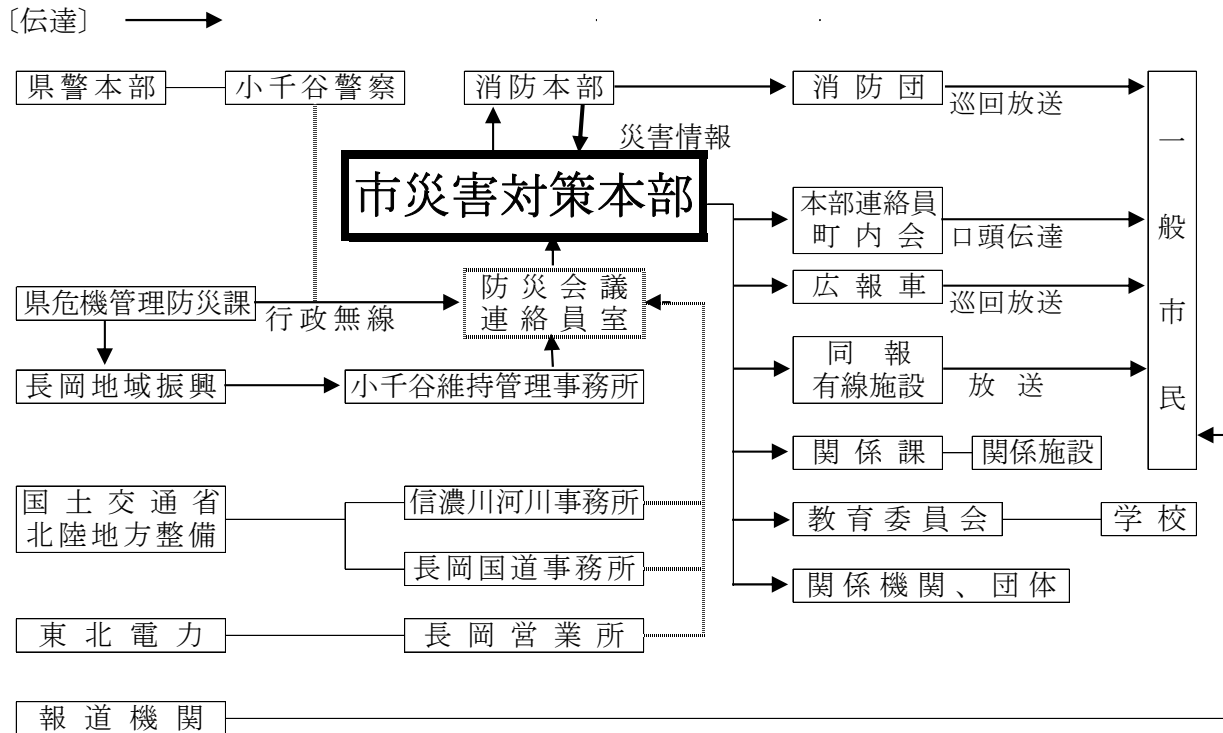
被害が発生した場合、自衛隊、国土交通省北陸地方整備局は、それぞれの組織において被災他の情報を収集するとともに、必要に応じヘリコプター、パトロールカー等を出動させ、被災地情報を収集する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の被災状況等の収集・情報伝達は、民生委員・児童委員、自主防災組織、地区連絡協議会、町内会及び消防団等の避難誘導協力体制の整備を進めるとともに避難所における手話通訳、文字情報等に配慮する。

2 応急対策フロー図





3 災害情報の時系列収集区分

市は、初動体制の迅速な確立とその後の応急対策を実施するため、被災情報の収集を風水害発生後の時間の経過に応じて行い、関係機関は所管業務に係る被災情報を市に提供する。

区分	収集事項	収集要領
災害速報 (第1段階)	<ul style="list-style-type: none"> 人的被害 火災状況 住家等被災状況 住民避難状況 医療機関被害状況 道路、橋梁等被災状況 ライフライン施設被害状況 	災害発生直後に実施 <ul style="list-style-type: none"> 迅速性を第一として、市内の被災状況を把握する。 警察、消防を主体とした関係機関からの状況を収集する。 職員の参集途上においての情報収集 市民、自主防災組織等からの通報、聴取
中間報告 (第2段階)	<ul style="list-style-type: none"> 第1段階調査事項 公共施設被害状況 農林商工業被害状況 	<ul style="list-style-type: none"> 常に被害状況の把握に努め、逐次本部へ報告する。 現地調査を行う。 被害の数量の把握に努める。 第1段階調査事項をより詳細に把握する。
概算集計報告 (第3段階)	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況を概算集約 	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況を数量的に概算集約
復旧進捗報告 (第4段階)	<ul style="list-style-type: none"> 応急復旧工事の進捗状況 	<ul style="list-style-type: none"> 応急復旧工事の進捗状況を把握する。

4 情報収集・伝達

災害対策本部の総務部員は、動員配備計画に基づき直ちに本部を設置し、関係機関、団体、町内会等の組織と密接な連絡をとる。

情報財政部は、被災状況等の情報収集に努めるものとし、収集した情報は整理の上、災害対策本部及び関係機関に伝達する。

なお、被害の状況により収集困難な事態が生じたときは、専門的な技術を有する県及びその他の機関に要請し、収集活動を実施する。

[通信手段の確保が困難な場合]

電気通信設備が使用不能又は著しく使用が困難な場合は、市所有の無線通信機器及び消防用車両無線の有効活用を図るとともに、関係機関に協力を求める。

基幹避難所に配置された職員は、町内会等の協力を得て、被災地の被害状況の収集、対策本部の情報の伝達に当たる。

(1) 職員からの情報収集

災害発生が勤務時間外の場合は、非常招集で登庁してくる職員から被災状況を聞き取り調査する。

(2) 地域からの情報収集

被災現地での情報の収集及び伝達は、消防団、町内会及び自主防災組織等の活動組織を通じて行うものとし、情報の正確性を保持するため、災害対策本部との窓口の一本化を図るように要員を配置する。

(3) 現地調査

被害が甚大な地域、通信手段が途絶した地域にあっては、被害状況の調査のため調査隊を組織し、派遣する。

(4) ヘリコプター等による情報収集

通信施設の断絶等により、被災状況の収集に支障がある場合には、県等のヘリコプターを所有する機関に出動を要請し、次の事項に重点をおき、速やかに収集活動を実施する。

ア 災害発生場所

イ 道路被害状況（道路機能確保状況）

ウ 建築物の被害状況

エ 住民の避難状況（避難場所の確認）

オ 公共機関及び施設の被災状況

(5) 被害情報報告

地震により被害の発生が確認された場合、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等速報基準」により、消防庁及び県防災局（消防課・県危機対策課）へ報告する。

5 収集すべき情報

(1) 災害の発生場所又は地域

(2) 被害の程度

・人的被害

- ・ 一般家屋
 - ・ 公共施設
 - ・ 道路、河川
- (3) 災害対策の概要
- ・ 現地災害対策本部の概要
 - ・ 避難指示等の状況
 - ・ 消防機関等の活動状況
 - ・ 応急措置の概要
- (4) その他応急対策上必要事項
- ・ 食料、医薬品、その他緊急に補給を必要とする物資の種類及び数量等
- (5) 「被害の程度」については、第3章第50節「災害救助法による救助」による。また、災害救助法が適用される場合は、家屋の被害が重要となるので判定に当たっては、正確かつ速やかに被害の把握に努める。

6 関係機関の実施体制

- (1) 災害情報の収集は、各機関の必要な事項に基づいて、各々の機関において行い、県、市及び他の防災機関から情報収集に関し、応援の要請があった場合は、極力応援するよう努める。
- (2) 関係機関は、所掌する事務又は業務に係る被害状況等について、市及び必要と認める機関に伝達する。
- また、小千谷市防災会議連絡員室が設置された場合は、職員を派遣、駐在させ市対策本部との情報伝達に当たる。
- (3) 関係機関は、各々の災害応急対策の実施状況について、市及び必要と認める機関に伝達する。

7 積雪期の対応

積雪期に雪崩等が発生した場合、山間地の集落は通信・交通共に途絶状態となると予想されるため、これらの地区に災害時も使用可能な通信施設を設置するなど情報伝達体制の確立に努める。

第7節 広報計画

【災害対策本部担当部】 ○情報財政部、危機管理部

1 計画の方針

○ 基本方針

風水害発生時には、被災地や隣接地域の住民に対し、速やかに正確な情報を提供することにより、流言飛語等による無用な混乱を防止し、適切な判断による行動が取れるようにすることが必要である。

市及び防災関係機関は、住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急復旧対策を実施するために、広報活動を行う。

市長及び知事は、各々適切な時期に報道機関等の協力を得ながら被害状況や対応状況及び今後の見通し等について説明する。

(1) 各主体の責務

ア 市・県

災害に関する全県的な情報を積極的に収集し、災害発生が予想されるときは、避難情報をはじめとする防災に関する情報を広報し、住民等の安全を確保する。また、災害発生後は避難・救助活動、応急対策等の情報を広報し、さらなる被害の拡大と流言飛語等による社会的混乱を防ぎ、住民等の安全を確保し民心の安定を図るとともに、救援・復旧活動に対する協力を仰ぐため、社会的関心を喚起する。

また、要配慮者にも、的確に情報が伝達されるよう、多様な広報手段を積極的に活用するとともに、消防団、自主防災組織、町内会、民生委員・児童委員及びボランティア等の協力を得て行う。

イ 警察

生命、身体及び財産を災害から保護し、犯罪の予防、交通の確保等、公共の安全と秩序を維持するために広報活動を行う。

ウ 新潟地方気象台

災害発生が予想される時は、的確な防災対策が講じられるよう、気象情報等を伝達する。

災害発生後は、災害応急対策活動等を支援するため、防災関係機関の要望を踏まえ、被災地向け気象情報等の提供を行う。

エ 北陸地方整備局

災害発生が予想されるときは、的確な防災対策が講じられるよう、河川水位情報等の観測情報を広報する。

災害発生後は、民生の安定を図るとともに救援・復旧活動を促進するため、国道や河川等の所管施設の被害状況や応急対策等の情報を提供する。

オ ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道、情報通信事業者）

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災情報等を広報し、迅速に救援活動・復旧活動等が講じられるよう、防災情報等を広報する。

カ 公共交通機関（鉄道、バス）

避難、救援活動が迅速に行われるよう、被害状況、運行時間・経路変更、代替手段、復旧状況及び復旧予定等を広報する。

キ 報道機関

災害に関する情報を入手した時は、被害の拡大と社会的混乱を防ぐため、それぞれの計画に基づき報道する。

ク 市民、企業等

災害に関する情報には留意し、情報を入手したときは、要配慮者や情報を入手していない地域住民、観光客等の滞在者に的確に伝達し、適切な対応がとれるよう配慮する。

(2) 要配慮者等に対する配慮

ア 災害や雪で道路や通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう多様な広報手段を活用する。

イ 視覚・聴覚障がい者等にも情報が伝達されるよう、音声と掲示を組み合わせ、手話通訳者や誘導員の配置等、多様な情報伝達手段を確保する。

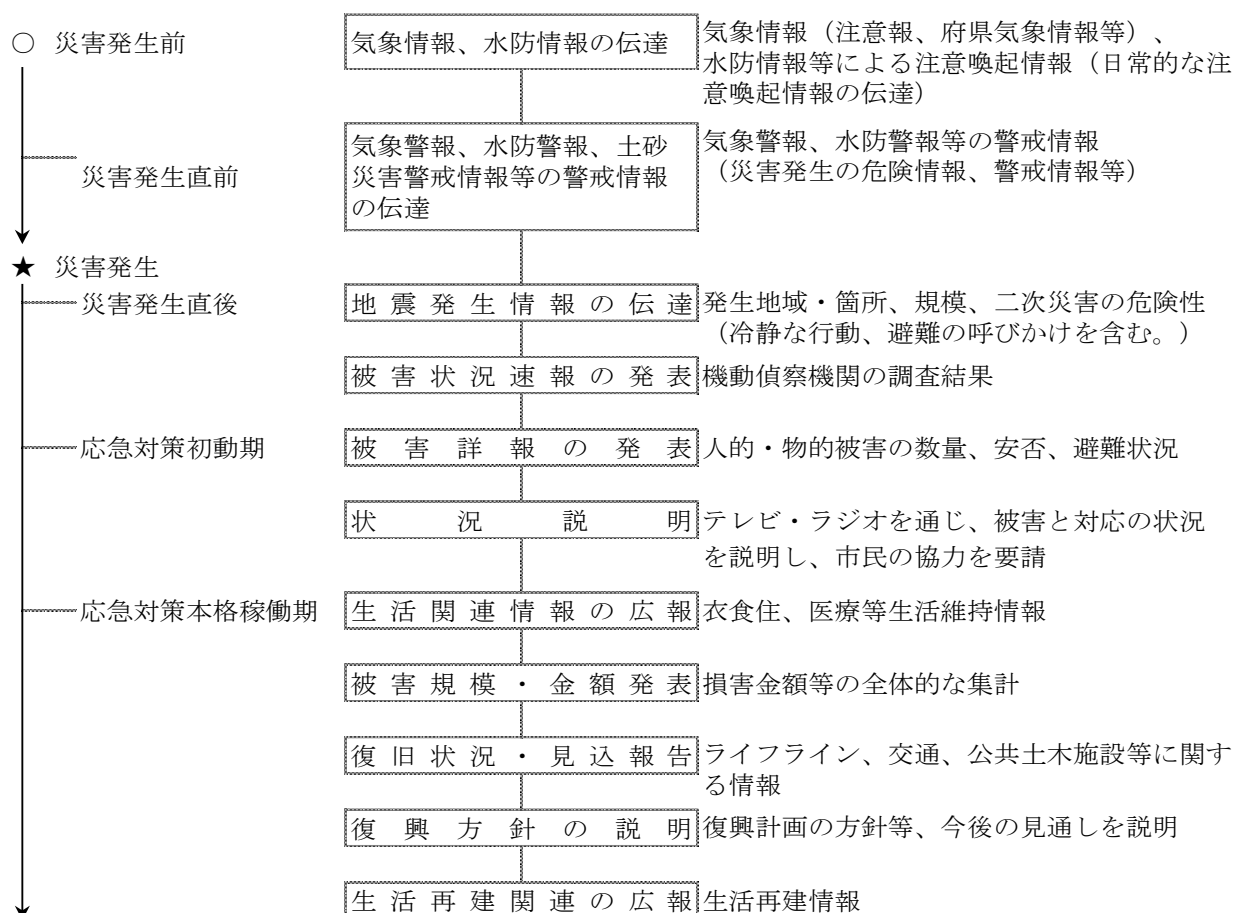
ウ 外国人にも災害に関する情報が伝達されるよう、通訳の配置、多言語サイトの構築等により情報を提供するよう配慮する。

エ 一時的に被災地から離れた被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が確実に伝わるよう情報伝達方法を工夫する。

オ 高齢者、障がい者等地域の要配慮者に対して、自主防災組織、地域住民等を通じて、災害に関する情報が伝達されるよう配慮する。

カ 地域情報に不案内な観光客、遠距離通勤・通学者等に対し、企業・事業所、学校等を通じて、適切な対応がとれるための情報が伝達されるよう配慮する。

2 業務の体系（フロー図又は業務体系図）



3 市民・企業等の役割

災害に関する情報には留意し、情報を入手したときは、要配慮者や情報を入手していない地域住民、観光客等の滞在者に的確に伝達し、適切な対応がとれるよう配慮する。

- (1) 国際交流協会等ボランティアによる外国人への広報活動
- (2) アマチュア無線局による情報の提供
- (3) 自主防災組織、地域住民等は、高齢者、障がい者等地域の要配慮者に災害に関する情報を伝達する。
- (4) 企業・事業所、学校等は、観光客、遠距離通勤・通学者等に対し適切な対応がとれるよう災害に関する情報を伝達する。

4 市の役割

市は、市域における第一義的な広報機関として、主に被災地域及び被災者に対する直接的な広報広聴活動を行う。警察署、消防署、医療機関、その他現地機関との連絡調整を行い、県からの情報及び自ら収集した情報を地域住民に提供し、民心の安定を図るとともに、住民に対し一元化した正確な情報を速やかに提供する。

また、救援・復旧活動に対する協力を仰ぐため、社会的関心を喚起するとともに、被災住民のプライバシーに配慮した広報活動を行う。

(1) 広報・広聴すべき内容

- ア 避難、医療、救護、衛生、健康（心のケアを含む）に関する情報
- イ 人的被害（行方不明者の数を含む。）建築物等の被害等の情報
- ウ 給水、炊き出し、生活必需品の配給の実施に関する情報
- エ 生活再建、仮設住宅、医療、教育、復旧計画に関する情報
- オ 自主防災組織及び自治組織等からの相談・要望等
- カ 被災者の相談・要望・意見
- キ その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

(2) 広報活動

ア 広報手段

- (ア) 電話・防災メール・防災情報受信端末・個別訪問・広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
- (イ) 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）
- (ウ) 緊急速報メール
- (エ) コミュニティ放送等コミュニティメディアへの情報発信
- (オ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト、多言語サイト）
- (カ) 国際交流協会等ボランティアによる外国人への広報活動
- (キ) アマチュア無線局による情報の提供
- (ク) 衛星携帯電話による情報の提供
- (ケ) 県総合防災情報システム及びLアラート（災害情報共有システム）による情報提供

(3) 広聴活動

災害発生時には、市は相談所の設置、町内会、自主防災組織等を通じて被災者の要望等を聴取し、事実を確認し、速やかに関係機関等に伝える。

また、被災者からの相談、要望、苦情等を受付け、適切な措置をとるとともに災害応急対策や復旧・復興に対する提言、意見等を広く被災地内外に求め、県や市町村等の災害対応の参考とする。

要望への対応は、緊急度の高いものを優先させ、軽微なものや長期的なものは復旧の進捗状況に合わせて対応することになるので、対応の遅れるものは住民等への説明を行い、協力を求める必要がある。

ア 自主防災組織及び自治組織等からの相談・要望等の受付

イ 被災者のための相談窓口の設置

(4) 広報・広聴活動に当たっての留意点

市は、要配慮者に配慮した広報を実施するため、県、放送機関等と連携して、次の措置を講じる。

ア 災害や雪で道路や通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう、多様な広報手段を活用する

イ 視覚・聴覚障がい者にも情報が十分に伝わるよう、掲示と音声の組み合わせ、文字放送テレビの設置、手話通訳者や誘導員の配置等多様な情報伝達手段を確保する。

ウ 外国人被災者にも災害に関する情報が伝達されるよう、通訳の配置、多言語サイ

トの構築などにより情報を提供するよう配慮するとともに、関係機関にも外国語による放送等を依頼する。

エ 被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が十分に伝わるよう情報伝達経路の確保に努める。

(5) その他の活動

市は、今後の資料とするための取材を行い、映像・写真・録音などにより記録を残す(記録を目的とする取材活動)。この場合、被災した住民のプライバシーに配慮する。

第8節 住民等避難計画

【災害対策本部担当部】 ○危機管理部、総務部、情報財政部、民生部、消防救急部

1 計画の方針

○ 基本方針

豪雨、暴風等、災害発生が予想される気象状況においては、災害発生の予兆を察知し、避難指示等の迅速な伝達と早期避難の適切な実施により、人的被害の発生を極力回避する。

(1) 各主体の責務

ア 市民

- (ア) 自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保する。
- (イ) 火災の発生を防止し、出火した場合は直ちに初期消火に当たる。
- (ウ) 家族及び近隣者の安否を確認し、協力して救出活動を行う。
- (エ) 避難する場合は、隣近所で声をかけ合って集団で行動する。
- (オ) 避難時の周囲の状況などから、指定緊急避難場所へ移動することが危険を伴う場合等やむを得ないと判断したときは、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行う。
- (カ) 市町村が発表する避難情報を正しく理解し、的確に行動する。
 - ・高齢者等避難 →いつでも避難できるよう準備を整える。要配慮者は、避難所等の安全な場所へ移動する。
 - ・避難指示 →その場に留まることが危険であり、直ちに避難する。
 - ・警戒区域設定 →当該区域へ立ち入らない、又は当該区域から退去する。
- (キ) 異状を発見した場合は、直ちに市町村、消防等に通報する。
- (ク) 浸水等で移動避難が危険な場合は、建物の上層階等で危険を避け、必要に応じて救助を要請する。

イ 企業・事業所等

- (ア) 不特定多数の者が利用する施設においては、利用者を適切に避難・誘導する。
- (イ) 必要に応じて、施設を緊急避難場所として提供する。
- (ウ) 近隣での住民の救助活動に協力する。

ウ 市

- (ア) 気象情報、河川水位に関する情報等を的確に入手・把握し、早い段階から住民に注意喚起の広報を行う。
- (イ) 市長は、河川水位、降雨量等が、あらかじめ設定した基準に達したとき、又は危険と判断したときは、躊躇することなく避難指示等を発令する。特に避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。避難指示等の実施基準は別に定める。
- (ウ) 避難指示等の伝達は避難情報伝達マニュアルに従い、Lアラート（防災害情報共有システム）の活用や関係事業者等の協力を得つつ、緊急告知ラジオ、緊

急情報メールなど多様な手段を併用して、一斉・迅速・確実に行う。

危険が急迫した状況で、通常的手段による伝達が困難な場合は、県内放送機関に対する緊急放送の要請を県に依頼する。また、市が全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。

- (エ) 住民等の避難は別に定めるマニュアルに従い行う。避難住民の誘導は、消防、警察の協力を得て行い、必要に応じて県に応援を依頼する。
- (オ) 避難指示等を発出した場合は、直ちに避難所を開設する。避難指示等発出前に住民が自主的に避難した場合は、直ちに職員を派遣し、必要な支援を行う。
- (カ) 避難指示等を発令した場合は、発令時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を、直ちに新潟県総合防災情報システム等を利用して県に報告する。

エ 県

- (ア) 気象情報、河川水位情報、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報等、避難の判断材料となる情報を、市に随時提供し、状況判断について技術的な支援を行う。また、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するとともに、時期を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言する。
- (イ) 前記の情報収集・提供を行う拠点を県庁西回廊危機管理センターとし、市への情報支援体制を確立する。
- (ウ) 市の避難指示等の発令状況を被害状況と共に集約し、消防庁応急対策室に報告すると共に、報道機関や県ホームページを通じて公表する。
- (エ) 知事は、避難住民の輸送や救出のため、市からの要請又は職権に基づき、消防の広域応援、緊急消防援助隊の派遣、自衛隊の災害派遣、第九管区海上保安本部の協力等を要請する。
- (オ) 市の避難所開設運営に関し、施設の提供、物資の提供など必要な支援を行う。
- (カ) 北陸信越運輸局、鉄道事業者等と調整の上、市長の応援要請に応じて避難住民及び緊急物資の運送車両等の確保に係る支援を行う。
- (キ) 被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送の要請を行う。
また、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。
- (ク) 県教育委員会は、所管する県立学校の避難所としての使用に協力する。
- (ケ) 県警察は、住民の避難途上の安全確保に協力するとともに、必要に応じて、警察災害派遣隊の出動を要請し、避難住民の輸送や救出に当たる。

(2) 達成目標

浸水、土砂崩れ等の被害事象発生前に、住民の避難を完了する。

(3) 要配慮者に対する配慮

- ア 情報伝達、避難行動に制約がある避難行動要支援者は、高齢者等避難が発令された場合は、一般の住民よりも早く、近隣住民や自主防災組織等が直接避難を呼びかけ、住民等の介助の下、安全な場所に避難させる。
- イ 市は、あらかじめ策定した「避難行動要支援者名簿」に基づき、消防、警察、自主防災組織、民生委員・児童委員及び介護事業者等の福祉関係者等の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難・誘導に当たる。また、情報の伝達漏れや避難できずに残っている要配慮者がいないか点検する。
- ウ 市は、避難先で必要なケアが提供できるよう手配する。
- エ 県は、避難後の要配慮者のケアについて、受入れ施設の提供、人員の派遣等により市を支援する。

(4) 積雪期の対応

- ア 屋外では音声情報が伝わり難くなるため、市は、無雪期よりも確実に避難指示等を伝達するよう留意する。
- イ 足場が悪く、避難行動の制約が大きくなるため、市は、特に要配慮者の避難支援について地域住民等の協力を求める。
- ウ 寒冷な時期であるため、避難先での暖房確保、早期の温食提供等に配慮する。

(5) 広域避難への対応

ア 市による協議等

市は、災害の規模、被災者の避難・受入状況、避難の長期化等により、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合には、県内の他の市町村への受入れについて当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該地の都道府県との協議を求める。

イ 県による協議等

県は、市からの協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域避難のための要求を市に代わって行う。

ウ 県による助言

県は、市から求めがあった場合には、受入れ先の候補となる自治体及び当該自治体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言する。

エ 避難元自治体と避難先自治体間の情報共有

避難元と避難先の市町村及び都道府県は、居住地以外の市町村に避難する被災者の所在地等の情報の共有に努める。

2 情報の流れ

(1) 避難行動

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
---------------	--------

県、防災機関等	市	河川情報、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報とその補足情報、気象情報等
市	町内会（自主防災組織）、住民等	避難指示等
町内会、住民		避難行動

(2) 救助活動（被災地から）

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者、地域等	消防、警察、市	安否情報、被害情報、被災地ニーズ
市	県	集約された被害情報、集約された被災者ニーズ
県	県内広域消防相互応援部隊、緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊、自衛隊等	活動範囲、業務内容

(3) 救助活動（被災地へ）

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	活動範囲、部隊規模、受け入れ態勢
市	町内会（自主防災組織）、住民等	避難所の開設、運営協力要請、支援体制等の情報
町内会、住民	その他の被災地域	支援体制

3 業務の体系

地域の状況（気象警報、河川情報等） → 危険地域からの自主避難

↓

高齢者等避難（警戒レベル3）の発令

→ 住民及び県、報道機関への情報伝達

避難行動要支援者の把握及び避難誘導支援

↓

避難所の準備及び開設（それ以外の住民については、避難の準備又は避難行動）

避難指示等（警戒レベル4）の発令

→ 住民の安否確認、孤立者等への救助活動

（必要に応じて警戒区域の設定）

↓

避難

→ 避難者ニーズの取りまとめ

4 業務の内容

(1) 高齢者等避難等

実施主体	対 策	協力依頼先
町内会（自主	・地域の情報連絡	市、消防団、消防、警察

防災組織)、市 民	・自主避難及び自主防災組織等による要配慮者の把握及び避難誘導、救助要請	
市	・避難所の開設と避難状況の収集 ・県、報道機関への情報の提供と発信 ・要配慮者への対応	指定避難所管理者、消防、警察、報道機関等
県	・避難状況の全体把握及び関係機関への情報伝達 ・自衛隊、消防庁、警察本部等への連絡 ・管理施設の避難所開放	報道機関、自衛隊、消防庁、警察本部等
防災関係機関	・避難状況の把握及び緊急通報への対応 ・広域応援の必要性の判断及び市との情報交換	警察本部、消防本部

(2) 避難指示等

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・住民等への伝達と避難の指示 ・避難の広報、避難誘導 ・避難路の安全確保及び避難所の開設 ・報道機関、消防、警察等関係機関への連絡	報道機関 消防本部、警察
県	・避難指示等の取りまとめ及び関係機関への情報伝達 ・関係機関に災害派遣等を要請 ・応急対策の実施	報道機関、自衛隊、消防庁、国土交通省、警察本部等
防災関係機関	・避難指示等の地域からの避難誘導 ・交通規制の実施 ・犯罪予防	県警本部、消防本部

(3) 避難誘導及び救助

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者、自主防災組織	・自主避難及び自主防災組織等による要配慮者の把握及び避難誘導、救助要請	消防団
市	・被害状況の収集と避難所の開設及び避難者の概数把握 ・情報の提供と発信 ・自衛隊、緊急消防援助隊の派遣要求	指定避難所設置者、消防、警察等
県	・被害状況の全体把握及び関係機関への情報伝達 ・自衛隊、緊急消防援助隊等への派遣要請 ・管理施設の避難所開放	報道機関、自衛隊、消防庁、警察本部等
防災関係機関	・避難状況の収集及び緊急通報への対応 ・広域応援の必要性の判断及び市との情報交換	県警察、消防本部

5 避難指示

(1) 避難指示する者

避難指示の発令権者は次のとおりであるが、避難指示が発令されたとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡する。

区分	実施者	根拠法令
指示	市長	災害対策基本法第60条第1項
	警察官	災害対策基本法第61条第1項 (警察官→警察官職務執行法第4条)
	災害派遣を命ぜられた部隊の 自衛官 (その場に警察官がない場 合に限る。)	自衛隊法第94条
	知事	災害対策基本法第60条第5項 (当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき)
	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第25条
	知事、その命を受けた県職員 又は水防管理者	水防法第22条

第9節 避難所運営計画

【災害対策本部担当部】 ○総務部、民生部、農林部、教育部、危機管理部

1 計画の方針

風水害の場合の指定避難所は、当該地域への避難指示等発出後速やかに開設し、住民が帰宅、又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。避難指示等の発出がなくても、住民等が避難予定施設に自主的に避難してきた場合は速やかにこれを受け入れ、必要な支援を行う。避難所の開設・運営は市が施設管理者、町内会、自主防災組織、消防団、応援自治体職員、ボランティア等の協力を得て行う。運営に当たっては、避難者の安全の確保、防犯対策、生活環境の維持、感染症対策、要配慮者に対するケア、男女の視点の違いに十分に配慮する。

なお、開設に当たってはライフラインの確保など避難所としての妥当性に十分配慮する。

○ 基本方針

(1) 各主体の責務

ア 避難住民は、秩序ある行動で避難所運営に協力する。

イ 市は、避難所を開設し、地域住民、応援自治体職員、ボランティア等の協力を得て避難所を運営する。なお、指定避難所を開設する場合には、予め施設の安全性を確認するものとする。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、予め指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

ウ 県は、市の避難所の開設・運営を支援する。

エ 県警察は、避難所の保安等に当たる。

オ 避難所予定施設の管理者は、避難所の迅速な開設・運営について市に協力する。

(2) 達成目標

ア 避難に関する最初の情報の発信後速やかに開設する。(施設の安全確認、職員配置)

イ 開設6時間後には、避難者、生活必需品の必要量等の概数を把握し、要配慮者の把握と初期的な対応を行う。

ウ 開設12時間後には、必要に応じて仮設トイレを設置する。

エ 開設3～7日後までには、避難者の入浴の機会を確保する。

オ 避難所での生活を概ね開設から2か月程度で終了できるよう、住宅の修理、仮設住宅の設置、公営住宅の斡旋等を行う。

(3) 避難所運営の留意点

避難所の秩序維持を図るため、避難所運営マニュアルを定め運営にあたる。

ア 一般的事項

(ア) 避難所の開設・運営については、運営主体の引受先を事前に指定し、協議しておくよう努める。

- (イ) 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、更衣室、授乳室、男女別の物干し場の確保に配慮する。
 - (ウ) 運営体制の構築を行い、各配置人員の役割分担を明確にする。
 - (エ) 避難者に食料及び生活必需品を提供する。性別、年齢、障がい等に基づく様々なニーズに対応するよう努める。また避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等にも配慮する。
 - (オ) 避難者1人当たり3～4㎡のスペースを目安として、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、パーティションや段ボールベッド等の設置に努める。また、避難所内には通路を設置し、パーティションが設置できない場合には、避難者の区画間をできるだけ2m（最低1m）空けることを意識するよう努める。
 - (カ) 風水害の場合、避難所の建物外での避難は困難であり、全避難者の屋内への受入れを原則とする。
 - (キ) トイレは仮設トイレも含めて男女別とし、女性用トイレを多く設置するとともに、高齢者や障害者等に配慮し、洋式便器の配置に努める。なお、災害発生当初は避難者約50人当たり1基、避難が長期化する場合には約20人当たり1基、トイレの平均的な使用回数は1日5回を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましい。
 - (ク) テレビ、ラジオ、臨時公衆電話、スマートフォンの充電サービス等、避難者の情報受発信の便宜を図るよう努める。
 - (ケ) 避難者による自治組織の結成を促し、段階的に避難者自身による自主的な運営に移行するよう努める。
 - (コ) 入浴施設の設置など、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努める。
 - (カ) 非常用電源の配備など、停電対策に努める。
 - (シ) 巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性を確保する。特に、トイレ、更衣室、授乳室等の防犯対策に配慮する。
 - (ス) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。
 - (セ) 気温や湿度が高い日には、熱中症にかかる危険性が高まるため、扇風機やエアコン等を設置して、避難所の気温・湿度を調整するとともに、こまめな水分補給の呼びかけを行うなど、十分な熱中症対策を実施する。
 - (ソ) 住民票の有無に関わらず、避難者を適切に受け入れるものとする。
 - (タ) 必要に応じ、家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- イ 男女双方の視点に立った避難所運営
- 避難生活において人権を尊重することは、女性にとっても、男性にとっても必要不可欠であり、どのような状況にあっても、一人ひとりの人間の尊厳、安全を守ることが重要である。
- (ア) 男女それぞれが良好な環境で避難生活ができるよう配慮する。

- (イ) 避難所への職員配置は、女性と男性の両方を配置するよう努める。
 - (ウ) 避難住民による避難所管理組織に対しては、必ず女性が参加できるよう配慮を求める。
 - (エ) 男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。
 - (オ) 男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布を行う。
 - (カ) 夜間の授乳、夜泣き対応のための部屋の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (4) 要配慮者への配慮
- ア 避難所での配慮
- (ア) 市は、避難所施設内の段差解消などバリアフリー化に努める。
 - (イ) 情報伝達は音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、要配慮者の情報環境に配慮する。
 - (ウ) 保健師・看護師の配置又は巡回により避難者の健康管理に努める。通常の避難所での生活が難しいと判断される傷病者、障がい者、高齢者等には、医療機関への転送、社会福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への移動を勧める。
 - (エ) 避難住民は、要配慮者に配慮した秩序ある行動で避難所運営に協力する。
 - (オ) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）で公共的施設への同伴が認められている身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）については、同伴・使用について周囲の避難者の理解を得られるように努める。なお、居室部分へ同伴することで他の避難者がアレルギーによる発作を起こす可能性があるなどの場合は、その要配慮者と補助犬のために別室を準備するなど配慮する。
- イ 福祉避難所の開設
- (ア) 市は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等のために福祉避難所を開設し、一般の避難所からの誘導を図る。
 - (イ) 県は、(ア)による対応で福祉避難所が不足する等の場合には、新潟県生活衛生同業組合連合会との協定に基づき、旅館及びホテルにおいて、福祉避難所を開設する。
 - (ウ) 福祉避難所には、要介護高齢者・障がい者等の介護のために必要な人員を配置し、資機材等を配備する。
- (5) 積雪期での対応
- ア 全避難者を屋内に受入れする。避難所の受入能力を上回る場合は、速やかに他施設への移動を手配する。
- イ 暖房器具、採暖用具の配置、温かい食事の早期提供に配慮する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
---------------	--------

避難所配置職員	市災害対策本部	避難者数、ニーズ
市災害対策本部	県災害対策本部	避難所・避難者数、ニーズ、救援要請
	市災害ボランティアセンター	
	市医療救護本部	
県災害対策本部	国、関係機関等	避難状況、支援・供給要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
国・関係機関等	県災害対策本部	支援・供給情報
県災害対策本部	市災害対策本部	
市災害対策本部	避難所	

3 業務の体系（フロー図又は業務体系図）

☆風水害発生のおそれ（避難指示等の発令）

0～3h	避難所開設
～6h	避難者の状況把握
～12h	外部からの応援受入開始
～24h	要配慮者の移動
～3日	避難所の拡張・充実
3日～	避難者サービスの充実
7日～	避難所の集約化
～2ヶ月	避難所の解消

4 業務の内容

(1) 避難所開設後24時間以内の業務

実施主体	業務	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所開設（～3h） <ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の開設、避難行動要支援者受入れ ・職員配置、避難所開設報告 ・施設の安全確認 ○避難者の状況把握（～6h） <ul style="list-style-type: none"> ・避難者数・ニーズの把握及び報告 ・避難所備蓄物資の提供 ○外部からの応援受入開始（～12h） <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営応援職員の受入れ ・ボランティアの配置 ・食料・生活必需品提供の開始 	<ul style="list-style-type: none"> 介護事業者等 県災害対策本部 施設管理者 避難者 〃 県災害対策本部 市災害ボランティアセンター 県災害対策本部

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設トイレ設置 ・ 冷房器具の手配（夏季） ・ 暖房器具、燃料の手配（冬季） ・ 市町村医療救護班及び市町村歯科医療救護班の受入れ ・ 要配慮者支援要員の配置 <p>○要配慮者の移動（～24h）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病者等の医療機関への搬送 ・ 福祉施設等への緊急入所 ・ 福祉避難所の開設、要援護者受入れ 	<p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>郡市医師会、郡市歯科医師会</p> <p>保健所、民生委員・児童委員</p> <p>消防本部</p> <p>社会福祉施設</p> <p>介護保険事業者等</p>
県	<p>○指定避難所開設時の支援（～3h）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県施設避難所の開設への協力 ・ 施設の応急危険度判定要員派遣 <p>○避難所運営の応援（～12h）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所運営応援職員の派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食料、生活必需品の調達、配送 ・ 県備蓄物資の提供 ・ 仮設トイレの手配 ・ 県医療救護班及び県歯科医療救護班の派遣 ・ 看護師、保健師の派遣 <p>○要配慮者の移動（～24h）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受入れ医療機関の確保 ・ 福祉関係者への協力依頼 	<p>県内市町村</p> <p>協定締結道県</p> <p>協定企業等</p> <p>県トラック協会</p> <p>災害拠点病院等</p> <p>県看護協会</p> <p>県医師会等</p> <p>社会福祉施設</p> <p>介護保険事業者等</p>
避難所予定施設の管理者	<p>○施設の安全確認（開設～3h）</p> <p>○避難所開設作業への協力</p>	
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の要請により食料、物資を輸送 ・ 〃 傷病者等を搬送 	

(2) 避難所開設後3日目以内の業務

実施主体	業務	協力依頼先
市	<p>○避難所の拡張・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外避難者へのテント等提供 ・ 避難所環境の改善（緩衝材、間仕切り等設置） ・ 避難者による自治組織編成 	<p>県災害対策本部</p> <p>避難者</p>
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛隊に避難者用テント設営を要請 	自衛隊

県警察	・避難所における保安対策の実施 ・住民が避難した地域の保安・警備	市 自主防災組織等
東北電力	・避難所施設の電力供給再開	

(3) 避難所開設後3日目以降の業務

実施主体	業 務	協力依頼先
市	○避難者サービスの充実（3日～） ・入浴機会の確保 ・避難所での炊飯開始 ・避難者の随伴ペットの保護 ・臨時公衆電話等の設置を要請	県災害対策本部、市 旅館業組合 市災害ボランティアセンター 〃 電気通信事業者
県	○避難者サービス充実への協力（3日～） ・自衛隊に現地炊飯、入浴支援を要請 ・入浴施設への協力依頼 ○避難所・避難者の集約（7日～）	自衛隊 県内市町村 新潟県生活衛生同業 組合連合会 L P ガス協会
自衛隊	○避難者サービス充実への協力（3日～） ・県及び市の要請により避難所での炊飯、 入浴支援を実施	
電気通信事業者	○避難者サービス充実への協力（3日～） ・市の要請により、臨時公衆電話、携帯電話 充電器を避難所に設置	

第9節の2 避難所外避難者の支援計画

【災害対策本部担当部】 ○総務部、民生部、農林部、教育部、危機管理部

1 計画の方針

○ 基本方針

避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送など必要な支援を行う。

なお、「避難所外避難者」とは、市があらかじめ指定した避難所以外の場所（屋外及び施設内）に避難した被災者をいう。

(1) 各主体の責務

ア 避難所外避難者は、市、消防、県警察又は最寄りの指定避難所に、現況を連絡する。

イ 市は、避難所外避難者の状況を調査し、必要な支援を行う。

ウ 県は、市が行う避難所外避難者の状況調査に協力する。また、市からの要請に基づき、関係機関に支援を要請する。

エ 自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市へ提供する。

(2) 達成目標

避難所外避難者の状況は、発災後3日以内に把握し、必要な支援を開始する。

(3) 要配慮者に対する配慮

避難所外に避難した要配慮者は、できるだけ早く避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。

(4) 積雪期の対応

積雪期の屋外避難は危険なため、全員ができるだけ早く避難所等の施設内に避難するよう誘導する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所外避難者	市災害対策本部	避難所外避難者の状況
市災害対策本部	県災害対策本部	避難所外避難者の支援ニーズ
県災害対策本部	関係機関	支援要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県災害対策本部	市災害対策本部	支援に関する情報
市災害対策本部	避難所外避難者	支援に関する情報・被害状況

3 業務の体系

避難所外避難者の状況調査（避難者及び必要な支援の把握）



必要な支援の実施

4 業務の内容

(1) 避難所外避難者の状況調査実施（発災後3日以内）

実施主体	業 務	協力依頼先
市	避難所外での住民の避難状況の調査（場所、人数、支援の要否・内容等）	町内会 自主防災組織
県	市に対する支援（人員、助言等）	応援県等
避難者	避難状況の市災害対策本部への連絡	避難所管理者

(2) 必要な支援の実施（発災後3日以内に開始）

実施主体	業 務	協力依頼先
市	○避難所の充実 ・新たな避難先の提供（避難施設、テント、ユニットハウスなど） ・食料、物資の供給 ・避難者の健康管理、保健指導	町内会、市災害ボランティアセンター、NPO
県	市に対する支援（物資提供等）	協定県など

(3) 連絡体制及び食料物資の供給方法等

避難所外避難者との連絡体制、食料物資供給方法等については、別に定める。

第10節 自衛隊の災害派遣計画

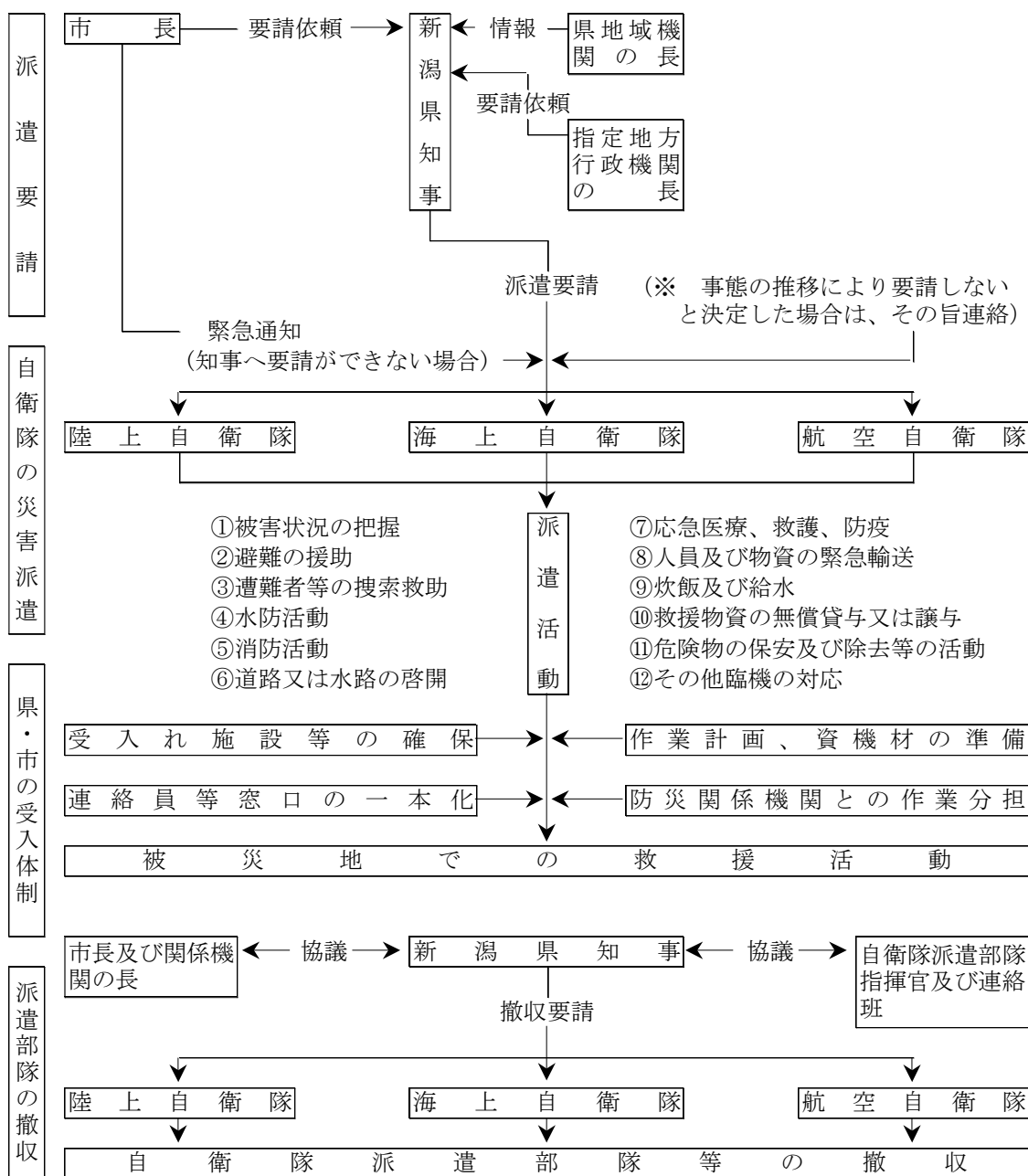
【災害対策本部担当部】 ○危機管理部、総務部、情報財政部

1 計画の方針

○ 基本方針

災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続き、受入れ体制等について定める。

2 自衛隊の災害派遣フロー図



3 自衛隊の災害派遣基準

自衛隊の災害派遣は、次の3つの原則が満たされることが基本となっている。

- (1) 公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。(公共性の原則)
- (2) 差し迫った必要性があること。(緊急性の原則)
- (3) 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。(非代替性の原則)

4 自衛隊の災害派遣による救援活動の区分及び活動内容

(1) 救助活動の区分・活動内容

救援活動区分	活 動 内 容
① 被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
② 避難の援助	避難の指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
③ 遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
④ 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土嚢の作製、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
⑤ 消防活動	火災に対して、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火に当たる。（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
⑥ 道路又は水路等の啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害物等により障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。 （放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合）
⑦ 応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。 （薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
⑧ 人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。（航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合）
⑨ 炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水の支援を行う。 （緊急を要し、他に適当な手段がない場合）
⑩ 救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は譲与する。
⑪ 危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
⑫ その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。
予防派遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合において、その被害を未然に防止するための措置を実施する。

(2) 陸・海・空各自衛隊の装備区分等による活動内容

自衛隊区分	活 動 内 容
陸上自衛隊	車両、舟艇、航空機、地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送通信応援、その他各種災害の救援活動
海上自衛隊	艦艇または航空機による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援等
航空自衛隊	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

5 自衛隊の災害派遣要請の手続き

(1) 派遣を要請するに当たっては、次の事項を明らかにし、災害派遣要請依頼書をファクシミリ等で知事に提出する。ただし、事態が急を要する場合は口頭または電話等で要請するものとする。なお、口頭、電話等により要請した場合は、事後速やかにファクシミリで処理する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を要請する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(2) 自衛隊に対する緊急通知

緊急避難、人命救助の場合事態が急迫し、かつ、知事に災害派遣要請依頼のための連絡ができない場合は、関係自衛隊に緊急通知をする。

上記の緊急通知を行った場合、事後速やかにファクシミリ等で知事に要請依頼を行う。

(○自衛隊災害派遣要請依頼書・・・・・・・・・・資料編参照)

6 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制

(1) 他の防災関係機関との競合重複の排除

自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合・重複しないよう、県及び関係機関と緊密な連携を図り効率的な作業分担を定める。

(2) 作業計画及び資機材の準備

県と協議して、自衛隊の作業の円滑な実施を図るため、次により可能な限り調整のとれた作業計画を立てるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど支援活動に支障のないよう十分な措置を講じる。

- ア 作業箇所及び作業内容
- イ 作業の優先順位
- ウ 作業実施に必要な図面
- エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- オ 派遣部隊との連絡責任、連絡方法及び連絡場所

(3) 受入れ施設等の確保

県と協議して、派遣部隊に対し次の施設を確保する。

- ア 自衛隊事務室

- イ ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート
- ウ 駐車場（車1台の基準は3×8m）
- エ 宿营地または宿泊施設（学校、公民館等）

7 災害派遣部隊の撤収

知事は、自衛隊災害派遣部隊の撤収要請に当たっては、民心の安定等に支障がないよう当該市長、消防長及び派遣部隊の指揮官等と協議し、市長の撤収要請により決定する。

8 救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとされており、その内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備にかかるものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕料
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料
- (4) 派遣部隊の救援活動実施に際し、生じた損害の補償（ただし、自衛隊装備にかかるものを除く。）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と協議する。

9 県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等

(1) 県の連絡窓口

災害派遣担当窓口	住 所 等
防災局 危機対策課 危機対策第1	住 所 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 電 話 025-285-5511（代表） 内 線 6434、6435、6436 025-282-1638（直通） 防災無線（発信番号）-40120-6434、6435、6436 NTT FAX 025-282-1640 衛星 FAX（発信番号）-401-881

(2) 派遣要請先及び連絡窓口等

災害派遣の要請先	住 所 等
陸上自衛隊 第12旅団司令部第3部 （上越市を除く新潟県南部 市町村の災害派遣要請）	住 所 〒370-3594 群馬県北群馬郡榛東村大字新井1017-2 電 話 0279-54-2011 内線230 連絡窓口 陸上自衛隊第2普通科連隊第3科 住 所 〒943-8501 上越市南城町3丁目7番1号 電 話 0255-23-5117 内線235 防災無線 発信番号-673-20 NTT FAX 0255-23-5117 FAX切替 内 線 239

災害派遣の要請先	住 所 等
海上自衛隊 舞鶴地方総監	住 所 〒625-0087 舞鶴市余部下1190 海上自衛隊舞鶴地方総監部防衛第3幕僚室 電 話 0773-62-2250 内線213 NTT FAX 0773-62-2255 FAX切替 連絡窓口 海上自衛隊新潟基地分遣隊警備科 住 所 〒950-0047 新潟市東区臨海町1番1号 電 話 025-273-7771 防災無線 発信番号-401-16-751-*20 NTT FAX 025-273-7771 FAX切替
航空自衛隊 航空総隊司令官 航空支援集団司令官	《写真偵察機による調査活動の要請先》 住 所 〒183-0000 府中市浅間町1丁目1855 航空自衛隊航空総隊司令部防衛部運用課 電 話 0423-62-2971 内線2322 NTT FAX 0423-62-2971 FAX2631 《輸送機・救難ヘリコプターの派遣等の要請先》 住 所 〒183-0000 府中市浅間町1丁目1855 航空自衛隊航空支援集団司令部防衛部運用課 電 話 0423-62-2971 内線2521 NTT FAX 0423-62-2971 FAX2631 連絡窓口 航空自衛隊新潟救難隊 住 所 〒950-0031 新潟市東区船江町3丁目135 電 話 025-273-9211 内線218 防災無線 発信番号-503-30 NTT FAX 025-273-9211 FAX切替

第11節 輸送計画

【災害対策本部担当部】 ○農林部、建設部、総務部

1 計画の方針

○ 基本方針

災害時に、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効果的に行うために、車両等の輸送手段、緊急輸送ネットワーク（防災活動拠点（県、市、警察署、消防署の庁舎）、輸送施設（道路、鉄道、臨時ヘリポート）、輸送拠点（トラックターミナル等）、備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体としたネットワーク）などの輸送体制を確保し、陸、空の交通手段の機能強化を図りつつ、緊急輸送を実施する。そのためには、陸、空の交通手段の連携、被災地の交通情報の収集・伝達及び緊急輸送路確保のための交通規制と早期応急復旧などが組織的に行われる必要がある。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
輸送施設管理者	市	<ul style="list-style-type: none"> 輸送施設の被災状況 交通規制等の状況
市	県	<ul style="list-style-type: none"> 輸送施設の被災状況 臨時ヘリポートの確保状況 応援要員及び物資等の輸送需要

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県	市	<ul style="list-style-type: none"> 輸送体制確保についての応援の内容 輸送施設の被災状況（収集した広域的情報）
小千谷警察署 道路管理者	関係機関 市民	<ul style="list-style-type: none"> 交通の確保、交通規制の実施状況 渋滞の状況

3 交通関係情報の収集伝達

小千谷警察署及び道路管理者は、被災地等の道路情報を収集し、市及び防災関係機関に伝達するとともに、放送機関と協力して一般の運転者に随時情報を提供する。

- (1) 被災地の被害状況
- (2) 交通の確保、交通規制に関する情報
- (3) 渋滞状況

4 緊急交通路の確保

小千谷警察署及び道路管理者は、第3章第12節「警備・保安及び交通規制計画」及び第3章第39節「道路・橋梁・トンネル応急対策」により、他の復旧作業に優先して緊急交通路を啓開し、被災地内の拠点を有機的に結びつける。

5 市の実施体制

(1) 輸送の対象

- ア 被災者
- イ 飲料水及び食料
- ウ 救助用物資
- エ 災害対策用資機材並びに要員
- オ その他必要な要員、物資等

(2) 輸送車両等の確保

道路の被害情報等に基づき物資等の緊急輸送手段及び輸送経路を決定する。必要に応じ、小千谷警察署及び道路管理者に輸送経路の交通規制等を依頼する。

緊急輸送に必要な車両等の確保は、概ね次の順序による。

- ア 防災関係機関の車両、雪上車及びヘリコプター等
- イ 公共的団体の車両、雪上車及びヘリコプター等
- ウ 営業用の車両、雪上車及びヘリコプター等
- エ その他の自家用車両

(3) 緊急輸送の優先順位

ア 総括的に優先されるもの

- (ア) 人命の救助及び安全の確保
- (イ) 被害の拡大防止
- (ウ) 災害応急対策の円滑な実施

イ 災害発生後の各段階において優先されるもの

(ア) 第1段階（災害発生直後の初動期）

- a 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- b 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- c 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重傷患者
- d 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- e 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

(イ) 第2段階

- a 第1段階の続行
- b 食料、水、燃料等生命・生活の維持に必要な物資
- c 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- d 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

(ウ) 第3段階

- a 第2段階の続行
- b 災害復旧に必要な人員、物資
- c 生活用品
- d 郵便物
- e 廃棄物の搬出

(4) 車両等の確保

市は、平常時から車両等の調達先及び予定数を明確にし、応急対策に必要な車両を確保する。

また、災害時に必要な車両数及び物資の集積場所を勘案し、市有自動車及び雪上車等で不足をきたす場合が生じたときは、あらかじめ協定した市内の貨物自動車運送業者、タクシー会社、越後交通(株)等から種類、数量、要員等を明示し、借り上げる。

(5) 応援要請

市は、調達不能あるいは借上をもってしてもなお不足を来す場合が生じたときは、受入責任者を定め、次の事項を明示して協定市町村及び県等に調達のあつせんを要請する。

なお、自衛隊に応援を要請する場合は、第3章第9節「自衛隊の災害派遣計画」による。

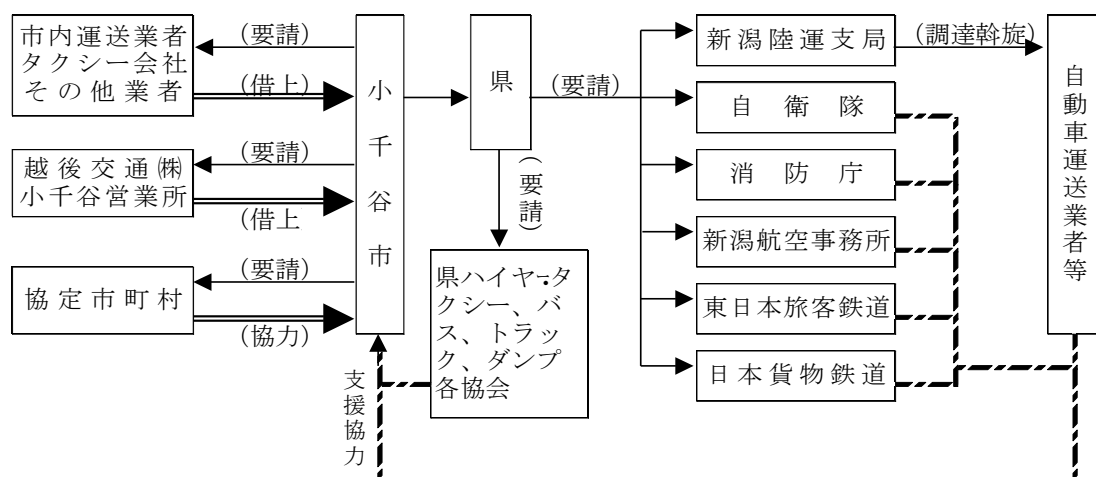
- ア 輸送区間及び借上げ期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集結場所及び日時
- オ その他必要事項

(6) 県の輸送中断基地への職員派遣

市は、県が輸送中断基地を設置した場合、職員を派遣し、市の物資需給状況等の連絡調整にあたりるとともに、県と協力して基地業務に当たる。

(○緊急時輸送施設及び輸送拠点・・・資料編参照)

6 関係機関の実施体制



7 自動車による緊急輸送に必要な手続き

緊急輸送に利用する車両については、第3章第12節「警備・保安及び交通規制計画」により確認を受け、所定の標章を掲示し証明書を携帯する。

(○緊急通行車両等事前届出関係様式・・・・・・・・資料編参照)

8 積雪期における輸送計画

ア 各施設の管理者は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施する。

イ 各施設の管理者は、降積雪による被害の防御や軽減及び交通の混乱防止のため、交通状況及び交通確保対策の実施状況等について、適時適切な広報を行う。

第12節 警備・保安及び交通規制計画

【災害対策本部担当部】 ○情報財政部、危機管理部、建設部

1 計画の方針

○ 基本方針

大規模災害発生時においては、災害時の非常事態に対処するため、小千谷警察署は、関係機関と緊密な連絡の下に、早期に警備体制を確立し被害状況の収集等に努め、住民の生命及び身体の保護に努めるため、「緊急事態における小千谷警察署の組織に関する要綱」に基づき的確な災害警備活動を行う。

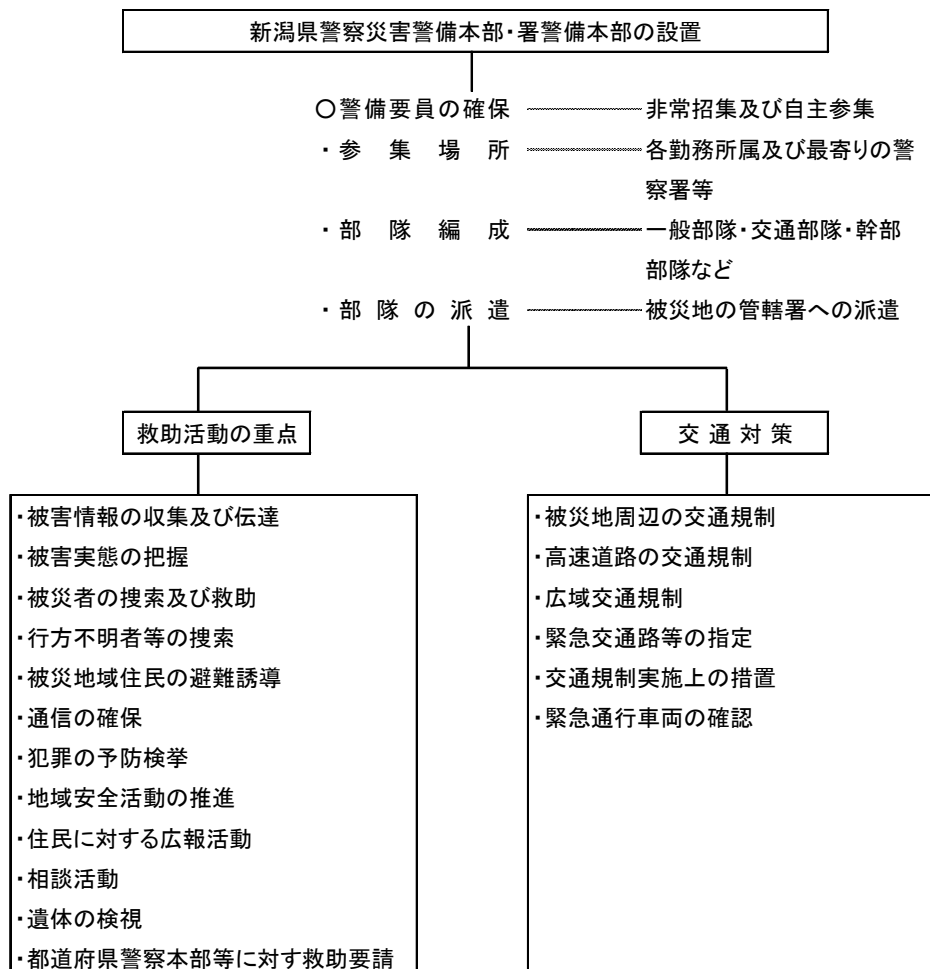
(1) 要配慮者に対する配慮

住民の避難誘導に当たっては、要配慮者を優先的に避難させる等、十分配慮した対応を行うものとする。

(2) 積雪期の対応

積雪期の災害発生に備え、降積雪量、道路確保状況その他冬期における特殊条件の実態を把握し、基礎資料として整備しておく。

2 小千谷警察署における応急対策フロー図



3 業務の内容

(1) 警備活動における関係機関との連携

災害に対処するため市及び関係機関と連携を密にし、それぞれの活動状況を互いに把握するとともに、相互に協力し救助活動、災害応急活動等を効果的に行う。

市	1 被災状況、避難者動向等の緊密な情報交換 2 一般治安対策、地域安全活動等の実施協力
消防機関	1 消火、救急活動のための消防車両の通行及び警戒線の設定等における連携 2 被災者の捜索、救助活動に関する情報交換及び連携
自衛隊	災害情報の提供、災害活動の支援

(2) 警備活動

大規模災害が発生、又は発生するおそれがある場合は次の警備活動を行う。

- ア 被害情報の収集及び被害実態の把握
- イ 市災害対策本部への情報連絡員の派遣
- ウ 避難のための立退き指示
- エ 負傷者等の救出救護
- オ 迷子、行方不明者等の捜索
- カ 危険箇所の警備及び被災地域住民の避難誘導
- キ 通信の確保
- ク 不法事案等の予防及び取締り
- ケ 避難地域、避難場所、重要施設等の警戒
- コ 地域住民に対する相談及び防犯対策等地域安全活動の推進
- サ 遺体の検視

(3) 道路交通対策

大規模災害が発生した場合は速やかに道路の被害状況及び交通状況を把握し、避難及び人命救助等のため必要な交通規制を実施する。

あわせて、交通情報、車両の使用の抑制、その他運転者の執るべき措置等についての広報を実施し、危険防止及び混雑緩和のための措置を講じる。

- ア 市内への一般車両の流入制限
- イ 被災地域に向かう車両の走行抑制
- ウ 緊急交通路等の指定
- エ 緊急交通路等における車両等の措置
- オ 交通規制の結果生じる滞留車両運転者及び同乗者の措置
- カ 主要信号機の確保
- キ 緊急通行車両の確認

(4) 関係機関との協力

交通規制の実施に際しては、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、状況に即した適切な交通規制を実施するとともに、必要に応じ派遣された警備業者等に交通誘導等の協力依頼を行う。

(5) 広報

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、地域住民等に対してラジオ、テレビ、交通情報板、立て看板等により適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図る。

第13節 消火活動計画

【災害対策本部担当部】 消防救急部

1 計画の方針

異常乾燥下及び強風下等において発生した火災に対し、住民の初期火災による延焼防止及び消防本部等の迅速、効果的な消火活動、応援要請による消防力の増強により、災害の拡大を防止する。

○ 基本方針

(1) 各主体の責務

ア 市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、家庭及び職場等において出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、火災発生の場合は、速やかに消防本部に通報しなければならない。

イ 消防団は消防長又は消防団長の総括的な統制の下に火災防ぎょ活動にあたる。

ウ 消防本部は火災が発生した場合、消防団等と連携し適切な消火活動を行うとともに自らの消防力で対応できない場合には、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等及び小千谷市消防本部緊急消防援助隊受援計画に基づく応援要請を迅速に行う。

エ 緊急消防援助隊新潟県代表消防機関（新潟市消防局、代行：長岡市消防本部及び上越地域消防局。以下本節中「新潟市消防局等」という。）は消防の広域応援の必要がある場合、消防本部及び県と協力してその対応にあたる。

オ 市は大規模な火災が発生した場合、被害状況と消火活動状況の把握及び関係機関へ応援の要請を行い消火活動の迅速な実施を図る。

(2) 達成目標

異常乾燥下及び強風下等において発生した火災に対し、住民の初期消火による延焼防止及び消防機関の迅速、効果的な消火活動の実施により被害の拡大を防ぐ。

(3) 要配慮者に対する配慮

近隣住民、自主防災組織、消防団、ボランティア組織、施設管理者等は要配慮者の住宅、施設等からの出火防止を図るとともに、火災が発生した場合は身の安全を確保し初期消火に努める。

(4) 積雪期の対応

ア 市民の対応

(ア) 消防隊の速やかな到着は非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに保管、備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。

(イ) 近所の消火栓、防火水槽等を点検し雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無にかかわらず除雪に協力する。

イ 消防本部の対応

火災発生現場への消防車両の通行確保のため、関係機関に除雪等を要請する。

あわせて、火災発生時に速やかな消火活動を行うため、管理する消火栓・防火水

槽等の消防水利の除雪及び点検を行い、適切な維持管理に努める。

(5) 惨事ストレス対策

ア 消火活動を行う各機関は、職員の惨事ストレス対策の実施に努める。

イ 消防本部においては、必要に応じて消防庁等に緊急時メンタルサポートチーム等の専門家の派遣を要請する。

2 情報の流れ

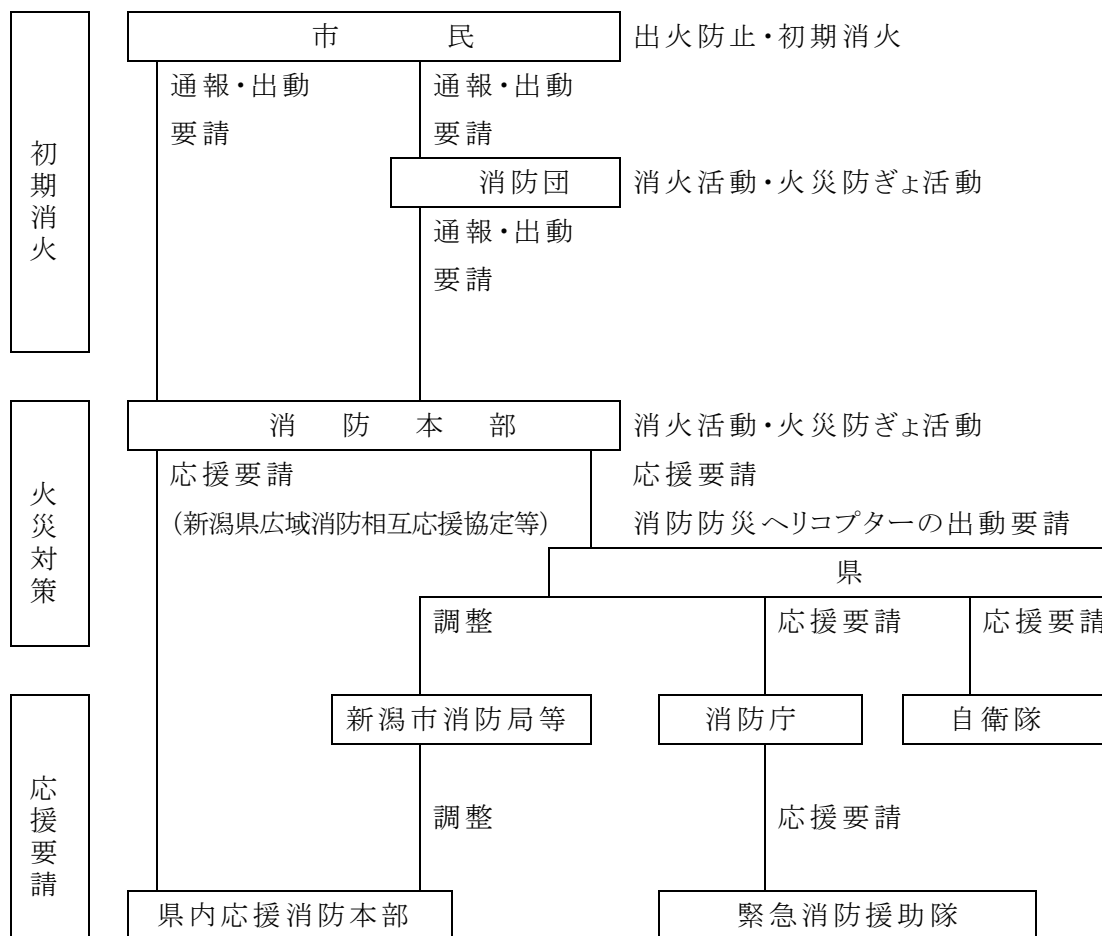
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市民	消防団・消防本部	出火・延焼の通報
消防団・消防本部	市	出火・延焼等被害状況・消火活動・応援要請
市・消防本部	近隣消防本部 (大規模火災の場合) 県	出火・延焼等被害状況・消火活動 応援要請（県内消防、緊急消防援助隊、自衛隊）
県	消防庁・自衛隊	出火・延焼等被害状況・消火活動・緊急消防援助隊要請・自衛隊要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
消防団・消防本部 市	市民	出火・延焼等被害状況・避難・消火活動情報
近隣消防本部 (大規模火災の場合)	市 消防本部 県	県内広域消防応援部隊出動
県	市 消防本部	緊急消防援助隊応援出動 自衛隊出動
消防庁・自衛隊	県	緊急消防援助隊応援出動 自衛隊出動

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 初期消火

実施主体	対 策	協力依頼先
市民	<p>市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、家庭及び職場等において出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、速やかに消防本部に通報しなければならない。</p> <p>(1) コンロ、暖房器具等の火を消す。</p> <p>(2) 電気のブレーカーを切るとともにガスの元栓を閉めるなど、二次火災の防止に努める。</p> <p>(3) 出火した場合は近隣住民にも協力を求め、身の安全を確保した上で初期消火に努める。</p> <p>(4) 消防本部等へ迅速に火災発生を通報する。</p>	
自主防災組織等	<p>地域、職場等の自主防災組織等は自らの身の安全が確保できる範囲内で消防機関の到着までの間、極力自力消火、救助活動を行う。</p>	

電力会社	通電火災を防止するため、住居内へ通電を再開する際に住居者等の立ち会いの上通電する。	
------	---	--

(2) 火災対策

実施主体	対 策	協力依頼先
消防団	消防団は消防長又は消防団長の総括的な統制の下に、小千谷市消防計画に基づき、火災防ぎょ活動に当たる。	
消防本部	消防本部は小千谷市消防計画に基づき、消防団とともに適切な消火活動を行う。	
県	県は大規模な火災が発生した場合、県警ヘリ及び消防防災ヘリコプターのテレビ電送システム等により被害状況、消火活動状況を把握し関係機関に情報提供するとともに総合調整を行う。消防防災ヘリコプターは、市町村長等の要請に応じて消防活動等を行う。	

(3) 広域応援の要請

実施主体	対 策	協力依頼先
消防本部	<p>ア 消防本部は管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援を要請する。</p> <p>イ 消防本部は上記アによっても対応できないと判断した場合は、小千谷市消防本部緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の要請を行う。</p> <p>ウ 消防本部は上記ア、イの応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無に関わらず新潟市消防局等及び県（災害対策本部統括調整部広域応援・救助班又は防災局消防課）にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備する。</p>	
市	ア 市は、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請依頼を行い必要な消火体制を確保する。	

新潟市消防局等	<p>ア 新潟市消防局等は、新潟県広域消防相互応援協定等による応援要請の連絡（消防本部からの事前情報を含む）が行われたときは、直ちに消防応援の実施に必要な調整、対応を行う。</p> <p>イ 上記アによる要請又は要請の可能性の連絡があった場合、新潟市消防局等は緊急消防援助隊の応援要請についても県（災害対策本部統括調整部広域応援・救助班又は防災局消防課）と協議を開始するとともに必要に応じて職員を県に派遣する。</p> <p>ウ 緊急消防援助隊の要請又は要請の可能性が生じた場合、新潟市消防局等は直ちに職員を県に派遣し、消防応援活動調整本部の設置の支援等を行う。</p>	
県	<p>ア 県は被災地状況や市、消防本部、新潟市消防局等からの情報等を考慮し、必要に応じ新潟市消防局等及び総務省消防庁等関係機関と協議を行い、緊急消防援助隊の応援要請及び応援部隊の受援に備える。</p> <p>イ 県は、市から緊急消防援助隊の応援要請を受けた場合又は要請に備える必要がある場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防応援活動調整本部を県災害対策本部統括調整部又は防災局消防課に設置する。</p> <p>ウ 新潟県消防防災航空隊は上記アにおいて、緊急消防援助隊航空部隊に関する事項を所管する。</p> <p>エ 県は市、消防本部からの要請があった場合又は自らの判断により、緊急消防援助隊を要請する。</p> <p>オ 県は市、消防本部の要請又は自らの判断により、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもって消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い必要な消火体制を確保する。 自衛隊が消火活動を実施するために必要な空中消火用資機材等の準備、関係者への協力依頼等を行う。</p>	<p>空中消火用バケット依頼先 長野県、群馬県 栃木県、茨城県 静岡県</p>

第14節 水防活動計画

【災害対策本部担当部】 ○消防救急部、危機管理部

1 計画の方針

洪水等による風水害が発生し、又は発生が予想される場合、市等がこれを警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減するための水防活動を行う。

また、危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるよう配慮されたものでなければならない。

○ 基本方針

(1) 各主体の責務

ア 市民

- ・市長又は消防機関の長が要請したときは、水防に従事する。
- ・堤防その他の施設が決壊したときは、国、県、市、消防機関に直ちに連絡する。

イ 市

- ・洪水等により、水災の発生が想定される区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

ウ 国、県

国、県は、洪水等により、水災の発生が想定される区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように、河川の水位や雨量、ダム放流情報等の防災情報の提供や、洪水予報や水防警報、避難判断水位到達情報の通知、並びに水防資器材の提供を行う。

また、国は、洪水によって著しく甚大な被害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、水防管理者に代わって、侵入した水の排除、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動を実施する。

(2) 達成目標

国、県、市が協力し、水防訓練及び重要水防箇所の合同点検等を実施し、洪水に際し、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持する。

(3) 危険地域の住民の避難・誘導

市は、災害に際し、危険な地域又は危険が予測される地域にある住居者、滞在者を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に受入れする。また、浸水想定区域内の要配慮者関連施設の利用者について、洪水時の円滑かつ迅速な避難確保を図る。

(4) 積雪期の対応

雪崩、融雪に伴う地すべり等による河川の埋塞など、積雪地域特有の水害に対しても適切に水防活動を実施する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

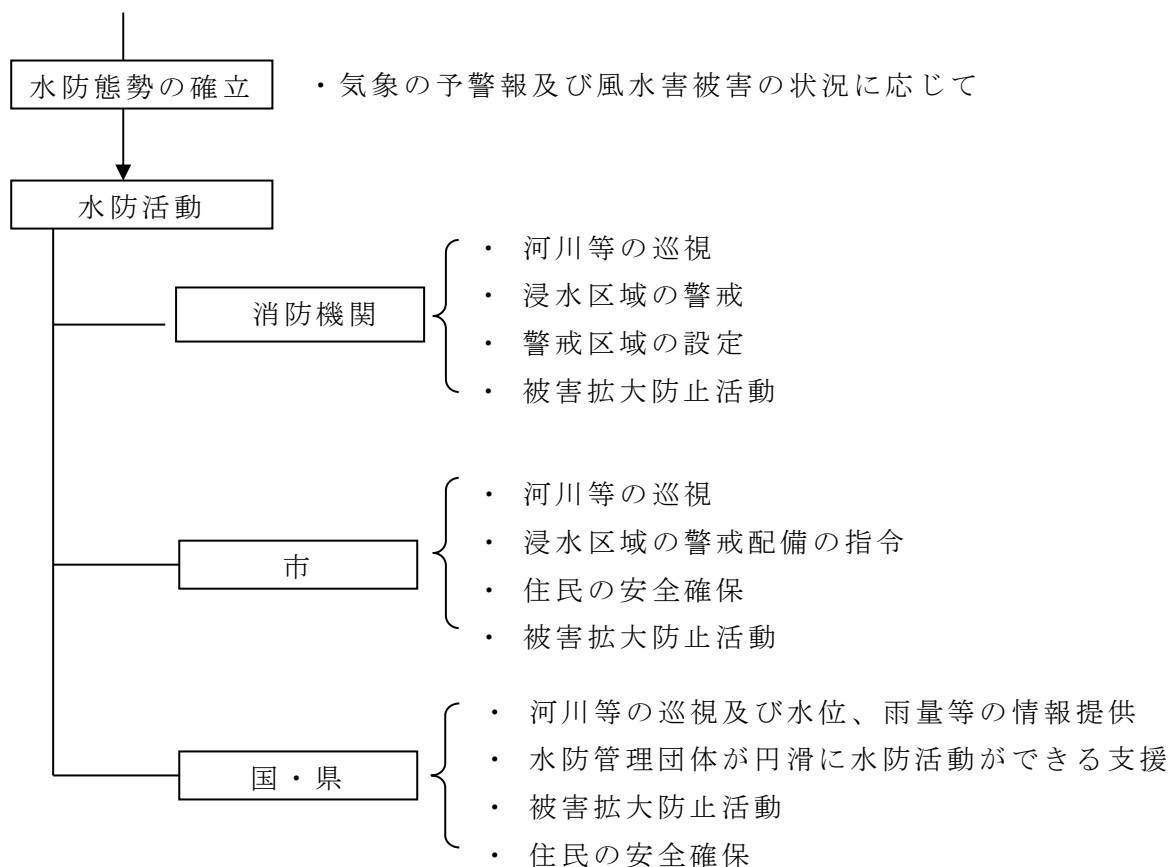
情報発信者→情報受信者		主な情報内容
市民	消防機関 市	河川の水位状況、溢水箇所、被災箇所
消防機関 市	国・県	河川の水位状況、溢水箇所、被災箇所、水防活動状況

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
国・県	消防機関 市	防災情報、洪水予報、水防警報、避難判断水位到達情報、その他円滑な水防活動に資する情報
消防機関 市	市民	防災情報、水防活動の状況、避難等に係る情報
	要配慮者関連施設や地下街等の管理者	洪水予報等、円滑かつ迅速な避難を確保するための情報

3 業務フロー

☆風水害等発生が予測される状況



4 業務の内容

(1) 水防態勢の確立

実施主体	対 策	協力依頼先
消防機関	気象の予警報及び風水害の被害状況に応じ、市から発する待機、準備、出動の配備指令により態勢を整える。	
市	気象の予警報及び風水害の被害状況に応じ、水防計画に定めている配備内容、配備時期に態勢を整える。	

(2) 河川等の巡視

実施主体	対 策	協力依頼先
消防機関	消防機関の長は、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。	河川管理者
市	随時区域内の河川堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。	河川管理者

(3) 浸水区域の警戒

実施主体	対 策	協力依頼先
消防機関	次の危険箇所等に対して警戒配備を行う。 ア 河川水位が氾濫注意水位に近づいている箇所 イ 過去に洪水被害を生じた箇所 ウ 地形地質上の弱堤箇所 エ 土地災害防止の観点から弱堤箇所 オ 二次被害防止の観点からの低標高箇所 カ 主要河川構造物の設置箇所	
市	適時に消防機関が浸水被害の警戒に当たれるよう配備指令を発する。	

(4) 警戒区域の設定

実施主体	対 策	協力依頼先
消防機関	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認められるとき、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	警察機関

(5) 住民の安全確保

実施主体	対 策	協力依頼先
市	ア 災害に際し、危険な地域又は危険が予測される地域にある住居者、滞在者、要配慮者等を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に受入れする。 イ 住民に対する避難指示（警戒レベル4）は、関係法令に基づき、それぞれの実施責任者が時期を失わないようにする。 市長は、避難措置実施の第1次責任者として必要に応じ、県、警察機関、自衛隊等に協力を求め、適切な措置を講じる。 ウ 災害に際し、危険な地域又は危険が予測される地域に	警察機関 自衛隊

	ある居住者、滞在者を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に受入れする。 エ 必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退くことを指示する。	
--	--	--

(6) 被害拡大防止活動

実施主体	対 策	協力依頼先
消防機関	ア 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は、直ちにその状況を関係者（所管の国土交通省各河川事務所長、土木部関係地域機関の長、保線区長、警察署長及び氾濫すべき方向の隣接水防管理団体その他必要な団体）に通報しなければならない。	
市	ア 決壊後も可能な限り氾濫による被害の拡大防止に努める。 イ 当該被災区域を管理する建設課等関係部局の長は、必要と認める関係機関に通報する。	

(7) 水防管理団体が円滑に水防活動ができる支援

実施主体	対 策	協力依頼先
国・県	水防本部及び水防支部は、市が円滑に水防活動できるように努める。 ア 水防計画の策定 イ 雨量、河川の水位、ダム放流情報等の防災情報の提供 ウ 洪水予報、水防警報、避難判断水位到達情報の通知と住民への周知 エ 浸水想定区域図の作成と指定 オ 水防資材の提供	

5 市の役割

- (1) 重要水防箇所及び危険箇所に関する情報については、市水防計画で定める。
- (2) 洪水予報や避難判断水位到達情報の伝達方法については、市水防計画で定める。
- (3) 住民への周知

市は、法第15条第4項の規定より、ハザードマップ等の印刷物を作成し、住民に配布する。

印刷物に記載する事項

- ア 浸水想定区域と被害の形態
- イ 避難場所及び避難時危険箇所
- ウ 洪水予報等、避難情報の伝達方法
- エ 気象情報等の基準

- (4) 避難、救助その他浸水を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

ア 市長又はその命を受けた市職員は、災害に際し、危険な地域又は危険が予測される地域にある住居者、滞在者を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に受入れする。
イ 住民に対する避難指示は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないようにするものとする。特に市長は、避難措置実施の第1次責任者として必要に応じ警察官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な措置を講ずる。

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備（要配慮者避難）情報	暴風雨、洪水、又は地すべり等の発生のおそれがある場合に、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、避難準備を開始
避難指示	暴風雨、洪水又は地すべり等の前兆現象の発生や、切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況	避難指示等の発令後の避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※ 事態の切迫した状況等によっては、自宅や隣接建物の2階等に避難する。

ウ 避難指示等の判断・伝達マニュアル

避難指示等を適切な時期に適切な場所に発令するとともに、住民に迅速確実な伝達を行うために、水防管理者は、次の事項を具体的に取りまとめたマニュアルを策定する。

(ア) 避難すべき区域

(イ) 避難指示等の発令の判断基準

(ウ) 避難指示等の伝達手段の整備、伝達内容について注意すべき事項

6 国・県の役割

洪水等により、水災の発生が想定される区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように、河川の水位や雨量、ダム放流情報等の防災情報の提供や、洪水予報や水防警報、避難判断水位到達情報の通知、並びに水防資機材の提供を行う。また、国、県、市が協力し、水防訓練及び重要水防箇所の合同点検等を実施し、洪水に際し、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減することにより公共の安全を保持する。

○ 資料

県の水防態勢

配備体制	配備内容	配備時期
第1 配備態勢	土木部河川管理課及び各土木部関係地域機関に水防当番員を配置し、情報連絡その他に従事させる。 状況により、第2配備態勢に必要な要員を即時招集できる態勢をとる。	洪水又は高潮に関係ある気象等の警報発表時又は洪水の危険が予想される時。
第2 配備態勢	水防本部及び支部を設置し、水防事務の処理が円滑に遂行できる態勢を整える。 事態の推移によっては、第3配備態勢に移行できる態勢をとる。	洪水等のおそれがあると認められ、水防本部長又は支部長が必要と認めて指令したとき。
第3 配備態勢	水防本部並びに支部に係る機関の職員全員で水防対策に当たる。	気象等の特別警報が発表されるなど、すでに相当の被害が発生し、重大な災害のおそれがある場合、または災害対策本部が設置されたとき。

※ 新潟県水防本部

土木部河川管理課に新潟県水防本部（水防本部）を、各土木部関係地域機関に水防支部を設置し、水防事務を処理する。（道路・港湾・砂防の各班については、必要に応じて設置する）水防本部は、新潟県災害対策本部が設置された場合に、同本部に統合される。

水防団の非常配備

市長が水防団に発する配備指令は、概ね次表の基準で行う。

配備指令	配備内容	配備時期
待機	市長はその後の情勢を把握することに努め、団員を待機させ、直ちに次の段階に入り得る態勢	水防に関係ある気象の予報又は注意報が発表され、かつ警報が発表されるような状況の場合
準備	水防団の長は、所定の詰所に集合し、また資材及び器具の整備点検、作業員の配備計画にあたり、ダム、水門、閘門、樋門、ため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員に出動させる。	水防団待機水位を超え、かつ氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
出動	水防団の全員が所定に集合し、警戒配備につく。	河川水位が氾濫注意水位以上に上昇のおそれがあり、出動の必要を認めたとき。

※ 配備指令は、市長が自らの判断で行うもののほか、次の場合にも発する。

- ① 水防警報河川にあっては、水防警報が発せられた場合
- ② 水防情報提供河川にあっては、水防情報が発せられた場合
- ③ 緊急にその必要があるとして知事からの指示があった場合

第15節 救急・救助活動計画

【災害対策本部担当部】 ○消防救急部、民生部

1 計画の方針

災害により被災した住民等に対し、市、消防本部、自主防災組織、地域住民及び医療機関等は、協力して迅速かつ適切な救急・救助活動を行う。

○ 基本方針

(1) 各主体の責務

ア 被災地の地域住民及び通行人等で災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときには、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、かけつけた消防団等と協力して救出活動に当たる。

イ 市は、直ちに医師会等と協力して救護所を開設し、負傷者等へのトリアージや応急的な医療救護活動に当たる。

ウ 消防職員及び消防団員は、小千谷市消防計画に定めるところにより、直ちに自主的に参集するとともに、救助隊及び救急隊を編成し、指揮者の下で救急・救助活動を行う。

エ 救助隊及び救急隊は、多数の要救助者に対応するため、出動対象の選択と優先順位の設定、現地での住民の協力を得る等、効率的な救助活動を行う。

オ 市及び消防本部は、管内の消防力等に対応できない場合は、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等並びに県・市地域防災計画等に基づき、県内広域消防応援部隊及び緊急消防援助隊並びに自衛隊等の応援を要請し、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。

カ 新潟県代表消防機関である新潟市消防局（（代表代行：長岡市消防本部及び上越地域消防局）以下「新潟市消防局等」という。）は、広域消防応援の必要がある場合は、被災地消防本部及び県と協力してその対応に当たる。

キ 警察本部は、市からの応援要請又は自ら必要と判断した場合は速やかに救助部隊を編成し救出・救助活動を実施するとともに、必要に応じて警察災害派遣隊を要請する等、必要な救出・救助体制を迅速に確立する。

ク 県は、被災市町村の被害状況及び救急・救助活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。また、関係機関への応援を要請し、救急・救助活動の迅速な実施を図る。

ケ 県、警察本部は、市からの要請又は自らの判断により、関係機関と協力してヘリコプターによる救急・救助活動を実施する。また、県は、必要に応じ、ヘリコプター保有機関（他都道府県、消防機関、警察、海上保安庁、自衛隊等）に応援を要請し、安全かつ効率的な救急・救助活動の支援・調整を行う。

コ 県内の災害派遣医療チーム（新潟DMAT）は、県等からの要請又は自らの判断により、災害現場等に迅速に駆けつけ、救命処置等の活動を行う。

また、ドクターヘリ基地病院は、必要に応じてドクターヘリを病院所属のDMATの移動、患者の搬送等に活用することができる。

(2) 達成目標

- ア 住民又は自主防災組織等により迅速な初動対応ができる。
- イ 消防職員及び消防団員による活動等が迅速に実施できる。
- ウ 新潟DMAT、救護所及び最寄りの医療機関等、現地で迅速に負傷者等の手当が実施できる。
- エ 市及び消防本部が他機関等への応援要請を行い、迅速に必要な救急・救助体制を確立する。
- オ ヘリコプター保有機関の相互の協力により、重傷者の搬送や交通途絶地等の救出活動を安全かつ迅速に実施できる。

(3) 要配慮者に対する配慮

地域住民、自主防災組織、市及び消防本部等は、要配慮者の安否確認を行い、救急・救助活動を速やかに実施する。

(4) 積雪期の対応

積雪期における救急・救助活動については、消防団、自主防災組織等による速やかな初動対応が重要であり、市、消防本部は地域の実情に応じた適切な措置をとる。

(5) 惨事ストレス対策

- ア 救急・救助活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。
- イ 消防本部においては、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

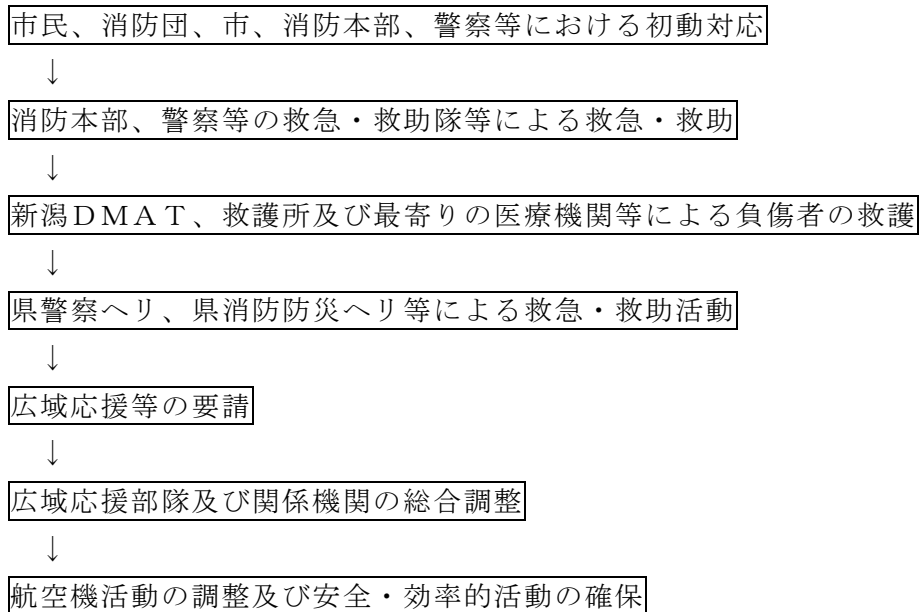
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市民、消防団など	市 消防本部、警察署	被災状況、救急・救助要請
市 消防本部、警察署	県、警察本部	救急・救助、応援、ヘリの要請
県、警察本部	消防庁、警察庁など	広域応援要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
消防庁、警察庁など	県、警察本部	広域応援出動
県、警察本部	市 消防本部、警察署	救急・救助、応援、ヘリの出動
市 消防本部、警察署	市民、消防団など	救急・救助活動

3 業務の体系

関係機関は、次の活動を必要が生じたとき又は必要とされる期間、実施する。



4 業務の内容

(1) 市民、消防団、市、消防本部、県、県警察等における初動活動

実施主体	対 策	要請等連絡先
市民 自主防災組 織	ア 救助すべき者を発見した者は、直ちに消防本部等関係機関に通報する。 イ 電話等通常の連絡手段が使用できないときは、タクシー等の無線登載車両に協力を依頼し、当該車両の運行者はこれに協力する。 ウ 災害の現場で消防等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた者は、できる限りこれに応じる。	消防本部 消防団 県警察 市
消防団	消防団員は、直ちに自発的に参集し、救助隊を編成し、住民の協力を得て初動時の救急・救助を実施する。	消防本部 市 県警察
市	市民、消防団等から現地被害状況を迅速確実に収集し、関係機関に伝達するとともに、必要な救急救助体制を確立する。	消防本部 消防団 県警察
消防本部	「小千谷市消防計画」に基づき実施する。	消防団 市 県警察

県 県警察	県（防災局、福祉保健部及び県警察）は、市、消防本部等から情報を収集し、関係機関と情報を共有して必要な総合調整を行う。	市 消防本部 県警察 防災関係機関
----------	--	----------------------------

(2) 消防本部、県警察等の救急救助隊による救急・救助

実施主体	対 策	要請等連絡先
消防本部	ア 「小千谷市消防計画」に基づき実施する。 イ 必要に応じ、県警察に救急・救助活動の応援を要請する。	消防団 県 県警察
県警察	県警察本部は、市等から救急救助活動の応援要請があった場合、又は自ら必要と判断した場合は、速やかに救助部隊を編成して救出・救助活動を実施する。	

(3) 救護所及び最寄りの医療機関等による負傷者の救護

実施主体	対 策	要請等連絡先
市	ア 医師会と協力して救護所を直ちに開設し負傷者等の救護にあたる。 イ 負傷者等の手当は、できるだけ最寄りの医療機関の開設した救護所等で行う。 ウ 重傷者の病院への搬送が必要な場合は、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求める。	地元医師会 医療機関 医療資器材業者 県警察
消防本部	新潟県救急医療情報システム及び各種連絡手段により、行政機関・医療機関・消防機関で情報を共有するとともに、「小千谷市消防本部消防計画」に基づき実施する。	県医務薬事課 医療機関 医師会 等
新潟DMA T	ア 被災地内のDMA Tに関する指揮及び関係機関との調整等（本部活動）を行う。 イ 消防本部等と連携したトリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等（現場活動）を行う ウ 被災地内及び近隣地域への患者搬送及び搬送中における診療（域内搬送）を行う。 エ 被災地内で支援が必要な病院の長（主として災害拠点病院長）の指揮下での病院におけるトリアージ、診療等（病院支援）を行う。 オ 必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的とした被災地外への広域搬送（広域医療搬送）を行う。	県 消防本部

(4) 県警察ヘリ、県消防防災ヘリ等による救急・救助活動

実施主体	対 策	要請等連絡先
市 消防本部 医療機関 その他	市、消防本部、医療機関等は、救急車での搬送が困難と判断される場合等、必要があるときは県消防防災ヘリコプターや県警察ヘリコプター等による搬送を要請する。 ただし、医療機関等その他関係機関は、やむを得ない場合を除き、原則として、消防本部、警察署等を通じて要請する。	県 県警察
県 県警察	ア 県及び県警察は、市、消防本部からの要請があった場合又は自らの判断により保有するヘリコプターで重症患者等の搬送を行う。 イ ヘリコプターの要請が同時多発的に行われた場合、県（災害対策本部統括調整部広域応援・救助班又は防災局消防課）、県警察がそれぞれ、又は相互に調整の上、その効率的な運航を図る。	県 県警察

(5) ドクターヘリによる救命救急活動

実施主体	対 策	要請等連絡先
市 消防本部 医療機関 その他	市、消防本部、医療機関等は、必要があるときはドクターヘリの派遣を要請する。	県 要請方法及び 連絡先等は資 料編を参照。
県	県は、市等からドクターヘリの派遣要請があった場合、内容を検討のうえ、派遣を決定した場合には、直ちにドクターヘリ基地病院に出動を指示する。	ドクターヘリ 基地病院
ドクターヘリ基地病院	ドクターヘリ基地病院は、県からの出動指示又は市等からの派遣要請があった場合又は出動指示等がない場合においても、情報収集の結果ドクターヘリの出動が効果的であると判断した場合は、被災地の消防本部と十分な調整を取ったうえで、ドクターヘリを出動させることができる。	

(6) 広域応援の要請

実施主体	対 策	要請等連絡先
市	市は、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても救急・救助活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な救急・救助体制を確保する。	県 自衛隊

<p>消防本部</p>	<p>ア 消防本部は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援要請を行う。</p> <p>イ 消防本部は、上記アによっても対応できないと判断した場合は、小千谷市消防本部緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の要請を行う。</p> <p>ウ 消防本部は、上記ア・イの応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無にかかわらず、新潟市消防局等及び県（災害対策本部統括調整部広域応援・救助班又は防災局消防課又は危機対策課）にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備する。</p>	<p>隣接消防本部 地区代表消防本部 新潟市消防局等 県</p>
<p>新潟市消防局等</p>	<p>ア 新潟市消防局等は、新潟県広域消防相互応援協定等による応援要請の連絡（被災地消防本部からの事前情報を含む）が行われたときは、直ちに県内消防応援の実施に必要な調整・対応を行う。</p> <p>イ 上記アによる要請又は要請の可能性の連絡があった場合、新潟市消防局等は、緊急消防援助隊の応援要請についても県（消防課）と協議を開始するとともに、必要に応じて職員を県に派遣する。</p> <p>ウ 緊急消防援助隊の要請又は要請の可能性が生じた場合、新潟市消防局等は直ちに職員を県に派遣し、緊急消防援助隊調整本部の設置の支援を行う。</p>	<p>県 総務省消防庁 県内消防本部</p>
<p>県</p>	<p>ア 県は、新潟県広域消防相互応援協定等による応援要請が行われ、新潟市消防局内に応援調整本部が設置された場合は、職員を派遣する。</p> <p>イ 県は、被災地状況や被災地消防本部、新潟市消防局等からの情報等を考慮し、必要に応じ新潟市消防局等及び総務省消防庁等関係機関と協議を行い、緊急消防援助隊の応援要請及び応援部隊の受援に備える。</p> <p>ウ 県は、市から緊急消防援助隊の応援要請を受けた場合又は要請に備える必要がある場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防応援活動調整本部を県災害対策本部統括調整部又は消防局消防課に設置する。</p> <p>エ 新潟県消防防災航空隊は上記イにおいて、緊急消防援助隊航空部隊に関する事項を所管する。</p> <p>オ 県は、市からの要請があった場合又は自らの判断により、消防庁長官に緊急消防援助隊を要請する。</p> <p>カ 県は、市の要請又は自らの判断により、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても救急・救助活動に対応で</p>	<p>新潟市消防局等 県内消防本部 総務省消防庁 第九管区海上保安本部 自衛隊</p>

	きない場合は、自衛隊の災害派遣要請及び第九管区海上保安本部に救援要請を行い、必要な救急・救助体制を確保する。	
警察本部	県警察本部は、災害の規模が大きく、県内部隊では対処できず、警察庁、関東管区警察局又は他の都道府県警察に対して援助の要求を行う必要があると認められる場合は、公安委員会の承認を受け、援助の要求に係る手続きを行い必要な体制を確保する。	警察庁 関東管区警察局 他都道府県警察

(7) 広域応援部隊及び関係機関の総合調整

実施主体	対 策	要請等連絡先
市 消防本部	市及び消防本部は、県内広域消防応援部隊、緊急消防援助隊の円滑な受援及び適切な活動指揮を行うとともに、自衛隊等の応援機関と情報を共有し、相互に協力して救急・救助活動に当たる。	
県	ア 救急・救助活動に係る総合調整は県災害対策本部統括調整部で行うものとし、総務省消防庁、県防災局、県福祉保健部、消防応援活動調整本部、県警察、自衛隊、第九管区海上保安本部及びその他関係機関を構成員とし、各機関が相互に情報を共有し、協力して活動を実施する。 イ 消防応援活動調整本部は、緊急消防援助隊の調整を行い、必要に応じ、消防機関とDMATの連携体制を確立する。 ウ 県は、新潟県救急医療情報システム等により、救急医療機関の情報を収集して情報を提供するとともに、医療従事者及び医療器材等の確保を行い、円滑な救急活動の実施を図る。	新潟市消防局等 県警察 総務省消防庁 第九管区海上保安部 自衛隊
県警察	県警察本部は、県、消防本部等と連絡調整を行い、警察災害派遣隊の円滑な救出・救助活動の実施を図る。	
市 消防本部 緊急消防援助隊 県警察 自衛隊 第九管区海上保安本部 ドクターヘリ基地病院 他県のドク	災害現場で活動する関係機関の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。	

ターヘリ 新潟DMA T		
--------------------	--	--

(8) 航空機活動の調整及び安全・効率的活動の確保

実施主体	対 策	要請等連絡先
市 消防本部	市及び消防本部は、ヘリコプターを必要とする事案を的確に把握し、迅速に県又は県警察等に要請を行う。	県 県警察
県	<p>ア 緊急消防援助隊の応援消防防災ヘリコプターの活動は、新潟県消防防災航空隊が消防応援活動調整本部及び被災地指揮者と協議してその調整を行う。</p> <p>イ 県災害対策本部統括調整部は航空機保有機関の活動及び動態情報の共有を図り、効率的かつ安全な運行に努める。</p> <p>ウ 県災害対策本部保健医療教育部は、ドクターヘリの活動及び動態情報を把握し、統括調整部と連携して効率的かつ安全な運行に努める。</p> <p>エ ヘリコプターを必要とする救急・救助事案が同時多発的に発生した場合は、必要に応じ、県災害対策本部統括調整部が各機関と協力して、総合的に調整を行う。</p>	
緊急消防援助隊 県警察 自衛隊 第九管区海上保安本部 新潟大学医学総合病院 他県のドクターヘリ	ヘリコプターの動態情報及び活動情報等を相互に提供・保有し、安全かつ効率的な航空機の運用に協力する。	

第16節 医療救護活動計画

【災害対策本部担当部】 ○民生部、消防救急部

1 計画の方針

市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な情報共有と協力体制の下に、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行う。

○ 基本方針

(1) 各主体の責務

ア 災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するためには正確な情報の把握が最も重要であることから、市は、発災後速やかに医療救護本部を設置し、医療機関等から必要な情報収集を行う。

イ 被災地を所轄する保健所は、被災の状況により必要と認められる場合は、特に、医療機関等の協力を得て、地域における医療活動の拠点として速やかな医療救護対策に取り組むため、県災害保健対策現地本部を設置する。

ウ 市及び県は、互いに情報を共有し、住民の生命、健康を守るため医療救護を行う。

エ 医療機関は、各機関が策定しているマニュアル等に基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。

オ 災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）は、後方病院として主に被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れを行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。

カ 新潟DMA T指定医療機関は、県からの要請又は自らの判断により、新潟DMA Tを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。

キ ドクターヘリ基地病院は、災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、ドクターヘリを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。

ク 県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関は、県から救護班の派遣要請があった場合、また、災害拠点病院は、派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班を派遣する。

ケ 県は、新潟大学医歯学総合病院と協力して透析医療機関に被害状況を確認し、新潟大学医歯学総合病院が透析医療機関の患者受入を調整する。

コ 県は、被災が著しく県内の体制だけでは医療救護活動を確保できない場合は、国及び他の都道府県等に対して支援を要請する。

サ 市及び県は、県災害救援ボランティア本部と情報共有し、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

シ 拠点となる医療関係機関において災害に強い通信手段（衛星携帯電話など）の確保に配慮する。

(2) 活動の調整

ア 県災害対策本部

県災害対策本部（保健医療教育部医療活動支援班）は、医療関係団体（新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会等）、新潟DMA T、新潟DPA T、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防機関、自衛隊等と、被災地域における医療ニーズなどの情報を共有した上で、救護班の派遣要請等の医療救護活動の調整を行う。

イ DMA T

災害時に、参集したDMA Tに対する指揮、関係機関との調整等を行う組織として、DMA T新潟県調整本部のほか、必要に応じてDMA T活動拠点本部等を設置する。

本部名	設置場所	主な役割
DMA T新潟県調整本部	県災害対策本部	ア 県内で活動する全DMA Tの指揮調整、DMA T新潟県調整本部以外の各DMA T本部の設置・指揮調整 イ 県災害対策本部及び消防等の関連機関との連携・連絡及び調整
DMA T活動拠点本部	参集拠点となる災害拠点病院	ア 参集したDMA Tの指揮調整 DMA Tに病院支援、現場活動、域内搬送等の役割付与 イ 消防等の関連機関との連携及び調整
DMA T病院支援指揮所 DMA T現場活動指揮所	DMA Tが複数活動する病院、現場	ア 病院支援活動、現場活動するDMA Tの指揮調整 イ トリアージ、搬送、緊急治療の役割付与
DMA T・SCU指揮所	被災地内のSCU	ア SCU、航空機内で活動するDMA Tの指揮調整 イ 搬入担当、診療担当などの役割を付与

ウ DPA T

災害時に、参集したDPA Tに対する指揮、関係機関との調整等を行う組織として、DPA T調整本部のほか、必要に応じてDPA T活動拠点本部を設置する。

本部名	設置場所	主な役割
DPA T調整本部	県災害対策本部	ア 全DPA Tの指揮調整、拠点本部を指揮 イ 県災害対策本部及びDPA T事務局等の関連機関との連携・連絡及び調整
DPA T活動拠点本部	活動フェーズに応じ、適切な場所に設置	ア DPA T調整本部、保健所等との連携及び調整 イ 参集したDPA Tの指揮調整

エ 災害医療コーディネーター

被災地における医療需給（医療資器材を含む）の調整等の業務を行うため、被災

地を所管する保健所長を災害医療コーディネーターとし、医師会、歯科医師会など医療関係団体、災害拠点病院、市、保健所及び県医務薬事課等からあらかじめ決められている担当者が、コーディネーターを支援する。

(3) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市及び消防本部は、県、医療機関及び医療関係団体と協力し、要配慮者への医療救護活動を円滑に行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
市 代表消防本部 (※) 災害拠点病院	県医務薬事課	新潟DMA T派遣要請
市 消防本部 医療機関	県医務薬事課	ドクターヘリ派遣要請
市	保健所	市医療救護本部開設 県救護センター設置要請 県医療救護班等派遣要請
病院	県医務薬事課	被災状況、診療可否、患者転送要請、受入患者数、医療スタッフ要請・提供
診療所	保健所	被災状況、診療可否、患者転送要請、受入患者数、医療スタッフ要請・提供
保健所	県医務薬事課	診療所の被災状況等、県救護センター開設、県医療救護班等派遣要請
災害医療コーディネーター	県医務薬事課	県医療救護班等の派遣要請
県医務薬事課	他の都道府県	県外DMA Tの派遣要請 医療救護に関する応援要請
県医務薬事課	厚生労働省	県外DMA Tの派遣要請 医療救護に関する応援要請
県障害福祉課	厚生労働省 他の都道府県	県外DPATの派遣要請

※ 新潟県広域消防相互応援協定に定める地域の代表消防本部

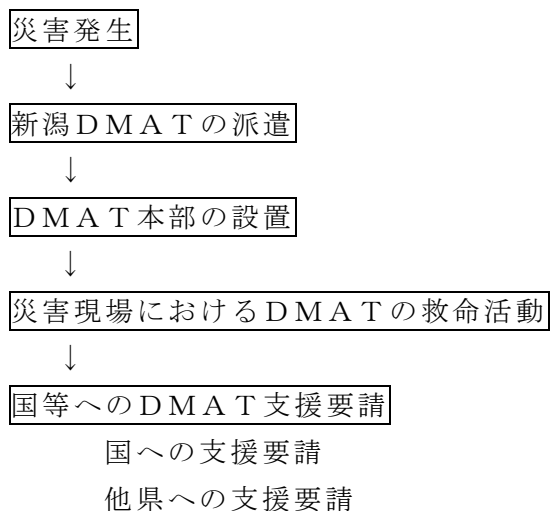
(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県医務薬事課	市 代表消防本部 災害拠点病院	新潟DMA Tの派遣
県医務薬事課	市 消防本部 医療機関	ドクターヘリ派遣
保健所	市	県救護センター設置

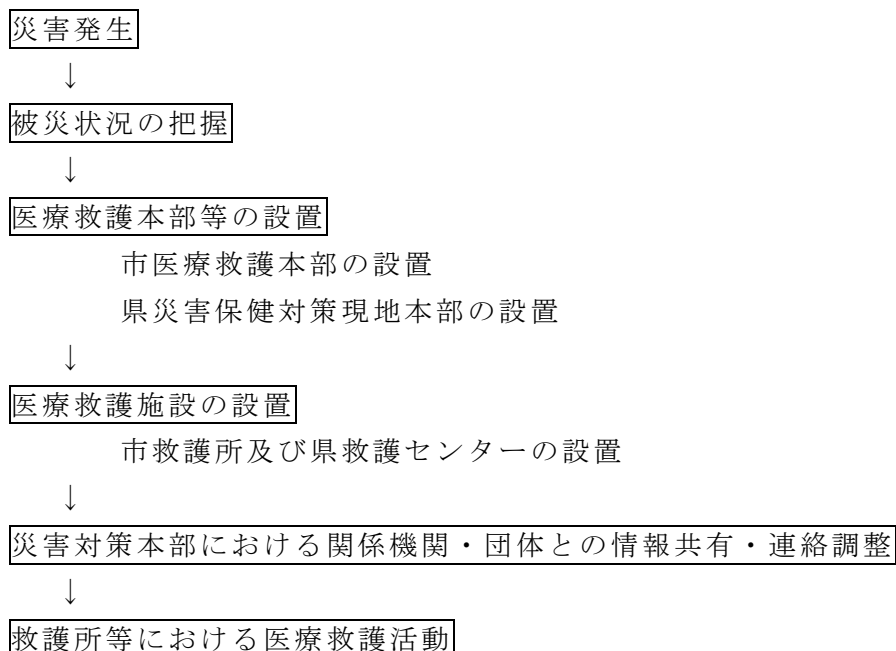
		県医療救護班等派遣
県医務薬事課	保健所	病院の被災状況等 新潟DMAT、県医療救護班等派遣
県障害福祉課	医療機関 保健所 市町村	新潟DPATの派遣
他の都道府県	県医務薬事課 県障害福祉課	新潟DMATの派遣 新潟DPATの派遣 医療救護に関する応援
厚生労働省	県医務薬事課 県障害福祉課	新潟DMATの派遣 新潟DPATの派遣 医療救護に関する応援

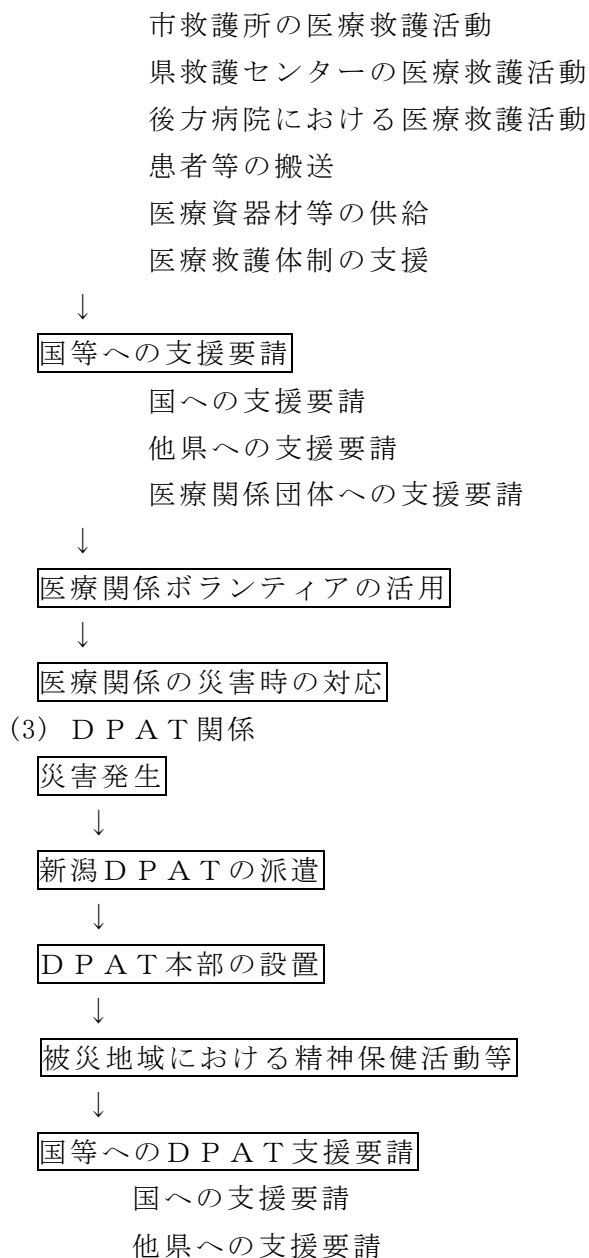
3 業務の体系

(1) DMAT関係



(2) 医療救護活動（DMATを除く）





4 業務の内容

(1) D M A T 関係

ア 新潟 D M A T の派遣

実施主体	対 策	協力依頼先
県医務薬事課	被災地の市、代表消防本部又は災害拠点病院からの要請を受け、新潟 D M A T 指定医療機関に対し新潟 D M A T の派遣を要請する。	新潟 D M A T 指定医療機関
新潟 D M A T 指定医療機関	県からの要請又は自らの判断により、新潟 D M A T を派遣する。	

イ D M A T 本部の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
県医務薬事課	県内で活動するすべての D M A T を指揮する D M A T 新潟県調整本部を設置する。	新潟 D M A T 指定医療機関

DMA T新潟県調整本部	必要に応じてDMA T活動拠点本部、DMA T病院支援指揮所、DMA T現場活動指揮所を設置する。	災害拠点病院
--------------	---	--------

ウ 災害現場等におけるDMA Tの救命活動

実施主体	対 策	協力依頼先
新潟DMA T	<ul style="list-style-type: none"> 消防本部と連携したトリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等（現場活動） 被災地内及び近隣地域への患者搬送及び搬送中における診療の実施（域内搬送） 被災地内で支援が必要な病院の長（主として災害拠点病院の長）の指揮下での病院におけるトリアージ、診療等の実施（病院支援） 被災地内外を問わず、ヘリコプター、救急車等による患者搬送及び搬送中における診療等の実施（地域医療搬送） 自衛隊機等の航空機を用いて対象患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する間における診療等の実施（広域医療搬送） 	県 厚生労働省 消防本部

エ 国等へのDMA T支援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
被災地内の災害拠点病院 新潟DMA T	被災地内の災害拠点病院又は新潟DMA Tは、被災地の状況等により、県に対し県外のDMA Tの派遣を要請する。	県医務薬事課
県医務薬事課	県は、他の都道府県又は厚生労働省に対し県外のDMA Tの派遣を要請する。	厚生労働省

(2) 医療救護活動関係（DMA T関係を除く）

ア 被災状況把握

実施主体	業 務	協力依頼先
県医務薬事課 新潟大学医歯学総合病院	<p>病院について次の情報を収集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 施設・設備の被害状況 イ 負傷者等の状況 ウ 診療（施設）機能の稼働状況（人工透析実施機関については、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込み） エ 医療従事者の確保状況 オ 医療資器材等の需給状況 	病院
保健所	<p>診療所について次の情報を収集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 施設・設備の被害状況 イ 負傷者等の状況 ウ 診療（施設）機能の稼働状況 エ 医療従事者の確保状況 オ 医療資器材等の需給状況 	診療所
県医務薬事課	<ul style="list-style-type: none"> ア 市救護所の設置状況 イ 市救護所及び医療機関への交通 	市

イ 市医療救護本部の設置

市は、風水害発生時における医療救護に関する対策を迅速かつ的確に遂行するため、医療救護本部を健康・こどもプラザに設置する。

ウ 県災害保健対策現地本部の設置

実施主体	業 務	協力依頼先
保健所	<p>ア 県災害保健対策現地本部の体制</p> <p>(ア) 県災害保健対策現地本部の体制等は保健所長等が定める。</p> <p>(イ) 県災害保健対策現地本部には、医療救護に係る連絡・調整を円滑に行うために、情報の収集、伝達の窓口となる医療救護情報責任者を置く。</p> <p>イ 県災害保健対策現地本部の活動</p> <p>(ア) 保健所の行う災害対策に係る情報の収集・発信、連絡、調整、指導及び支援</p> <p>(イ) 市との連絡を確保するための市災害対策本部への保健所の職員派遣</p> <p>(ウ) 災害応急業務従事者の健康管理のための健康相談等</p>	市

エ 医療救護施設の設置

実施主体	業 務	協力依頼先
市	被災状況に応じて救護所予定施設に市救護所を設置する。	地元医師会 地元歯科医師会 地元薬剤師会
保健所	医療救護活動が長期間に及ぶと見込まれる場合などに、保健所に県救護センターを設置する。	地元医師会 地元歯科医師会 地元薬剤師会

オ 医療救護活動

実施主体	業 務	協力依頼先
市	<p>ア 市救護所の医療救護活動</p> <p>設置した救護所において次の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。</p> <p>(ア) 初期救急医療（トリアージを伴う医療救護活動）</p> <p>(イ) 災害拠点病院等への移送手配</p> <p>(ウ) 医療救護活動の記録</p> <p>(エ) 死亡の確認</p> <p>(オ) 市救護所の患者受入状況等の活動状況報告</p> <p>イ 患者等の搬送</p> <p>搬送計画に基づく患者、医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。</p> <p>ウ 医療資器材等の供給</p> <p>医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、支障が生じた場合は、県へ支援要請を行う。</p>	地元医師会 地元歯科医師会 地元薬剤師会

保健所	<p>設置した県救護センターにおいて、一般医療、歯科医療の他に次の精神科救護活動を行う。</p> <p>ア 精神科患者の治療</p> <p>イ 避難所への巡回診療及び相談</p> <p>ウ 精神科医療機関への移送手配</p>	<p>地元医師会 地元歯科医師会 地元薬剤師会</p>
県医務薬事課	<p>ア ドクターヘリの派遣等 災害現場にドクターヘリを派遣するとともに、消防等関係機関との緊密な協力体制により広域的な搬送体制を確保する。</p> <p>イ 医療資器材等の供給 (ア) 災害時における市救護所及び被災医療機関等への医薬品等への円滑な供給を行うため、災害医療拠点病院等に薬剤師を派遣し、医薬品等の管理（分等）を行う。 (イ) 市、被災医療機関等から医療資器材等の供給要請を受けた場合、新潟県薬剤師会、新潟県医薬品卸組合、新潟県医療機器販売業協会及び東北新潟歯科用品商協同組合新潟県支部へ供給を要請し確保する。 (ウ) 県は、医療機関から輸血用血液等血液製剤の供給の要請を受けた場合、日本赤十字社新潟県支部へ供給を要請し確保する。</p> <p>ウ 県医療救護班等の派遣 県医療救護班及び県歯科医療救護班の編成計画により、新潟大学医歯学総合病院、県立病院、自治体病院、公的病院等からなる救護班を編成し派遣する。</p>	
災害拠点病院	<p>災害拠点病院は、後方病院として主に次の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は、県へ支援要請を行う。</p> <p>ア 被災現場、市救護所、被災地医療機関等からの患者の受入</p> <p>イ 県医療救護班の派遣等</p>	県医務薬事課
県医療救護班等	<p>医療救護活動に必要な医療資器材を携行するものとし、その補充は県に要請する。</p>	県医務薬事課

カ 国等への支援要請

実施主体	業 務	協力依頼先
県医務薬事課	<p>被災が著しく県内の体制だけでは医療救護活動を確保できない場合は、次の関係団体に対して支援を要請する。</p> <p>ア 厚生労働省への支援要請 厚生労働省に対して、独立行政法人国立病院機構病院等の協力を要請する。</p> <p>イ 他都道府県への支援要請 災害協定を締結している隣接県等に対して、医療救護活動の支援を要請する。</p>	<p>厚生労働省 他都道府県 新潟県医師会 新潟県歯科医師会 日本赤十字社新潟県支部</p>

	<p>ウ 医療関係団体への支援要請</p> <p>(ア) 新潟県医師会への支援要請 協定に基づき新潟県医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。</p> <p>(イ) 新潟県歯科医師会への支援要請 協定に基づき新潟県歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。</p> <p>(ウ) 日本赤十字社新潟県支部への支援要請 契約に基づき、日本赤十字社新潟県支部に対して、医療救護班の派遣を要請する。</p>	
県危機対策課	被災状況に応じ、自衛隊に医療救護班の派遣を要請する。	自衛隊
保健所	地元医師会又は地元歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	地元医師会 地元歯科医師会
市	地元医師会又は地元歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	地元医師会 地元歯科医師会
新潟県医師会	<p>ア 県から支援の要請があったときは、県医療救護班を編成して現地に派遣するとともに医療機関に受入れして救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請する。</p> <p>イ 地元医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。</p>	保健所
新潟県歯科医師会	<p>ア 県から支援の要請があったときは、県歯科医療救護班を編成して現地に派遣するとともに医療機関に受入れして救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請する。</p> <p>イ 地元医師会又は地元歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。</p>	
地元医師会 地元歯科医師会	支援の要請があったときは、市医療救護班又は市歯科医療救護班を編成して現地に派遣するとともに医療機関に受入れして救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請する。	

キ 医療関係ボランティアの活用

実施主体	業 務	協力依頼先
市	県の設置する災害ボランティア活動組織及び社会福祉協議会と情報共有し医療関係ボランティアの正確な把握を行い、市救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。	県災害救援ボランティア本部 社会福祉協議会
県医務薬事課	県災害救援ボランティア本部及び市災害ボランティアセンターと情報を共有し医療関係ボランティア活動組織の正確な把握を行い、市救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。	県災害救援ボランティア本部 社会福祉協議会

ク 医療機関の災害時の対応

実施主体	業 務	協力依頼先
医療機関	災害時においては、医療救護活動を可能な限り早く行うことが極めて重要であることから、医療機関は、策定しているマニュアルに基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。	

(3) D P A T 関係

ア 新潟 D P A T の派遣

実施主体	対 策	協力依頼先
県障害福祉課	被災地域において精神医療や精神保健活動への需要が増大する等、県が必要を判断した場合、又は被災都道府県知事又は厚生労働省（D P A T 事務局）からの要請を受け、新潟 D P A T の派遣を要請する。	新潟 D P A T

イ D P A T 本部の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
県障害福祉課	県内で活動するすべての D P A T を指揮する D P A T 新潟県調整本部を設置する。	新潟 D M A T 統括者

ウ 災害現場等における D P A T の救命活動

実施主体	対 策	協力依頼先
新潟 D P A T	<ul style="list-style-type: none"> 被災地内の D P A T に関する指揮及び関係機関との調整等の実施（本部活動） 被災地域における精神医療の提供、精神保健活動の支援、被災した医療機関や支援者への支援を行う。 	県 厚生労働省

エ 国等への D P A T 支援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
県障害福祉課	県は、他の都道府県又は厚生労働省に対し県外の D P A T の派遣を要請する。	厚生労働省

第17節 防疫及び保健衛生計画

【災害対策本部担当部】 ○市民衛生部、民生部

1 計画の方針

○ 基本方針

(1) 各主体の責務

ア 災害時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により、心身の健康に不調を来したり、感染症が発生しやすくなることから、関係機関は防疫・保健衛生対策の円滑な実施を図る。

イ 市民は、医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるとともに、相互に助け合い、居住地の衛生確保に努める。

ウ 市は、災害等の発生時の被災地区における被災者の避難状況を把握し、消毒等の防疫及び保健衛生上必要な対策をとる。

エ 県は、市を通じ被害状況の把握を行い、災害等の発生時の被災地区における感染症患者の早期発見、食品の衛生監視、栄養指導等の防疫及び保健衛生対策を的確に実施するとともに、必要に応じて、これらの対策を円滑に実施するための調整を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮

市及び県は、要配慮者及び人工透析患者等の健康状態を把握し、情報を共有した上で、医療・保健情報を提供するとともに保健指導を実施する。

(3) 積雪期の対応

冬期間は気温が低いことから衛生状態は保たれやすいが、気温の低下により身体の不調を来しやすいことから、市は、避難所等の採暖に配慮する。

雪が障害となり防疫資器材の搬出や運搬に支障を来す場合があることから、定期的に積雪状態や道路状況等について点検を行い、除雪や運搬計画等に万全を期する。

2 被害状況等の把握

被災地市町村を通じる等の県の情報把握

(1) ライフラインの被害状況

(2) 避難所の設置及び受入状況

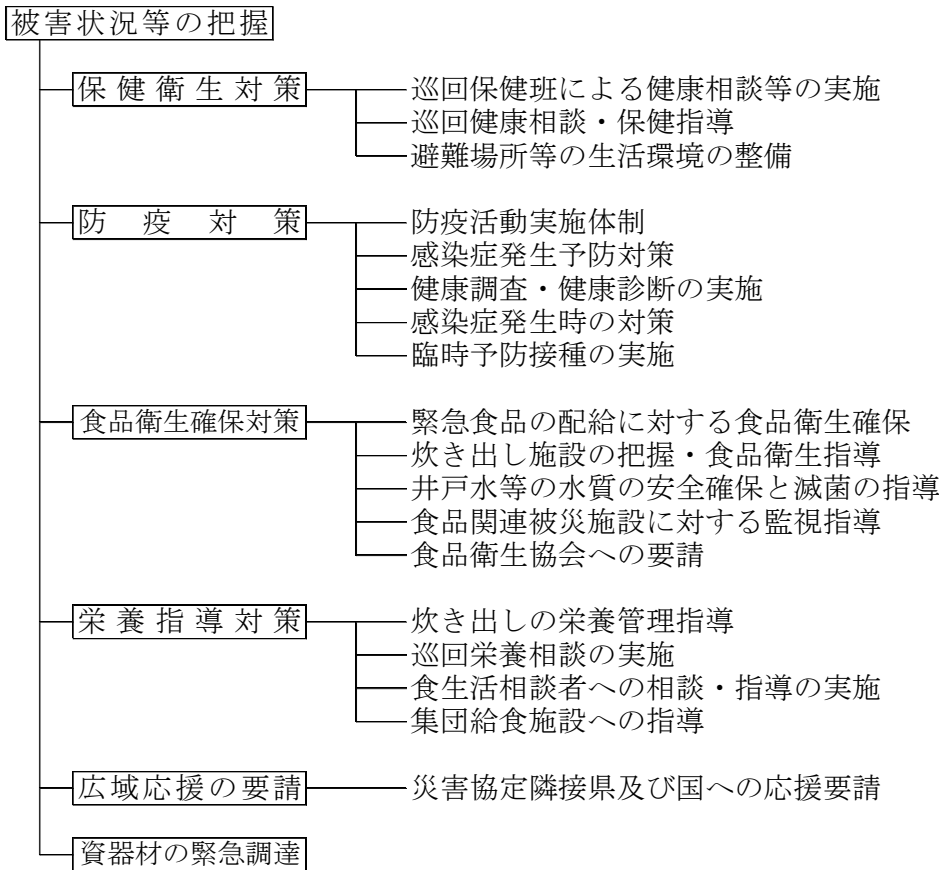
(3) 仮設トイレの設置及び損壊家屋の状況

(4) 防疫保健衛生資器材取扱店及び格納倉庫の被害状況

(5) 食品及び食品関連施設の被害状況

(6) 特定給食施設等の被害状況

3 業務体系図



※ 各業務は必要に応じて共同で実施する。

4 業務の内容

(1) 保健衛生対策

実施主体	業 務
市	ア 被災者の避難状況把握、県への報告 イ 避難所等の整備、健康相談等の実施 ウ 避難場所等の生活環境整備 (ア) 食生活の状況（食中毒の予防等への対応） (イ) 衣類、寝具の清潔の保持 (ウ) 身体の清潔の保持 (エ) 室温、換気等の環境 (オ) 睡眠、休養の確保 (カ) 居室、便所等（仮設トイレを含む。）の清潔の保持 (キ) プライバシーの保護

<p>県</p>	<p>ア 巡回保健班による健康相談等の実施</p> <p>(ア) 地域振興局健康福祉（環境）部長が保健師を中心として編成（必要に応じて医師、栄養士、精神保健福祉相談員等追加） 被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回</p> <p>(イ) 市保健師の協力を得て、巡回計画作成</p> <p>(ウ) 福祉保健課：必要に応じて、他の健康福祉（環境）部からの応援態勢を確立</p> <p>イ 要配慮者の健康状態確認、保健指導実施</p> <p>(ア) 地域振興局健康福祉（環境）部長が保健師を中心として編成（必要に応じて医師、栄養士、精神保健福祉相談員、歯科衛生士等追加） 被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回</p> <p>(イ) ケースへの適切な処遇のため、医療救護、防疫対策、栄養指導、精神救護及び福祉対策関係者等と連絡調整</p> <p>a 要配慮者及び人工透析患者等の健康状態の把握及び保健指導</p> <p>b 難病患者、精神障がい者等に対する保健指導</p> <p>c インフルエンザ等の感染症予防の保健指導</p> <p>d 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導</p> <p>e 不安の除去等メンタルヘルスへの対応</p> <p>f 誤嚥性肺炎予防等のための口腔保健指導</p> <p>ウ 避難場所等の生活環境の整備</p> <p>(ア) 避難所、仮設住宅等における状況把握、被災者への指導・助言</p> <p>(イ) 市が実施する生活環境の整備への助言・協力</p>
----------	--

(2) 防疫対策

実施主体	業 務
<p>市</p>	<p>ア 防疫活動実施体制</p> <p>迅速な防疫活動に備え、被災の規模に応じ、適切に対応できるように防疫活動組織を明確にしておく。</p> <p>イ 感染症発生予防対策の実施</p> <p>(ア) 感染症発生の未然防止のため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に実施</p> <p>(イ) 飲料水、食物の注意、手洗い、うがいの勧奨を指導 台所、便所、家の周囲の清潔、消毒方法を指導</p> <p>(ウ) 道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に清潔対策を実施 ごみの処理、し尿の処理を重点に実施</p> <p>(エ) 便所、台所等を中心に消毒を実施</p> <p>(オ) ねずみ族、昆虫等の駆除</p> <p>ウ 感染症発生時の対策実施</p> <p>(ア) 台所、便所、排水口等の消毒実施</p> <p>(イ) 汚物、し尿は消毒後に処理</p>

<p>県</p>	<p>ア 防疫活動実施体制</p> <p>(ア) 災害規模に応じ、市の防疫活動を指導・支援</p> <p>(イ) 地域振興局健康福祉（環境）部：必要に応じて、地域振興局健康福祉（環境）部に災害防疫対策本部設置</p> <p>(ウ) 被災状況に応じ、自衛隊に防疫活動の支援要請</p> <p>イ 感染症発生予防対策の実施</p> <p>市と協力し、感染症発生動向の把握、予防教育及び啓発活動を実施</p> <p>ウ 健康調査及び健康診断の実施</p> <p>(ア) 地域振興局健康福祉（環境）部：緊急度に応じ、計画的に実施（浸水地域住民、集団避難場所の避難者、応急仮設住宅入居者を重点に実施）</p> <p>(イ) 地域振興局健康福祉（環境）部：健康調査の結果、必要な場合は検便等の健康診断実施</p> <p>エ 感染症発生時の対策実施</p> <p>(ア) 地域振興局健康福祉（環境）部：入院が必要な感染症患者等（感染症患者又は無症状病原体保有者）に対し、速やかに入院措置。交通途絶等のため、感染症指定医療機関に受入れすることが困難な場合、災害をまぬがれた地域内の適当な医療機関へ受入れを依頼</p> <p>(イ) 地域振興局健康福祉（環境）部：濃厚接触者（感染症患者等と飲食を共にした者、頻繁に接触した者）に対し、病気に対する正しい知識、消毒方法等の保健指導を実施</p> <p>オ 臨時予防接種の実施又は実施指示（健康対策課）</p> <p>(ア) 疾病のまん延予防上必要のあるとき、対象者又は期日を指定して、健康福祉（環境）部へ臨時予防接種の実施を指示</p> <p>(イ) 市が実施することを特に適当と認めるときは市長に指示</p>
----------	--

(3) 食品衛生確保対策

実施主体	業 務
<p>県 （地域機関）</p>	<p>ア 緊急食品の配給に対する食品衛生確保</p> <p>市及び食品調製施設に対し監視指導を実施（市の被災地区への弁当等緊急食品の調達・確保計画に基づくもの）</p> <p>イ 炊き出し施設の把握と食品衛生指導</p> <p>市の協力を得て実施。特に仮設の炊き出し施設に対しては、食品衛生監視員が原料の調達、保管、調理についての指導を実施</p> <p>ウ 井戸水等の水質の安全確認と滅菌の指導</p> <p>普段使用していない井戸水等を飲料水等に使用する場合、その水質の安全確認と滅菌を被災者に指導</p> <p>エ 食品関連被災施設に対する監視指導</p> <p>食品衛生監視員が営業施設の被災状況を確認し、食品の安全確保及び施設・設備の監視指導を実施</p>

	<p>(ア) 冠水食品の廃棄の指導</p> <p>(イ) 機能損失食品（冷蔵、冷凍品）の廃棄の指導</p> <p>(ウ) 施設・設備等の洗浄消毒の指導</p> <p>オ 食品衛生協会への要請</p> <p>(ア) 地区食品衛生協会へ被災状況の把握を要請</p> <p>(イ) 食品衛生指導員の協力を得て、被災施設に対する指導実施</p>
県（生活衛生課）	必要に応じて、地域機関の応援体制を確立

(4) 栄養指導対策

実施主体	業 務
県 （地域機関）	<p>ア 炊き出しの栄養管理指導 地域振興局健康福祉（環境）部は市設置の実施現場へ栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を実施、併せて給食業者への食事内容の指導実施</p> <p>イ 巡回栄養相談 避難所、仮設住宅、被災家屋を巡回 高血圧、糖尿病等の在宅食事療法の必要な方やアレルギー食、粉ミルク又は離乳食の必要な乳幼児などの要配慮者に対して、食生活指導、栄養面からの健康維持指導を実施</p> <p>ウ 食生活相談者への相談・指導 健康維持のための食品、特別用途食品（低エネルギー食、アレルゲン除去食、低塩分食等）の入手、調理方法の相談に対して、情報提供を含めた指導を実施</p> <p>エ 集団給食施設への指導 給食設備や給食材料の確保、調理方法等について指導</p> <p>*ア～エについては、市栄養士等と連絡を図りながら実施する。</p>
県（健康対策課）	<p>ア 災害の状況により、栄養指導班編成の上、栄養指導を実施</p> <p>イ 被災地区の規模、状況に応じて県栄養士会へ支援要請</p>

(5) 広域応援の要請

実施主体	業 務
県	県内だけでは体制の確保ができない場合、災害協定を締結している隣接県等及び国に対して応援の要請

(6) 防疫及び保健衛生資器材の備蓄及び調達

実施主体	業 務
市	<p>ア 防疫資器材等の備蓄及び調達について計画作成、実施</p> <p>イ 防疫資器材等の整備状況を県健康福祉（環境）部に報告</p> <p>ウ 緊急時、防疫資器材等の不足による確保要請（県健康福祉（環境）部へ）</p>

県	<p>ア 県内の防疫資器材等の備蓄状況を市へ情報提供</p> <p>イ 災害時の防疫資器材等の必要量確保のため、防疫薬品業界と協定締結</p> <p>ウ 緊急時の防疫資器材等の調整</p> <p>(ア) 健康福祉（環境）部：管内調整を実施、調整がつかない場合は、健康対策課へ確保要請</p> <p>(イ) 健康対策課：防疫薬品業界団体へ協定に基づく供給要請</p>
---	--

第18節 こころのケア対策計画

【災害対策本部担当部】 民生部

1 計画の方針

○ 基本方針

県、専門医、関係団体と協力し、被災によるこころの健康障害の予防と早期発見を図るとともに、被災者自らが精神的健康を回復・維持増進し、健康な生活が送れるように支援する。

(1) 各主体の責務

ア 市民

被災住民、災害復旧事業者等は急性ストレス障害等の精神的な問題が災害後に生ずることを認識し、自身はもとより要配慮者である乳幼児・高齢者・障がい者等に十分配慮しながら、こころの健康の保持・増進に努める。

イ 報道機関

(ア) 不用意な取材活動によるPTSD(心的外傷後ストレス障害)誘発の危険性や精神症状の悪化等を十分認識し、被災住民の精神的健康に配慮した取材活動に努める。

(イ) こころのケアに関する正しい知識の普及や援助等の情報提供に協力する。

ウ 精神科医療機関

(ア) 被災した精神科病院の患者や被災住民の急性ストレス障害等に対して必要な医療を提供する。

(イ) 災害派遣精神医療チーム(DPAT)活動等の県が実施するこころのケア対策を支援する。

エ 精神保健福祉医療関係機関・団体

県が実施するこころのケア対策の取組みを支援する。

オ 市

(ア) 避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。

(イ) 市全域又は特定地域において多数が被災し、現地の専門員で対応が不可能な状況が生じていると災害対策本部長が判断した場合は、医療救護本部と協議してこころのケア対策の支援を県に要請する。

(ウ) 全市民を対象とする保健事業等を活用し、K10法(震災後の精神健康度スクリーニング尺度)や問診によるスクリーニングを一定期間実施するほか、民生委員・児童委員、ボランティアセンター、こころのケアチーム等の関係者との連携を密にし、ハイリスク者の把握に努める。

カ 県

(ア) 国の「災害派遣精神医療チーム(DPAT)活動要領」に基づき、県は、被災者

のこころのケアを行う専門チームである災害派遣精神医療チーム(以下「D P A T」という。)等の体制整備に努める。

(イ) 必要に応じて、国及び他都道府県に対して、D P A Tの派遣を要請する。

(ウ) D P A Tを編成したときは、その旨を厚生労働省に報告する。

(エ) 被災住民に対するこころのケア対策を実施し、市町村を支援する。

(2) 達成目標

(ア) 発災直後から情報収集に努め、発災から概ね48時間以内に活動できるD P A T先遣隊において、本部機能の立ち上げやニーズアセスメント、急性期の精神科医療ニーズへの対応等を行う。

(イ) 先遣隊の後に中長期に渡り活動するD P A Tにおいて、本部機能の継続や、被災地での精神科医療の提供、精神保健活動への専門的支援、被災した医療機関への専門的支援、支援者への専門的支援等を行う。

(3) 要配慮者に対する配慮

災害によるダメージを受けやすい要配慮者等に対しては、特にきめ細かな支援を行うよう十分配慮する。

(4) 市職員のこころのケア対策

集中的かつ継続的な災害業務に対応する職員に対し、身体的な疲労の蓄積から生ずるこころの障がいに対し、精神科病院、県精神保健福祉会等関係機関等の協力のもと、職員自身のこころのケアのための研修を実施する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県障害福祉課	厚生労働省	県外D P A Tの派遣要請
県障害福祉課	他の都道府県	県外D P A Tの派遣要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
厚生労働省	県障害福祉課	県外D P A Tの派遣
他の都道府県	県障害福祉課	県外D P A Tの派遣

3 業務の内容

実施主体	業 務	協力依頼先
県障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ D P A T 調整本部の設置 ・ D P A T の派遣要請・受入れ調整 	厚生労働省、D P A T 事務局、新潟 D P A T、精神科医療機関
D P A T	<ul style="list-style-type: none"> ・ D P A T 調整本部、D P A T 活動拠点本部において、D P A T の指揮調整、情報収集、関係機関等との連絡調整等の本部活動を行う。 ・ E M I S や J - S P E E D、関係機関からの情報等を基に、被災地域の精神科医療機関、避難所、医療救護所等の精神保健医療ニーズを把握する。 ・ 活動内容の情報発信を行う。 ・ 被災地での精神科医療の提供を行う。 ・ 被災地での精神保健活動への専門的支援を行う。 ・ 被災した医療機関への専門的支援（患者避難への支援を含む）を行う。 ・ 被災者への専門的支援を行う。 	県、被災地域内の災害拠点病院、災害拠点精神科病院、保健所等

第19節 児童生徒・教職員に対するこころのケア対策計画

【災害対策本部担当部】 教育部

1 計画の方針

○基本方針

(1) 各主体の責務

ア 県

(ア) 災害発生直後からこころのケアにかかる緊急支援について「新潟県臨床心理士会」と連絡をとり、両者協議のもと派遣計画を作成し、学校開始直後からカウンセラーを派遣する。

(イ) 被災した学校に対して、カウンセリング開始前の「該当学校教員への説明会」を、県臨床心理士を派遣し実施する。

(ウ) 災害の規模に応じて、県外へカウンセラー派遣を要請する。

イ 小千谷市教育委員会

カウンセラー派遣計画、該当学校教員への説明会等について迅速かつ、確実に各学校へ通知できるよう、連絡の方法等を明確にした上で通知を行う。また、「該当学校教員への説明会」にかかる会場の手配を行う。

ウ 学校

(ア) 「該当学校教員への説明会」を受け、こころのケアにかかる職員研修、児童・生徒等への説明、保護者への説明会を実施する。

(イ) カウンセリング実施にかかる「こころの健康調査」等のストレスチェック及びスクリーニングを実施する。

(ウ) 教員による児童・生徒等への早期カウンセリングを実施する。

(2) 達成目標

ア 災害救助法が適用された場合には、災害の発生から1週間後をめぐり、すべての学校の教員が県教育委員会の実施する「説明会」に参加する。

イ 災害救助法が適用された場合には、災害の発生から2週間後をめぐり、すべての学校でカウンセリングを開始する。

(3) 要配慮者に対する配慮

こころのケアに関する保護者の理解を深め、家庭でのこころのケアのあり方等について、ガイドとなるパンフレット等を配付する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
小・中学校	市教育委員会	カウンセラーによるこころのケアが必要な児童生徒、実施児童

		生徒数、個別相談票の報告
市教育委員会	県教育委員会	こころのケアに係る必要な情報

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県教育委員会	市教育委員会	カウンセリング実施日 説明会実施日
市教育委員会	小・中学校	カウンセリング実施日 説明会実施日

3 業務の体系

心のケアに係る必要な情報の提供・こころのケアの要請（市教育委員会）

↓

派遣計画の作成と説明会資料作成（県教育委員会）

↓

説明会への参加（該当学校教職員）

↓

心の健康調査とスクリーニング（小・中学校）

↓

カウンセリング

※スクリーニング・・・対象者の抽出

4 市の業務内容

- (1) 市教育委員会は、災害発生直後から児童・生徒及び教職員に対する心のケア対策について県教育委員会と連絡を取るとともに、小・中学校から心のケアが必要な児童生徒等の報告を受け、県教育委員会に対し、学校再開直後からの説明会及びカウンセラーの派遣を要請する。
- (2) 市教育委員会は、カウンセラー派遣計画、該当小・中学校教職員への説明会等について迅速かつ確実に各学校へ通知できるよう、管理・指導主事を窓口として、連絡の方法等を明確にした上で通知を行う。また、「該当学校教員への説明会」にかかる会場の手配を行う。
- (3) こころのケアチームの派遣等支援要請を行うときは、本人又は保護者の要請があった場合、又は学級担任等教員が必要と認めた場合とする。

5 小・中学校の業務内容

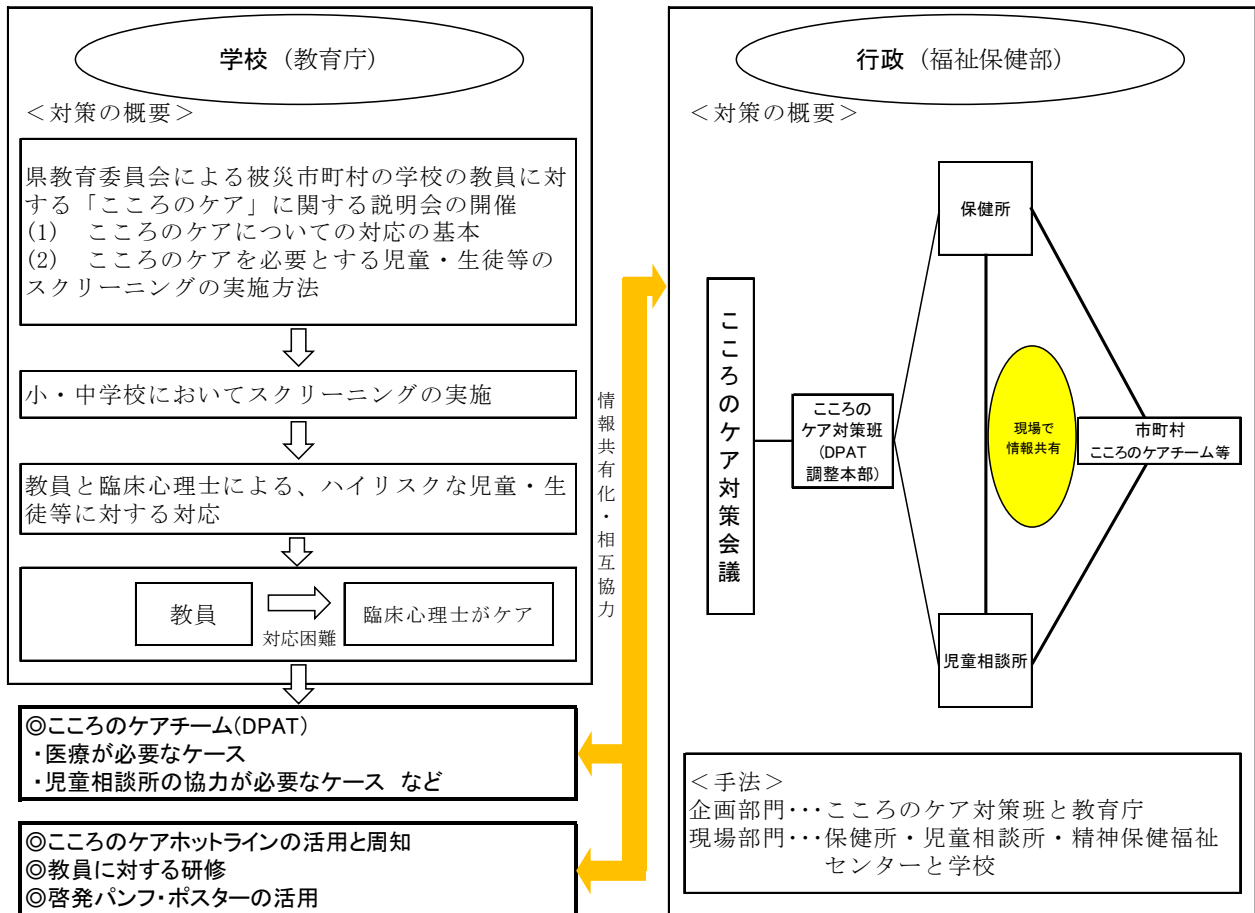
- (1) 小・中学校は、「該当学校教員の説明会」を受け、心のケアにかかる職員研修、児童生徒への説明、保護者への説明会を実施する。また、カウンセリング実施に係る「心の健康調査」等のストレスチェックの実施とスクリーニング、教員による児童生徒への早期カウンセリングを実施する。
- (2) 校長は、児童・生徒の心のケアや被災後の学校運営を行う教職員の心のケアに留意するとともに、心のケア対策が必要となった場合には、市教育委員会を通じて県教育

委員会にカウンセリング等の実施を要請する。

6 こころのケア対策の連携

(1) 行政との連携

教育委員会の「児童・生徒等におけるこころのケア対策」と「こころのケア対策」の連携図



第20節 廃棄物の処理計画

【災害対策本部担当部】 市民衛生部

1 計画の方針

○基本方針

(1) 各主体の責務

ア 市民

(ア) ごみ処理

- a 避難所での生活ごみについて、市の指示する分別等のごみの排出に協力する。
- b 家庭からの生活ごみ、粗大ごみについて、市の指示する分別、指定場所等へのごみの排出等に協力する。
- c ごみの野焼き、災害ごみ排出指定場所等への便乗ごみ（水害により発生したごみ以外のごみ）の排出、不法投棄等を行わない。

(イ) し尿処理

- a 避難所の仮設トイレ等について、市の指示に従い、使用方法や維持管理等の公衆衛生面での対応やし尿の収集に協力する。

イ 市

(ア) ごみ処理

- a ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ仮置場を設置する等、復旧までの処理体制を整備する。
- b 避難者の衛生面での支障が生じないように、避難所の生活ごみの収集体制を整備する。
- c あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実施計画（ごみ処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。
- d ごみの発生量を予測し、仮置場及び最終処分地を確保する。
- e ごみの収集方法を決定し、速やかに住民に周知する。この際、排出時の分別について充分周知を行う。
- f ごみの処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量化とリサイクルに努める。
- g 仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。
また、有害廃棄物の適切な分別・保管により安全の確保及び環境汚染の未然防止を図るほか、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講ずる。
- h 腐敗が早くかつ重量がある泥水を被った水害ごみが路上に一時に大量に排出されることが予想される場合は、自衛隊の協力を得て、まず幹線道路の確保を行い、次に、路地等に排出された水害ごみの早期収集に努める。
- i 大量のごみが一時に排出されるおそれがある場合は、収集作業の効率化を図

るため、警察の協力（交通規制）も得て、仮置場までの運搬ルートの確保を行う。

j ごみの収集、処理が困難と判断した場合は、速やかに近隣市町、県に広域支援を要請する。

(イ) し尿処理

a し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、復旧までの処理体制を整備する。

b 避難所等の避難者の概数、仮設トイレの設置状況の把握を行い収集体制を整備する。

c あらかじめ定める廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実施計画（し尿処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。

d し尿の収集、処理が困難と判断した場合は、速やかに近隣市町、県に広域支援を要請する。

(ウ) 災害がれき処理

a 隣家への倒壊、道路への支障など、緊急を要する危険家屋については、必要に応じ、自衛隊の協力も得て優先的に解体処理を実施する。

b あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、実施計画（がれき処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。

c 災害がれきの発生量を予測し、仮置場及び最終処分場を確保する。

d 災害がれきの収集方法を決定し、速やかに住民に周知する。

e 災害がれきの処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量化とリサイクルに努める。

f 仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。

また、有害廃棄物の適切な分別・保管により安全の確保及び環境汚染の未然防止を図る他、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講ずる。

g 損壊家屋が多数に上る場合は、住民の混乱を避けるため、必要に応じ解体から処分まで指定業者の斡旋、受付窓口の設置など、計画的な処理体制を構築する。

h 災害がれきの収集及び処理が困難と判断した場合は、速やかに近隣市町村、県に広域支援を要請する。

ウ 県

(7) 必要に応じ災害廃棄物処理実行計画を策定する。

(イ) 市町村の要請に応じ、災害ごみ、し尿処理等の広域支援体制を整備する。

(ウ) 県及び他市町村の職員の応援派遣等により市を支援する。

(2) 達成目標

(ごみ収集)

ア 生活ごみ等の収集は、おおむね2日～3日以内に開始する。災害ごみの収集は、おおむね2日～3日以内に開始し、5日～7日以内での収集完了に努める。

(し尿収集)

イ し尿の収集は、概ね24時間以内に開始する。

(災害がれきの収集)

ウ 災害がれき類の収集は、概ね1か月以内に開始する。

(3) 要配慮者に対する配慮策

市は、要配慮者の家庭からのごみ収集等に、ボランティアを派遣するなどの配慮を行う。

2 情報の流れ

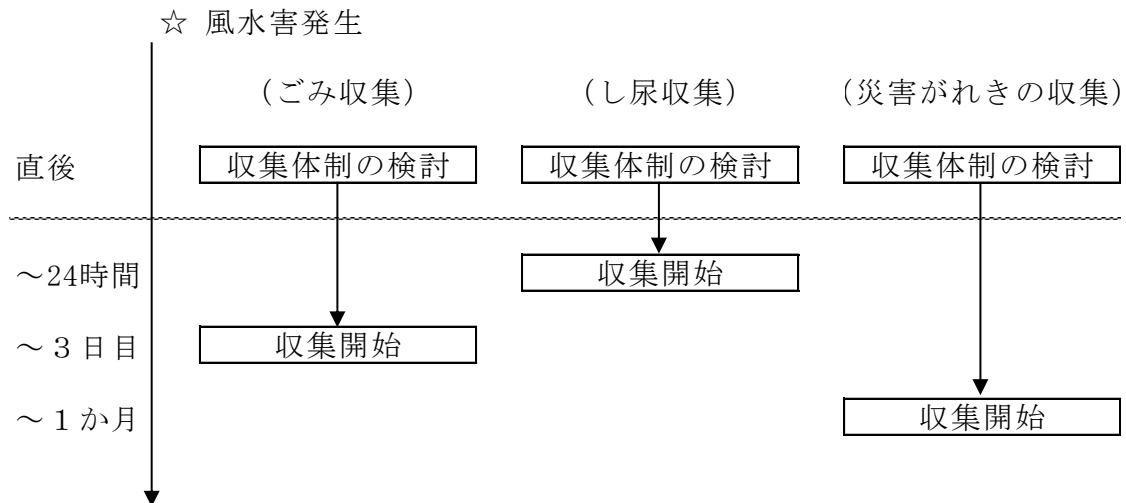
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市	ごみ、し尿収集のニーズ
市	県	広域支援の必要性
県	協定先・団体	広域支援の要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	広域支援の情報
市	避難所、避難者	ごみ、し尿の収集情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) ごみ処理の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者	<ul style="list-style-type: none"> 市が行う避難所等のごみの分別、排出に協力する 各家庭においては、市の指示に従い、ごみの分別、排出を行う。 	市

市	<ul style="list-style-type: none"> 生活ごみ、粗大ごみ処理の実行計画を策定する。 避難所のごみ収集体制を整備する。 家庭からのごみの分別、排出方法等について住民に周知する。 災害ごみの処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、速やかに近隣市町村、県に要請する。 必要に応じ、仮置場の設置を行うとともに、警察の協力も得ながら運搬ルートを確認する。 必要に応じ、ごみ収集にボランティア派遣の調整を図る。 	県災害対策本部 近隣市町関係団体 県災害ボランティアセンター 市災害ボランティアセンター
県	<ul style="list-style-type: none"> 市からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 必要に応じ、職員を派遣し、ごみ処理対策を支援する。 	協定団体等 環境省関東地方環境事務所 他都道府県 県内市町村
環境省関東地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、職員を派遣し、市町村の初動対応を支援する。 ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。 	
新潟県環境整備事業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> 市、県からの要請に基づき、現地での災害ごみの収集に協力する。 	
(一社)新潟県産業資源循環協会	<ul style="list-style-type: none"> 市、県からの要請に基づき、現地での災害ごみの収集・処分に協力する。 	
(公財)新潟県環境保全事業団	<ul style="list-style-type: none"> 県からの要請に基づき、災害ごみの処理に協力する。 	

(2) し尿処理の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者	<ul style="list-style-type: none"> 仮設トイレの維持管理に協力し、市のし尿収集に協力する。 	市
市	<ul style="list-style-type: none"> し尿処理の実行計画を策定する。 住民に仮設トイレの使用方法、し尿収集の情報等を周知する。 し尿の処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、速やかに近隣市町、県に要請する。 	協定団体等 県
県	<ul style="list-style-type: none"> 市からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 必要に応じ、職員を派遣し、し尿処理対策を支援する。 	協定団体等 環境省関東地方環境事務所 他都道府県 県内市町村

環境省関東地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、職員を派遣し、市町村の初動対応を支援する。 ・ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。 	
新潟県環境整備事業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・市、県からの要請に基づき、現地でのし尿収集に協力する。 	
(一社)新潟県浄化槽整備協会	<ul style="list-style-type: none"> ・市、県からの要請に基づき、浄化槽の被害調査、応急復旧に協力する。 	

(3) 災害がれき処理の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者	<ul style="list-style-type: none"> ・市の指示に従い、損壊家屋の解体後の災害がれき処理に協力する。 	市
市	<ul style="list-style-type: none"> ・災害がれきの処理、緊急を要する危険家屋の解体について必要に応じ県を通じて自衛隊に要請する。 ・災害がれき発生量を推計し、処理の実行計画を策定する。 ・住民に災害がれき処理の方法を周知する。 ・災害がれき処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、速やかに近隣市町、県に要請する。 ・必要に応じ、災害がれきの仮置場を設置し管理する。 	県 協定団体等 自衛隊
県	<ul style="list-style-type: none"> ・市からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 ・必要に応じ、職員を派遣し、災害がれき処理対策を支援する。 	協定団体等 環境省関東地方環境事務所 他都道府県 県内市町村
環境省関東地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、職員を派遣し、市町村の初動対応を支援する。 ・ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。 	
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの要請に基づき、災害がれきの処理、緊急を要する危険家屋の解体を支援する。 	
(一社)新潟県産業資源循環協会	<ul style="list-style-type: none"> ・市、県からの要請に基づき、災害がれきの収集、処理に協力する。 	
(一社)新潟県解体工事業協会	<ul style="list-style-type: none"> ・市、県からの要請に基づき、損壊家屋の解体に協力する。 	
(公財)新潟県環境保全事業団	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの要請に基づき、災害がれき処理に協力する。 	

第21節 トイレ対策計画

【災害対策本部担当部】 市民衛生部

1 計画の方針

○ 基本方針

市は、現有資機材等の利用及び仮設トイレ等を最大限確保することにより、避難所及びトイレの使用が困難な地域の被災者のトイレ利用を確保し、衛生的に使用するための管理を行う。

(1) 各主体の責務

ア 市民・企業等

(ア) 風水害発生から2日間程度に必要な^{※1}携帯トイレや^{※2}簡易トイレは、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。

イ 市

(イ) 避難所及びトイレの使用が困難な地域の被災者のトイレ利用を確保する。(被災者への供給を行う。)

(ロ) 避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握する。

(ハ) 備蓄^{※3}組立トイレでは不足する場合又は自力で必要な^{※4}仮設トイレ等を確保できない場合は、県に支援を要請する。

(ニ) し尿処理場及びし尿運搬業者の状況等について調査し、自力で必要な運搬、処理を確保できない場合は、県に支援を要請する。

(ホ) 避難所トイレ及び仮設トイレを衛生的に使用するための管理を行う。

(ヘ) 避難所以外の公共トイレの被災状況を把握し、早期に使用できるよう対応する。

ウ 県

(ア) 県は、市が把握したニーズに応じて、仮設トイレ等の資機材の調達、輸送の代行、各種トイレの供給可能情報の提供、トイレの継続的な機能確保等について市を支援する。

* 災害用トイレの特徴及び分類 (日本トイレ協会)

分類	特徴
*1 携帯トイレ	既設トイレの便座等に便袋を設置し、使用後はし尿をパックし処分するタイプ
*2 簡易トイレ	室内に設置可能な小型で持ち運びができるトイレで、し尿を貯留するタイプ。介護用のポータブルトイレも含む。
*3 組立トイレ	災害発生時に組み立てて使用する屋外型タイプ(汲み取り便屋付き)とマンホール対応型がある。日常時はパーツは折りたたんだ状態で保管する。
*4 仮設トイレ	工事現場やイベント等で利用されているタイプ。洗浄方式は、簡易水洗方式・泡式・非水洗の3タイプがある。いずれも、貯留し汲み取りを行う。

(2) 要配慮者に対する配慮

- ア 避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用ができない場合は、要配慮者用の災害用トイレを配備（概ね24時間以内）する。
- イ 避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。
- ウ 要配慮者特有の需要（段差の解消、手すりの設置等）が見落とされないよう配慮する。

(3) 快適な利用の確保

- ア 避難者に対して、要配慮者優先の利用区分及び災害用トイレの使用方法等の周知を行いトイレの円滑な利用を図る。
- イ トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレトペーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難所の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。
- ウ 避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿の汲み取りを実施する。
- エ トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座の積極配置、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。

2 情報の流れ

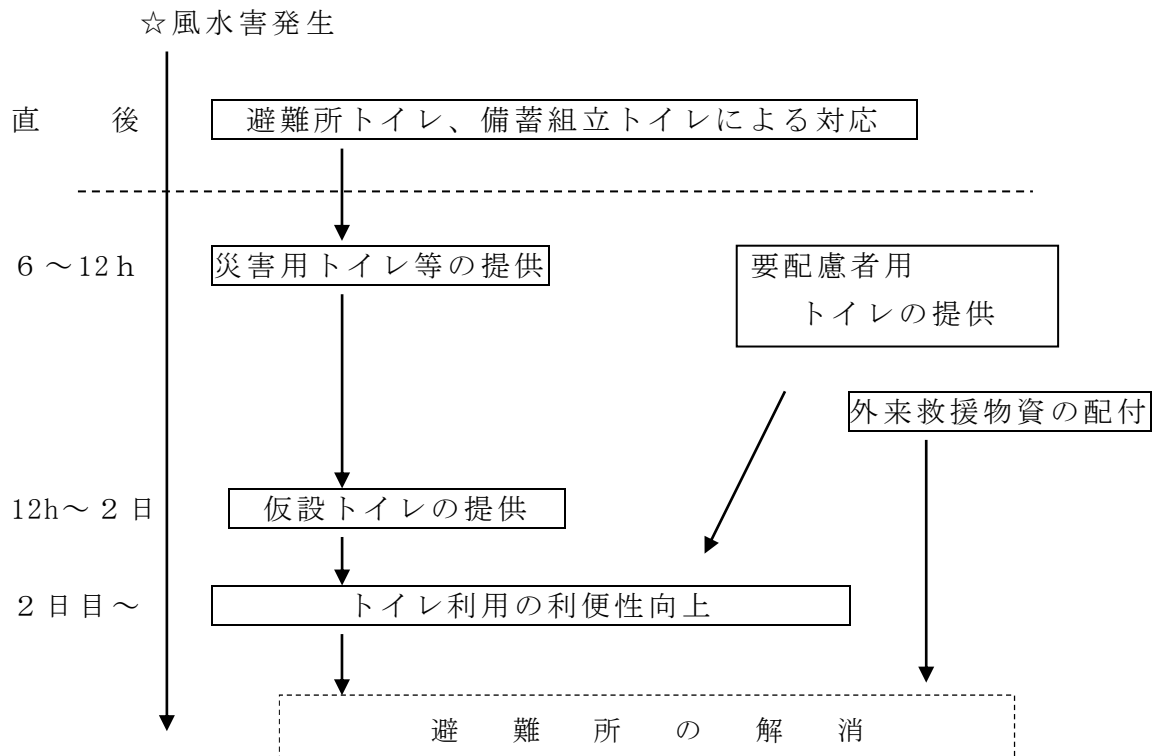
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市	被災地ニーズ
市	県	集約された被災地ニーズ
県	企業・団体	調達情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	供給予定情報
市	避難所、避難者	供給予定情報

3 業務の体系



4 トイレの調達

(1) 備蓄非常用トイレによる対応

実施主体	業務	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> 避難所等に職員を派遣し避難者の概数を把握する。 避難者に対して、災害用トイレ等の適切な利用方法を周知する。 避難所等で不足するトイレを他の保管場所からの回送、災害時相互応援協定締結市町村及び県からの緊急供給で補う。 社会福祉協議会を通じて避難所運営等の補助に当たるボランティア派遣を要請する。 	災害時相互応援協定 締結市町村 県災害対策本部 社会福祉協議会、市 災害ボランティア本 部
県	<ul style="list-style-type: none"> 市からの要請に基づき、現地で不足するトイレ等を最寄りの県及び県内市町村からの広域応援により備蓄拠点から避難所等に配送する。 	県トラック協会
災害時相互応援協定締結市町村	<ul style="list-style-type: none"> 市から調達要請があったトイレ等を、指定された場所（原則として各避難所）へ配送する 	
県トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> 県からの要請に基づき、県内の備蓄トイレを避難所等へ配送する。 	

(2) 仮設トイレ（レンタル）及びトイレ用品による対応

実施主体	業 務	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所に調達を要するトイレ及びトイレ用品の種類ごとの概数を把握する。 ・ 企業・団体等にトイレ等の供給を依頼する。 ・ 義援物資提供の申し出への対応（いずれかの避難所へ直接振り向ける。） ・ 調達が困難な場合は災害時相互応援協定締結市町村及び県に調達の代行を依頼する。 	町内会長等 企業・団体等 災害時相互応援協定 締結市町村 県
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市からの要請に基づきトイレ等の調達を代行する。 ・ 企業・団体等に対してトイレ輸送経路等の情報を適宜提供する。 	企業・団体 他都道府県
災害時相互応援協定締結市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市から調達要請があったトイレ等を、指定された場所（原則として各避難所）へ配送する 	
企業・団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県から調達要請があったトイレ等を、指定された場所（原則として各避難所）へ配送する。 	

第22節 入浴対策計画

【災害対策本部担当部】 市民衛生部

1 計画の方針

○ 基本方針

市は、自宅の被災又はライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、身体の清潔の保持のため、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。

(1) 各主体の責務

ア 市民・企業等

被災を免れた入浴施設を被災者に開放するよう努める。

イ 市

(ア) 地域間交流センターちぢみの里の早期入浴機会の確保

(イ) 被災を免れた入浴施設管理者への施設開放要請

(ウ) 入浴施設を有する他市町村への協力要請

(エ) 県への支援要請

ウ 県

(ア) 自衛隊に対する入浴支援要請

(イ) 県内市町村及び隣接県への協力要請

(ウ) 新潟県生活衛生同業組合連合会への協力要請

(2) 達成目標

入浴機会の確保は、風水害の発生から概ね3日以内に実施する。

(3) 要配慮者に対する配慮

ア 入浴施設までの交通手段の確保

イ 要配慮者が利用可能な入浴施設や移動入浴車等の確保

ウ 要配慮者への入浴施設情報の広報の徹底

エ 乳幼児に対する配慮

(ア) 沐浴に必要な物品の整備

(イ) 乳幼児の沐浴や皮膚のケアを行うため助産師、助産師会への協力要請

(ウ) 乳幼児の沐浴サービスに関する広報の徹底

(4) 積雪期の対応

冬期間は特に入浴後の保温対策に配慮し、新潟県生活衛生同業組合連合会への協力要請の強化を図る。

2 情報の流れ

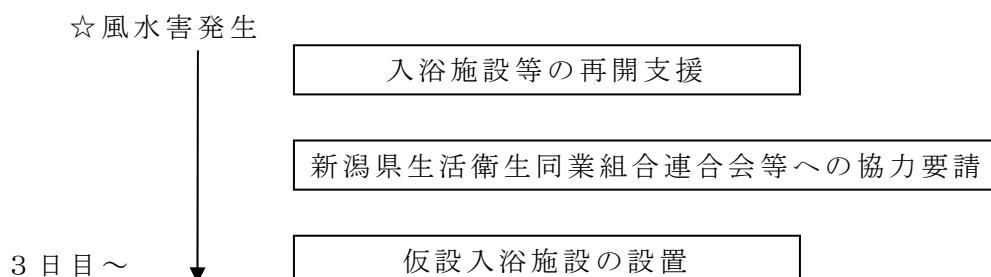
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	県	仮設入浴施設設置要請 入浴施設確保要請
県	自衛隊、他自治体、新潟県生活衛生同業組合連合会	入浴支援要請、施設利用協力要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	入浴施設確保情報
市	避難所、避難者	入浴施設開設予定情報 入浴サービス提供情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 入浴施設等の再開支援

実施主体	業務	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> 業務再開可能な入浴施設等に対し給水等の支援を行い、入浴環境を確保する。入浴環境を確保するため、浴場用水、ボイラー燃料等の供給計画を事前に定める。 要配慮者の入浴施設までの交通手段を確保する。 避難者に対する入浴施設情報の広報を行う。 	入浴施設管理者等

(2) 新潟県生活衛生同業組合連合会等への協力要請

実施主体	対策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> 新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合等への協力要請を行う。 市のみの能力では入浴施設の確保が困難な場合は県に応援要請を行う。 	新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合等
県	<ul style="list-style-type: none"> 市の要請又は被害が数市町村に及ぶ場合は新潟県生活衛生同業組合連合会又は近隣県を通じて 	新潟県生活衛生同業組合連合会

	他県の旅館ホテル生活衛生同業組合等へ支援の要請を行う。	等
--	-----------------------------	---

(3) 仮設入浴施設の設置

実施主体	業 務	協力依頼先
市	・近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、避難所等に仮設入浴施設設置を県に要請する。	県災害対策本部
県	・市の要請により自衛隊へ入浴支援要請を行う。	自衛隊
自衛隊	・県の要請により避難所等へ野営用入浴施設により支援を行う。	

第23節 食料等供給計画

【災害対策本部担当部】 ○調達部、農林部、市民衛生部

1 計画の方針

○ 基本方針

風水害時は、被災者が、食料、生活必需品の多くを浸水により失っていることなどを想定して、食料、飲料水等（以下「食料等」という。）の供給時期、範囲、優先順位等を決定する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努める。

(1) 各主体の責務

ア 市民

住民は、避難にあたり、最低限1食分の食料、飲料水、生活必需品等（以下「物資等」という。）を携行するよう心掛ける。

イ 市

(ア) 被災者への供給を行う。

(イ) 職員の配置・巡回により避難者の需要を把握する。

(ウ) 自力で必要な食料等を確保・輸送できない場合は、県・協定業者等に支援を要請する。

(エ) 避難が長期化した場合は、食事の提供から段階的に食材提供による自炊へ移行し、避難者の自立を促す。

(オ) 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。

ウ 県

(ア) 食料等の調達、輸送の代行、県及び他市町村職員の応援派遣等により市を支援する。

(イ) 自力で必要な食料等を確保・輸送できない場合は、指定地方行政機関・協定業者等に支援を要請する。

(ウ) 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、市町村と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。

エ 指定地方行政機関

食料等の調達、輸送について、県を支援する。

(2) 達成目標

食料の供給は概ね次の計画を目処とし、災害の規模に応じて調整する。食料等は原則として1日3回提供する。

避難～12時間以内：住民による自己確保又は避難所等の保存食料

避難～12時間後～：おにぎり、パン等の簡単な調達食

避難～24時間後～：自衛隊等による配送食（温かいもの）

避難～72時間後～：自衛隊、日本赤十字社、ボランティア、住民等による現地炊飯
（炊き出し等）

(3) 要配慮者に対する配慮

高齢者、食物アレルギー等に配慮した食事提供（避難から24時間後～）

(4) 積雪時の対応

現地炊飯開始の前倒し等、早期の温食提供を図る。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
避難所、避難者	市	被災地ニーズ
市	協定業者、事業所	調達情報
市	県	集約された被災地ニーズ

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
市	避難所、避難者	供給予定情報
協定業者、事業所	市	調達品提供
県	市	供給予定情報

3 食料等調達・供給フロー図

（別途フロー）

4 市の実施体制

市は、収集した被害情報により、食料供給対象者数を確認し、品目、数量、供給場所等決定し、食料等供給計画書を作成し、被災者等に対する食料等の調達・供給を実施する。

(1) 提供食料の種別等

ア 炊き出しによる米飯、米穀、食パン、麺類（即席麺、そば、乾うどん）、飯缶、乾パン

イ 乳児用ミルク、牛乳

ウ 副食品（缶詰、漬物、佃煮、野菜）調味料（味噌、醤油、塩、砂糖）

(2) 食料等供給の対象者

ア 避難所に受入れされた者及び避難所に避難した者で、食料等の持ち合わせのない者

イ 住家の被害が全壊（全焼）、流出、半壊（半焼）又は床上浸水等であって炊事のできない者

ウ 床下浸水であっても、炊事道具が流出、又は炊事施設が壊れあるいは土砂に埋ま

った場合等で炊事ができない者

エ 旅行者、一般家庭の来訪者、鉄道の旅客等であって、食料等の持参又は調達できない者

オ 被害を受け、一時縁故先等に避難する者で、避難先に到達するまでの間、食料等の持ち合わせがない者

カ 被災現場において、防災業務及び防災活動に従事している者で、食料等の提供を必要とする者

(3) 食料等の備蓄

多数の被害者に食料供給の必要が生じた場合を想定し、市の備蓄計画の目標を当面次のとおりとする。

ア 備蓄食料等の種類・数量

- ・主食(食)～10,000食
- ・副食(食)～6,800食
- ・飲料水(2L)～3,200本

* 県が示した「市・県の備蓄分担割合」を参考に算出

イ 備蓄場所

西小千谷地区、東小千谷地区、南部地区、片貝地区の指定避難所とする。

ウ 住民の備蓄

町内会、自主防災組織を通じて、住民の食料備蓄（家族3日分（推奨7日分））を推進するとともに、市は防災教育を積極的に行い、食料等の備蓄の重要性を啓発する。

(4) 食料の調達、確保

市は、保有する食料等で不足する場合は、越後おぢや農業協同組合、小千谷商工会議所、米穀取扱業者及び協定業者等を通じて民間業者から調達する。

ア 調達先

- 米 穀～越後おぢや農業協同組合、米穀取扱業者、協定業者等
- その他の食料～小千谷商工会議所、協定業者等

イ 要請に当たっての指示

調達に当たっては、次の事項を明示して要請する。

(ア) 品目

(イ) 数量

(ウ) 引き渡し場所

ウ 集積場所及び管理方法

避難所又はその近くの適当な場所とし、それぞれに責任者を定めて、食料等の受入管理を行う。

(5) 炊き出しの実施

市は、炊き出しの必要がある場合は、避難所及びその付近において避難市民、自主防災組織、町内会、日赤奉仕団等ボランティアの協力を得て、炊き出し班を組織し実施する。

ア 炊き出し等用具の確保

避難施設の給食設備が使用できない間は、炊き出し等器具の提供を受けて炊き出

しを実施する。

- イ 炊き出し用具及び食（材）料の確保
炊き出し用具及び食（材）料の提供は市が行う。

(6) 食料等の配分方法

- ア 市が作成する食料提供計画書により、避難所等ごとに定める責任者を通じて配分する。
- イ 避難所以外に避難している者の把握に努め、避難所に加え配分する。
- ウ 公平な配分とするため、被災住民に事前に周知し、責任者の指示のもと、町内会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行う。
- エ 配分に当たっては、要配慮者を最優先する。
- オ 市は、直接食料を提供することが困難なため、米飯業者等に委託する場合は数量基準等を明示する。
- カ 供給に必要な車両及び人員
車両～市公用車を使用するものとし、不足をきたす場合は、市内の貨物輸送業者等及び県又は近隣市町に対し協力要請をする。
人員～供給に必要な人員は、市職員等をもって充てる。ただし、不足する場合は、自主防災組織、町内会、ボランティア等の協力を得て供給を行うものとする。
- キ 輸送については、本章第11節「輸送計画」による。

(7) 供給食料の数量

- 応急用米穀の供給数量は、次に掲げる1人当りの供給数量に受給者の数及び期間の日数を乗じて得た数量とする。
- ア 炊き出しによる給食の場合
1食当たり精米換算 200g以内
 - イ 供給機関が通常の供給を行えず、その機関を通じないで応急供給を行う場合
1日当たり 精米 400g以内
 - ウ 応急対策業務従事者に対する給食の場合
1食当たり 精米換算 300g以内

5 関係機関への応援要請

(1) 県、近隣市町村

市は、必要な食料等の調達・供給ができない場合は、協定市町村、県に対し、次の事項を明示して応援を要請する。

- ア 食料等の応援要請
品目、数量、引渡し期日、引渡し場所、その他参考事項
- イ 炊き出し用具等の応援要請
人員、器具、数量、期間、場所、その他参考事項
- ウ 集積場所

応援食料等の集積場所は、原則として市車両センターとする。また、必要に応じ指定避難所及びその近隣に臨時集積場所を設け、責任者を定めて引受管理を行う。

(2) 自衛隊

市は必要と認めた場合、県に自衛隊の応援要請を依頼する。

この場合の手続きは、本章第10節「自衛隊の災害派遣計画」による。

6 食料等の衛生管理体制及び栄養指導

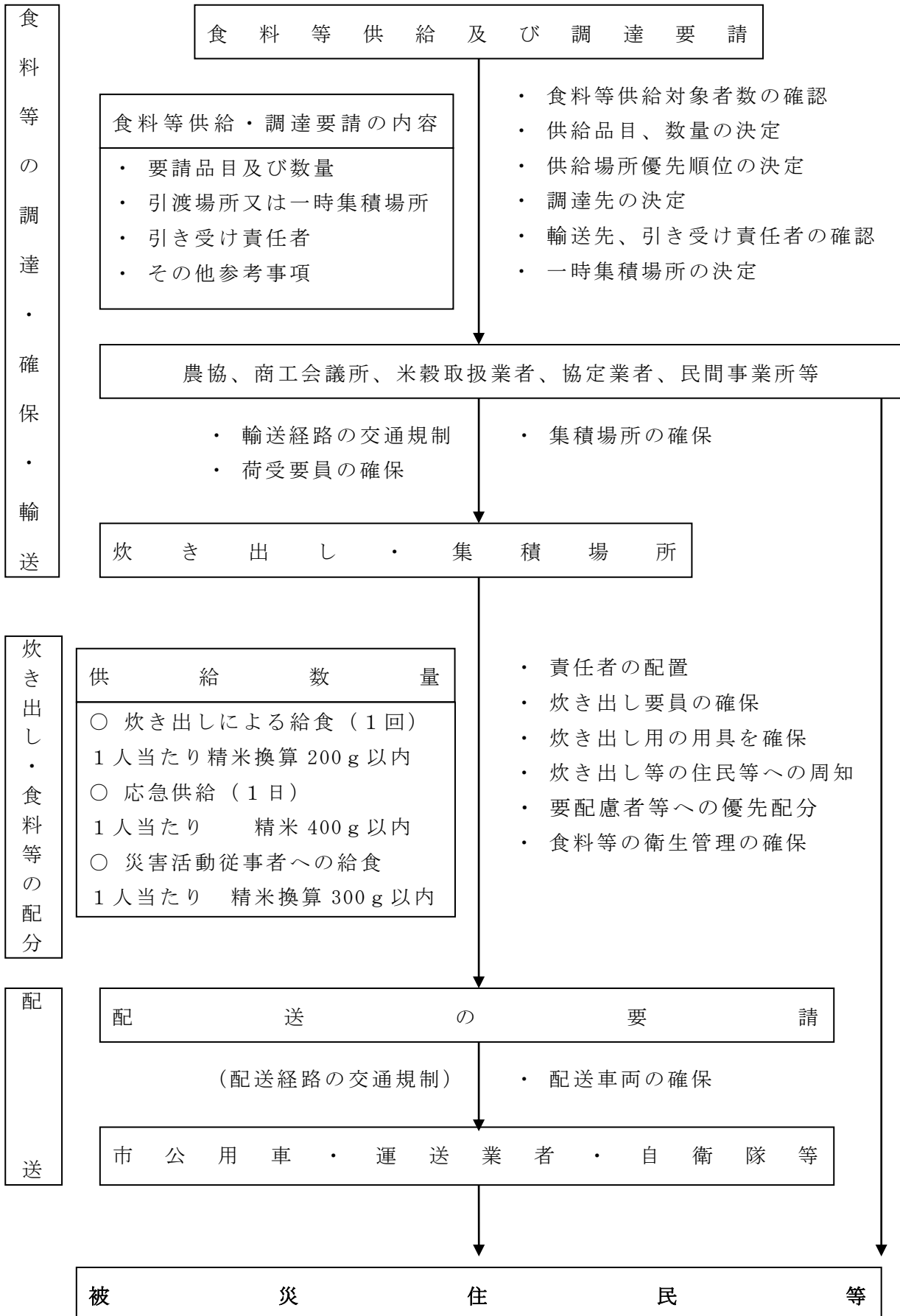
市は、備蓄食料等保管庫の防湿、防虫等について管理を行い、定期的に在庫品を点検し、保存期限が過ぎた食料等は、入替えをするなど食料等の衛生管理を行う。

また、炊き出し等にあつては、第3章第17節「防疫及び保健衛生計画」による。

7 積雪期の供給計画

市は、供給食料等の輸送を円滑に行うため、輸送経路の早期除雪の体制を整備するとともに、陸路輸送が困難な場合の空路輸送に備え、ヘリポートの除雪体制も整備しておく。

食料等調達・供給フロー図



第24節 生活必需品等供給計画

【災害対策本部担当部】 ○調達部、農林部

1 計画方針

○ 基本方針

市は、被災者に対し、被服その他生活必需品（以下「生活必需品等」という）を供給する必要があるときは、速やかに供給する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が供給されるよう努める。

(1) 各主体の責務

ア 市民

風水害発生から（流通機構の復活が見込まれるまでの）3日程度の間に必要な生活必需品等は、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。

イ 市

(ア) 自ら生活必需品等を用意できない被災者への供給を行う。

(イ) 職員の配置・巡回により避難者の需要を把握する。

(ウ) 自力で必要な生活必需品等を確保・輸送できない場合は、県・協定業者等に支援を要請する。

(エ) 災害に備え計画的に生活必需品等の備蓄を進める。

(オ) 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。

ウ 県

(ア) 生活必需品等の調達、輸送の代行、県及び他市町村の応援派遣等により市を支援する。

(イ) 自力で必要な生活必需品等を確保・輸送できない場合は、指定地方行政機関・協定業者等に支援を要請する。

(ウ) 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、市町村と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。

エ 指定地方行政機関

生活必需品等の調達、輸送について、県を支援する。

(2) 達成目標

医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）及び衛生材料（ガーゼ、清浄綿、緊急手当て用品等）、乳児用粉ミルクと使い捨て哺乳瓶、おむつ（小人・成人用）、毛布、仮設トイレなどの供給は需要の把握から概ね12時間以内に、その他一般的な生活必需品の供給は概ね24時間以内に行うことを目標とする。

(3) 積雪時の対応

防寒具、ストーブ・使い捨てカイロ等、寝具、燃料等防寒対策に必要な物資を他に優先して供給する。

2 情報の流れ

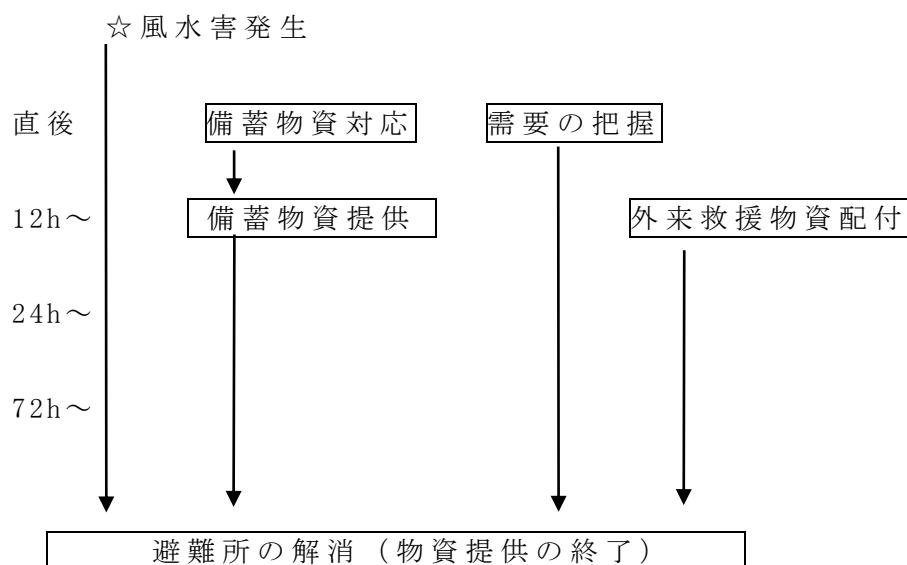
(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
避難所、避難者	市	被災地ニーズ
市	協定業者、事業所	調達情報
市	県	集約された被災地ニーズ

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
市	避難所、避難者	供給予定情報
協定業者、事業所	市	調達品提供
県	市	供給予定情報

3 業務の体系



4 生活必需品供給フロー図

別途図

5 生活必需品等の調達及び配付計画

(1) 生活必需品等の供給対象者及び品目

ア 供給対象者

(7) 避難所に避難した者で生活必需品等の持ち合わせのない者

(イ) 旅行者、一般家庭の来訪者等であって、生活必需品等の調達ができない者

イ 主な品目

- (ア) 寝具（毛布、布団等）
- (イ) 被服（肌着等）
- (ウ) 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）
- (エ) 食器（茶碗、はし、皿等）
- (オ) 保育用品（ほ乳ビン等）
- (カ) 光熱材料（マッチ、ローソク、コンロ等）
- (キ) 日用品（石鹸、タオル、医薬品、洗面器、歯ブラシ、ちり紙、生理用品等）
- (ク) 紙オムツ（小人・成人用）
- (ケ) 暖房器具、使い捨てカイロ等
- (コ) 燃料

ウ 配分基準

個人ごと～寝具、被服、食器、洗面用具等個人として必要な用品

希望者～保育用品、生理用品等特定の個人が必要な用品

避難所ごと～炊事道具、発電機、暖房器具等避難所として必要な用品

(2) 市の備蓄

市の備蓄計画は、当面次のとおりとする。

ア 備蓄生活必需品等の種類・数量

- ・毛布 2,000枚 * 県が示した「市・県の備蓄分担割合」を参考に算出

(3) 備蓄の啓発

町内会、自主防災組織を通じて、住民の生活必需品等の備蓄（家族3日分（推奨7日分））の推進を図るとともに、市は防災教育を通して、生活必需品等の備蓄の重要性を啓発する。

(4) 調達

市及び日赤小千谷支部で保有する生活必需品等をもってもなお不足する場合は、第3章第21節「食料等供給計画」の供給手続きに準じ、小千谷商工会議所及び協定業者等に協力を要請する。

なお、日赤小千谷支部が交付する主な物資は、次のとおりである。

毛布、日用品セット、バスタオル、タオル

(5) 配分計画

第3章第23節「食料等供給計画」に準じる。

6 輸送

本章第11節「輸送計画」による。

7 広域応援体制

(1) 市は、必要に応じて、協定市町村及び県に対し次の事項を示し、応援を要請する。

ア 品目別の調達要請量（自己の調達可能量と他市町村への調達要請の有無及び調達見込み量）

イ 引渡しを受ける場所及び引受責任者

ウ 連絡窓口及び連絡責任者

エ 荷役作業員の派遣の必要の有無

(2) 支援生活必需品等の受入れ

ア 県及び近隣市町等からの生活必需品等の集積場所は、原則として市車両センターとする。また、必要に応じ、指定避難所又はその付近に、臨時集積場所を設ける。

イ 管理方法

各集積場所ごとに引受け責任者（管理責任者）を定め、荷受及び管理を行う。

8 生活必需品等の強制確保

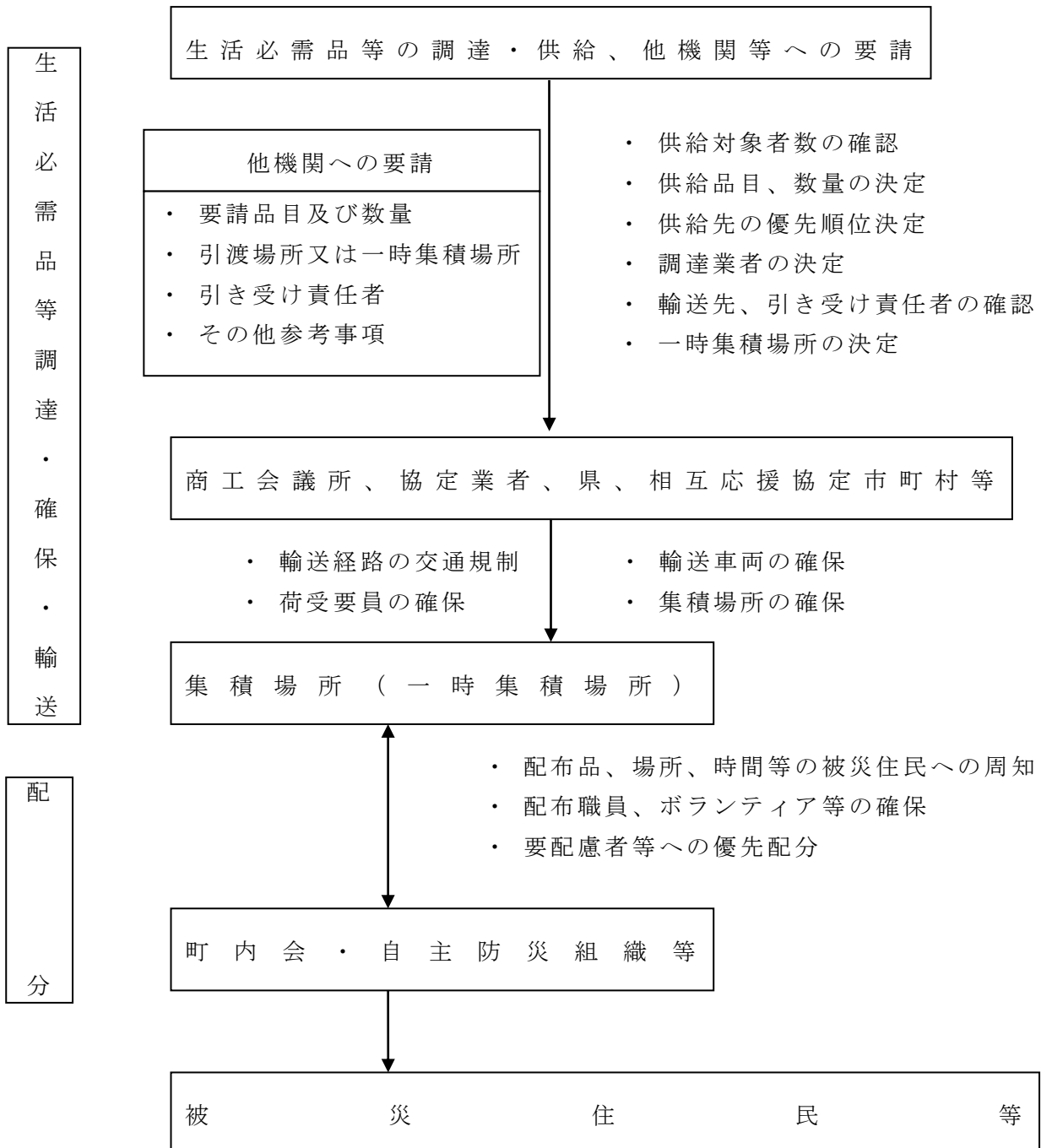
市は、必要に応じて、生活必需品等の適正な価格での供給及び必要な物資の調達ができない場合における強制確保措置について、県に要請する。

9 積雪期の供給計画

積雪期における円滑な供給のため、輸送経路、備蓄施設までの道路及び集積場所の早期除雪体制を確立しておく。

また、寒冷期の対策として、保温性の優れた寝具、発熱・保熱品等の備蓄及び確保に留意する。

生活必需品等供給フロー図



第25節 要配慮者の応急対策

【災害対策本部担当部】 ○民生部、教育部

1 計画の方針

○ 基本方針

災害時に、必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じていく。また、日頃、要配慮者の身近にいる地域住民、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設等と協働のもと支援を行う。

(1) 各主体の責務

ア 市

市は、発災前において早期の高齢者等避難の発表を行って要配慮者の避難時間を確保し、地域住民、民生委員・児童委員、自主防災組織、介護保険事業者、社会福祉施設等の協力を得て、要配慮者の安全を確保する。必要によっては県、防災関係機関に協力要請や避難行動要支援者情報の共有を行う。また、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者についての避難支援や安否確認を迅速に行う。避難後は要配慮者支援の窓口となって、県、地域住民、介護保険事業者、社会福祉施設等との調整を行い、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る。

また、外国人、視聴覚障がい者等に対して、適切な情報提供等の支援を行う。

イ 県

県は、市からの情報収集に努め、必要に応じて関係職員、災害福祉支援チーム等の派遣を行うとともに、国や防災関係機関と連携して、市、介護保険事業者、社会福祉施設等の活動を支援する。

また、外国人に対して情報提供等の支援を行うほか、市が行う視聴覚障がい者等への情報提供を支援する。

ウ 介護保険事業者及び社会福祉施設等

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、市、防災関係機関等の協力を得て、施設外の要配慮者の安全確保の協力を努める。

エ 企業

要配慮者を雇用している企業及び関係団体は、要配慮者を優先的に避難誘導を行い、安否確認を迅速に行う。

オ 国際交流関係団体、外国人雇用企業、留学生が所属する学校など外国人と交流のある団体等(以下「外国人関係団体」という。)

(ア) 国際交流関係団体

市及び県の要請に基づき、多言語支援窓口の運営に必要な通訳・翻訳ボランテ

ィア等の確保及び県内外関係団体への協力要請を行う。

(イ) 外国人雇用企業、留学生が所属する学校

所属する外国人の安全確保に努める。また、被災・避難状況を把握し、市に報告する。

カ 地域住民、町内会、自主防災組織等

地域住民、町内会、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等と連携して、地域社会全体で要配慮者の安全確保に努める。

キ 要配慮者及び保護責任者

要配慮者及び保護責任者は、地域住民等の協力を積極的に求め、自らの安全を確保する。

(2) 達成目標

ア 避難誘導対策

要配慮者をもれなく避難誘導する。

イ 避難所※の設置・運営 ※ 以下「避難所」には福祉避難所を含む。

- ・避難所において、要配慮者に対して良好な生活環境を確保する。
- ・避難所での生活が困難な要配慮者は、社会福祉施設等への緊急入所・入院により避難させる。

ウ 生活の場の確保

- ・応急仮設住宅、公営住宅、公的宿泊施設等により、要配慮者の生活の場を確保する。

エ 保健・福祉対策

- ・要配慮者の心身の健康確保、福祉サービスの提供の確保等を行う。

オ 外国人支援対策

- ・外国人の被災・避難状況の確認
- ・多言語支援窓口を設置し、情報提供、相談の実施等を行う。

(3) 積雪期の対応

必要により要配慮者宅の雪下ろし、除雪等の措置を講じる。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者 民生委員・児童委員、町内会、介護保険事業者、福祉関係者等	市	要配慮者の安否や保健・福祉等のニーズ
市	県、他市町村、介護保険事業者、社会福祉施設等	要配慮者の集約された各種ニーズ、職員、災害福祉支援チーム等応援要請

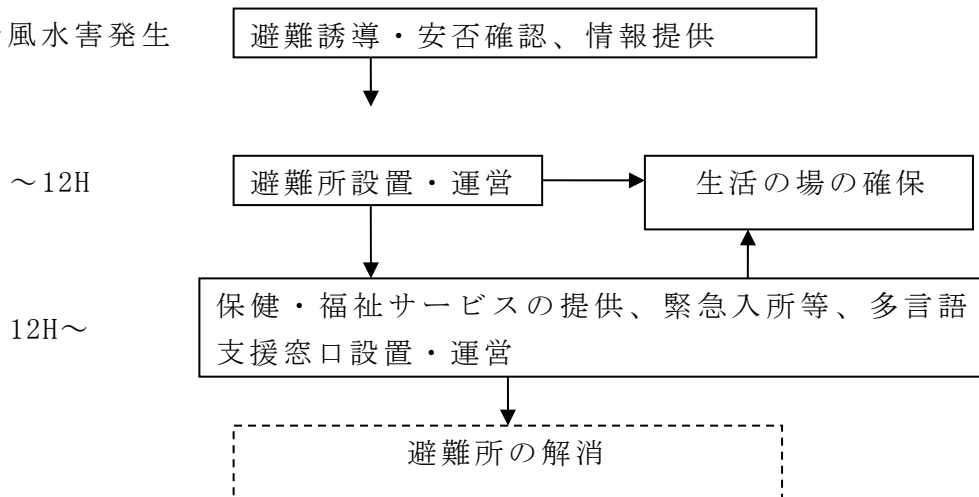
県	国、都道府県、市、介護保険事業者、社会福祉施設、新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会等	要配慮者への各種サービス要請、職員派遣要請、災害福祉支援チーム派遣要請
---	---	-------------------------------------

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	サービス、派遣予定等の情報
市、介護保険事業者、社会福祉施設等	避難所、避難者等	サービス、派遣予定等の情報

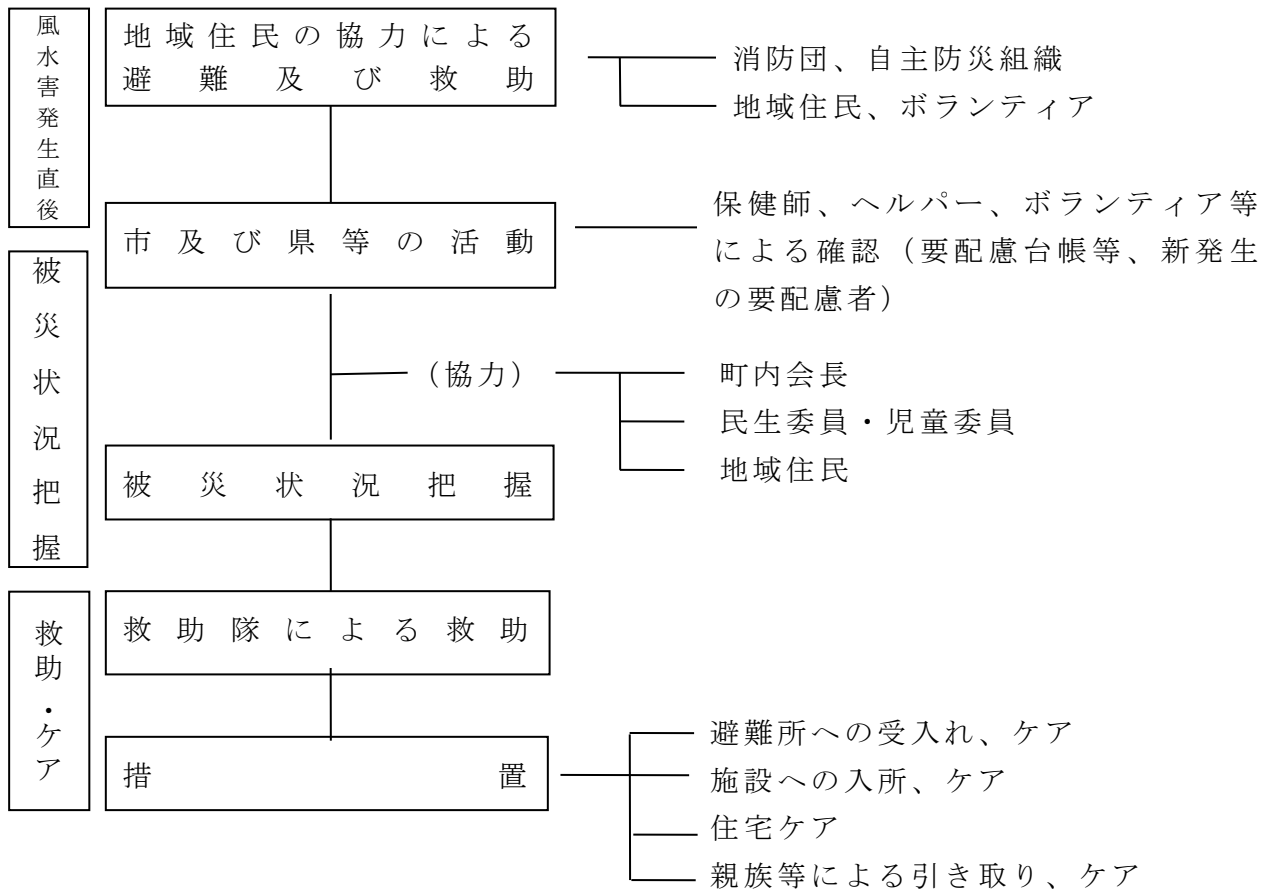
3 業務の体系

☆風水害発生

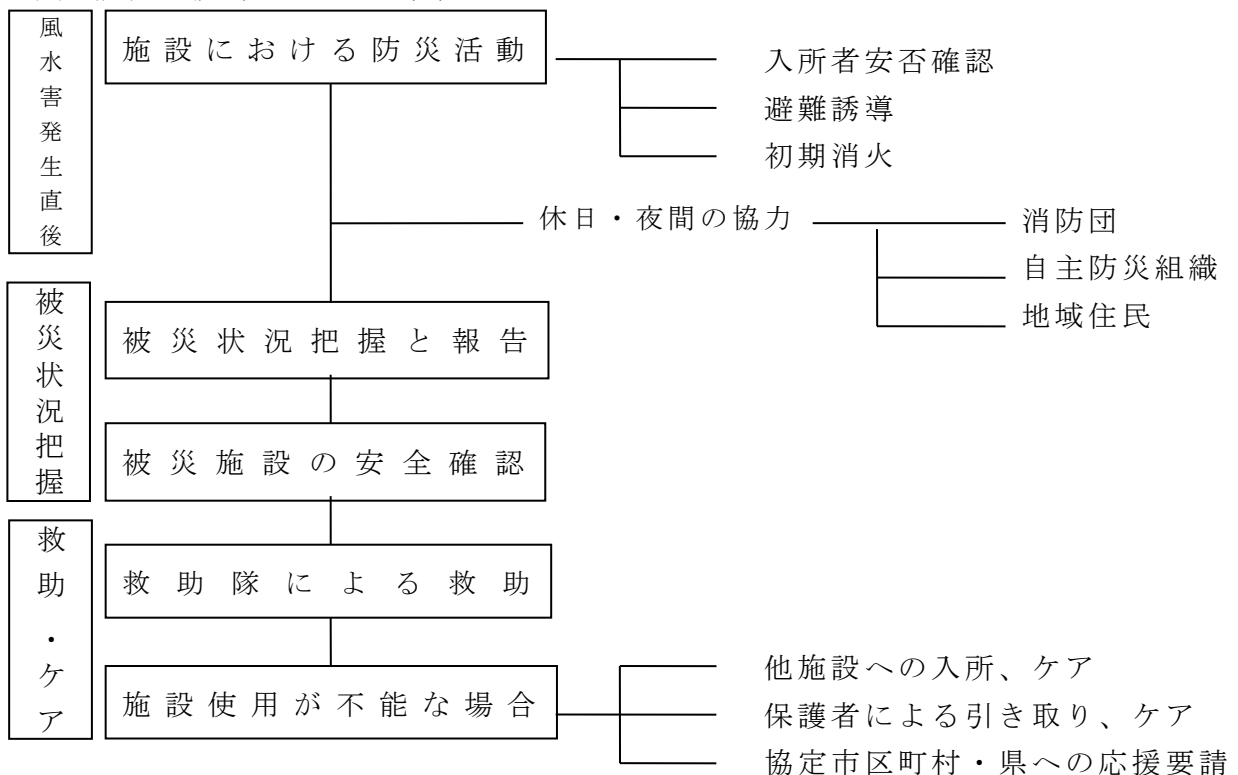


4 要配慮者応急対策フロー図

(1) 在宅要配慮者に対する対策



(2) 福祉施設等における対策



5 業務の内容

(1) 避難誘導対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 避難指示等の判断、伝達マニュアルに基づき高齢者等避難を伝達	町内会、民生委員・児童委員、自主防災組織等
市	・ 要配慮者の避難所への誘導、移送	県警察、消防本部、介護保険事業者、町内会、自主防災組織等
市	・ 避難所での要配慮者の安否確認、生活環境の確保	消防本部、介護保険事業者、町内会、自主防災組織、NPO・ボランティア等
市	・ 社会福祉施設等への緊急入所	介護保険事業者、社会福祉施設等、消防本部等

(2) 生活の場の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 公的宿泊施設での一時受入れ	公的宿泊施設
市、県	・ 公営住宅等の確保	他市町村、他都道府県
市、県	・ 応急仮設住宅の確保	国、建設業者、(公社)新潟県宅地建物取引業協会

(3) 保健・福祉対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 避難所、応急仮設住宅、自宅等への健康相談、こころのケア等により要配慮者の健康を確保	県、保健関係団体、他市町村・都道府県等
市	・ 避難所、応急仮設住宅、自宅等への福祉サービスの提供により要配慮者の福祉の確保	県、福祉関係団体、他市町村・都道府県等
介護保険事業者、社会福祉施設等	・ 避難所、応急仮設住宅等での治療、介護の必要な要配慮者の緊急入所	県、市等

(4) 情報提供

実施主体	対 策	協力依頼先
県、市	・ 要配慮者への的確な情報提供	報道機関、NPO・ボランティア等

(5) 外国人支援対策

実施主体	対 策	協力依頼先
県、市	・外国人の被災・避難状況の確認	外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体等
県、市	・多言語支援窓口の設置及び情報提供・相談等の支援	国際交流関係団体、外国人雇用企業、留学生が所属する学校
国際交流関係団体等	・通訳・翻訳ボランティア等の確保	県内外の国際交流関係団体